相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第２期）

図　面　リ　ス　ト			
図面番号	図　面　名　称	図面番号	図　面　名　称
（意匠図）		（設備図）	
A−01	タイトル・図面リスト	E−01	特記仕様書
A−02	特記仕様書１	E−02	（校舎Ｂ棟）現況・改修　電灯設備１・２階平面詳細図
A−03	特記仕様書２	E−03	（プール棟）現況・改修　電灯設備１階平面詳細図
A−04	特記仕様書３		
A−05	配置図	M−01	特記仕様書－１
A−06	（校舎棟）現況１・２階平面図	M−02	特記仕様書－２
A−07	（体育館棟）現況１階平面図	M−03	配置図
A−08	（校舎Ｂ棟）現況断面詳細図	M−04	現況・改修階平面図
A−09	（校舎Ｂ棟）改修断面詳細図	M−05	（校舎Ｂ棟）現況・改修１階平面詳細図
A−10	（プール棟）現況・改修断面詳細図	M−06	（プール棟）現況・改修１階平面図
A−11	（校舎Ｂ棟・プール棟）部分詳細図	M−07	（プール棟）現況・改修１階平面詳細図
A−12	（校舎Ｂ棟）現況・改修１・２階平面詳細図	M−08	保温施工標準図－１
A−13	（プール棟）現況・改修１階平面詳細図		
A−14	（校舎Ｂ棟・プール棟）現況展開図		
A−15	（校舎Ｂ棟・プール棟）改修展開図		
A−16	（校舎Ｂ棟・プール棟）現況・改修建具リスト		
	（校舎Ｂ棟）現況・改修１・２階天井伏図		

工事番号・工事名　１相連教４４９号　Ｓ－１９７０８ 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）			図面の名称 タイトル・図面リスト				作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田　耕一 TEL　(072)−331−3857　FAX　(072)−334−5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本　孝良 TEL　(0748)−72−1114　FAX　(0748)−72−1166	管理建築士　澤田　耕一	検図　杉本　孝良	作図　大久保　晴二		縮尺（Ａ１） １：100	縮尺（Ａ３） １：200	図面番号 Ａ－０１

建築工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

工事名称	相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事（和束小学校第２期）
工事場所	京都府相楽郡和束町大字園　地内　　敷地面積 ２９，４８２．００ ㎡
用途規制	都市計画区域外
防火規制	指定なし
その他の規制	
工事期間・限	工事請負契約書記載のとおり
工事種目	便所改修工事

NO	名称	工種	構造	数量 1階	2階	3階	4階	5階	延数量	備考
1	校舎Ｂ棟１・２階便所	便所改修工事	RC造	1箇所	1箇所				２箇所	
2	プール棟１階便所	便所改修工事	RC造	1箇所					1箇所	

概要説明	便所改修工事を行う。
別途工事	

Ⅱ 建築工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 最新版」（以下「標仕」という）および「公共建築改修工事標準仕様書　最新版」（以下「改修標仕」という）による。（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　「建築工事監理指針　最新版」および「建築改修工事監理指針　最新版」を参考とする。）

2 特記仕様
1　項目は番号に　○　印のついたものを適用する。
2　特記事項は　⊙　印のついたものを適用する。
⊙　印のない場合は　※　印のあるものを適用する。
⊙　印と　㊟　印のある場合はともに適用する。
3　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。

章	項目	特記事項

㈠ 一般共通事項

① 施工基準
本工事は、建設工事執行規則に基づき、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書を含む図面　　　葉、標仕により完全に施工する。
上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。（1.1.1）

② 完成図・その他
完成図の種類、記入内容および様式は標仕により作成し、CADデータおよび焼付製本（見開きＡ１版１部、見開きＡ３版３部を提出するものとする。
当初設計図　Ａ１版、Ａ３版（縮小図）各２部を製本して提出のこと（1.7.1, 1.7.2）

3 保全に関する資料
保全に関する資料は標仕により作成し、監督職員に指示された必要部数の原本、複写図および電子データを提出するものとする。なお、作成に際しては、国土交通省作成の「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参考とし、詳細については監督員の指示による。（1.7.3）

④ 工事写真
工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタル写真とする場合、使用するデジタルカメラの総画素数は２００万画素以上、記録画素数は６４０×４８０画素以上とする。

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
着工前	サービス版	※ ３・６・９	1	状況によりつなぎ写真
工事中	サービス版		1	必要に応じ撮影する
完成時	サービス版	※ ３・６・９	1	完了届提出用
定期提出	サービス版	※ ３・６・９	1	工事月報用
竣工写真	※ サービス版・キャビネ版	・10・20・30	2	主として外観
	サービス版	・10・20・30	2	主として内観

竣工写真については、銀版写真の場合はネガ、デジタル写真の場合はファイル形式をＪＰＥＧとし、ＦＤ、ＭＯ、またはＣＤ－ＲＯＭにて提出すること。

工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。

5 技術検査
工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。（内部足場・外部足場撤去前）（1.6.2）

⑥ 現場代理人
原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。
契約約款の規定に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する期間および本工事における現場代理　　人が他の工事の現場代理人を兼務できる条件は、別に定める「現場代理人の常駐に関する運用基準　　による。

①現場代理人の常駐を要しない期間
・　請負契約の締結の日の翌日から平成　　年　　月　　日までの期間については、現場代理人の工事現場への常駐は要しない。
⊙　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
②工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
現場代理人は、受注者との直接的な雇用関係が確認できる資料を監督職員に提出すること。

⑦ 技術管理
受注者は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。
①　技術者の専任を要しない期間
・　請負契約の締結の日の翌日から平成　　年　　月　　日までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任は要しない。
⊙　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
②　建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という）の規定に基づく検査を完了した日　　　　から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査を完了した日とは、発注者が契約約款に基づく当該検査の結果を通知した日（契約　　約款に該当するものを含む）とする。
また、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

8 技能士
各工種の作業については、極力技能士の資格を有する者に作業をあたらせること。（1.5.2）
また、受注者は、○印のついた工事種別および技能検定の職種について、職業能力開発促進法による一級技能士または単一等級の資格を有する者を、１職種１名以上該当工事作業中工事現場（資材製作加工の場合は製作所）に常勤させるとともに、作業に先立ち事前にその氏名等を監督職員に届け出なければならない。
・ 仮設工事(とび) ・ 鉄筋工事(鉄筋) ・ コンクリート工事(・ 型枠 ・ コンクリート圧送)
・ 鉄骨工事(構造物鉄工) ・ コンクリートブロック/ALCパネル工事(・ CB積 ・ ALCパネル施工)
・ 防水工事(・ アスファルト防水 ・ 合成ゴムシート防水 ・ ウレタンゴム系塗膜防水 ・ アクリルゴム系塗膜防水 ・ セメント系防水 ・ シーリング)
・ 石工事(・石張り ・ 石積み ・ 石材加工) ・ タイル工事(タイル張り) ・ 木工事(建築大工)
・ 屋根及びとい工事(・屋根金属薄板葺きおよびとい設置 ・ かわらぶき ・ 石綿スレート葺き)
・ 金属工事(鋼製下地) ・ 左官工事(・ 金ごて仕上,モルタル塗り,吹付 ・ 断熱硬質ウレタンフォーム吹付)
・ 建具工事(・ サッシ施工 ・ ガラス加工取付 ・ 木製建具加工取付 ・ 自動ドア取付) ・ 塗装工事(塗装)
・ カーテンウォール工事(金属製カーテンウォール施工)
・ 内装工事(・ 表具 ・ 壁装 ・ 畳製作施工 ・ プラスチック系床施工 ・ カーペット系床施工 ・ カーテン施工 ・ ボード仕上)
・ 排水工事(配管) ・ 植栽工事(植栽) ・ 外壁改修工事(樹脂接着剤注入施工)

⑨ 建築材料等
建築材料等は、極力府内産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。
ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承諾を受けること。
工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。
あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を極力選定する。（標仕を参考とすること。）（1.4.1）
さらに、環境配慮の視点から、以下の材料の利用に努めること。
（１）グリーン購入法に基づくエコマーク商品
（２）建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料
（３）京都府リサイクル製品認定制度に基づく京都府リサイクル製品（1.4.1）
工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとすること。（1.4.1）

⑩ 材料の検査に伴う試験（1.4.2）
試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受けること。

11 特殊な材料の工法
標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

12 各種検査合格書等
各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。なお、責任施工のものは、受注者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。

⑬ 設備工事との取合
各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。（1.3.11）

⑭ 下請け業者の選定
各種下請業者、製造所等府下で供給出来るものについては、極力府内業者を選定すること。

⑮ 公害対策
工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。（1.3.8）

⑯ 産業廃棄物の処理
受注者は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。
（１）　本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。
（２）　「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。また再生資源利用〔促進〕計画書および同実施書を作成し速やかに報告のこと。
（３）　受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第１２条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。
（４）　産業廃棄物処理委託契約書・許可証の写し、処理施設への経路地図を提出すること。

17 発生材の処理
引渡しを要するもの：

⑱ 保険等
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。

⑲ 安全対策
※　工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通誘導員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。
⊙　別添仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、受注者にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令に従い安全堅固に設置すること。

20 総括安全衛生管理義務者
労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（※建築工事　・　電気設備工事　・　機械設備工事）　の受注者を指名する。

㉑ シンナー等の保管
シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。

㉒ 火気の管理
喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。

㉓ 過積載防止の措置
受注者は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。

㉔ 騒音振動の防止
受注者は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成１３年国土交通省告示第４８７号）」に基づき指定された建設機械（’９７ラベル）を使用すること。

㉕ 工事カルテの作成及び登録
受注者は、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。
提出の期限は以下のとおりである。
（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。
（２）完了時登録データの提出期限は、工事完了後１０日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。
（３）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に変更データを提出しなければならない。

㉖ 低入札価格調査制度に基づく措置
（１）配置技術者の増員
建設工事等入札執行要領の規定に基づく基準に満たない価格で落札した　　場合において、監理（主任）技術者とは別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の　　要件を満たす技術者を専任で１名現場に配置しなければならない。
なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同様の職務を行うものとする。
また、当該技術者を求めることになった場合には、その指名その他必要な事項を監理（主任）技術者と同様の方法により届け出ること。
（２）施工体制台帳および施工計画書にかかる内容の説明
建設工事等入札執行要領の規定に基づく基準に満たない価格で落札した　　場合において、受注者は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の　　説明を求められたときは、応じなければならない。
（３）材料、下請負代金等の支払い状況等の説明
建設工事等入札執行要領の規定に基づく基準に満たない価格で落札した　　場合において、受注者は毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を履行報告に追加して提出すること。
また、監督職員から材料費、労務費、下請負代金、その他経費（以下「経費等」という。）の支払いの状況について説明を求められた場合は、これまでに要した経費等の支払いを確認できる資料ならびに今後必要とする経費等とこれにかかる資金の調達方法の資料を提示するとともに、それらの内容について説明を求められた場合は、応じなければならない。
（４）工事コスト調査への協力
建設工事等入札執行要領の規定に基づく基準に満たない価格で落札した　　落札した場合においては、工事コスト調査に協力しなければならない。

・元請者は、下請者の協力を得て、間接工事費等諸経費動向調査票（建築工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、完了届提出後１週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。
・受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、元請者は、下請者についてもヒアリング　に参加させるものとする。

27 契約後ＶＥ方式に関する特記事項
1．定義
ＶＥ提案とは、契約書の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者（以下　　「乙」という。）が発注者（以下「甲」という。）に行う提案のことをいう。
2．提案の範囲
（１）乙がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料および施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。
①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴うもの。
②契約書第１８条にもとづき条件変更が確認された後の提案。
3．ＶＥ提案書の提出
（１）乙はＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式1～4）に記載し、甲に提出しなければならない。
①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比および提案理由。
②ＶＥ提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工条件等を含む）
③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額および算出根拠。
④甲が別途発注する関連工事がある場合は、それとの関係。
⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項。
⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項。
（２）甲は、提出されたＶＥ提案書に関する追加資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。
（３）乙は、ＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに提出できるものとする。
（４）ＶＥ提案の提出にかかる費用は、乙の負担とする。
4．ＶＥ提案の審査
ＶＥ提案の審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
5．ＶＥ提案の採否等
（１）甲は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面により通知するものとする。ただし、乙の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
（２）提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合の通知は、その理由を付して行うものとする。
（３）甲は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第１９条の2の規定に基づくものとする。
（４）甲は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第２４条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
（５）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。
（６）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書の条件変更が生じた場合において、甲　がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
（７）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や、予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して変更できるものとする。
6．ＶＥ提案の保護
ＶＥ提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
7．責任の所在
発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

㉘ 総合評価方式に関する特記事項
1．競争参加資格の確認申請時の技術提案内容の担保
受注者は、競争参加資格の確認申請時に提出した施工計画等に関する技術提案書（以下、「技術提案書」という。）に基づき、工事を履行しなければならない。
2．技術提案内容の施工計画書への反映
施工計画書の取り扱いは標仕のとおりであるが、受注者は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式に整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。
3．配置技術者等
受注者は、技術提案書に記載した配置予定技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者あるいは現場代理人として配置しなければならない。
4．履行の確認方法
（１）技術提案の履行確認のとりまとめについては、「技術提案の履行確認書（以下、「履行確認書」という。）」によるものとする。
（２）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書と併せて提出するものとする。なお、履行確認方法については、技術提案書においてあらかじめ示した方法によるものとする。
（３）受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算したうえ、監督職員へ提出するものとする。
（４）計算結果については、受発注者の両者で確認を行うこととする。
（５）履行の確認にあたり必要があると認められるときは、監督職員はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。この場合の確認または復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
5．再度の施工
（１）受注者は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工または手直しの計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が再度の施工が適当でないと判断した場合は、この限りではない。
（２）受注者は、前項の計画書の内容について監督職員の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度監督職員の確認を受けなければならない。
6．不履行に対する措置
技術提案書に記載された内容について、受注者の責により入札時の提案内容が履行されない場合は、次式により求めた点数を工事成績評定（法令遵守等）において減点することとする。
なお、履行確認の対象とするのは、技術提案（簡易な施工計画）および県産材の使用の有無とする。
●各着目点の不履行による減点数＝$\alpha \times \beta \times 3$
α：減点係数（表1のとおり）
β：受注者の各着目点の加算点数（ただし、技術提案において加算点評価されなかった内容についてはβ＝０．２とする。）
●工事成績評定における減点数＝各着目点の不履行による減点数の総和
※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。また、「県産材の使用」については評価項目単位とする。

表１：減点係数（α）

履行率	減点係数（α）
５０％未満	１．０
５０％以上　７５％未満	０．６
７５％以上　９０％未満	０．３
９０％以上　１００％未満	０．１

※実績を評価対象とした現場代理人の従事期間における減点係数は、以下のとおりとする。
<加算点評価の対象となった現場代理人の従事>
技術提案書に記載した現場代理人が、工期内で途中交代した場合、全体工期に対して従事していた期間により履行率を求め、減点係数（α）を設定し減点する。
<加算点評価の対象とならなかった現場代理人の従事>
減点の対象とはしない。
※県産材の使用における減点係数は、以下のとおりとする。
<加算点評価の対象となった資材>
完了時の使用数量に占める県産材使用量が５０％を下回った場合にのみ、減点係数（α）を「１．０」とし減点する。ただし、提案のあった県産材使用量以上の利用が合った場合や真にやむを得ない理由と認められる場合はこの限りでない。
<加算点評価の対象とならなかった資材>
減点の対象とはしない。
7．契約変更の取り扱い
（１）受注者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については、発注者が確認するが、請負代金額の変更は行わない。
（２）不可抗力（地震・風水害等）によって、地形が変形し数量に変更があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。
（３）現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。

㉙ 施工体制点検
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。
また、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出すること。

30 設計ＧＬ
※　図示　　　　・　監督職員が現場にて決定する。

㉛ 揮発性有機化合物の室内濃度測定
文部科学省告示に基づく「学校環境衛生基準」に定められた方法によること。（1.5.9）
測定箇所：
測定化学物質　・ ホルムアルデヒド ・ トルエン ・ キシレン ・ エチルベンゼン ・ スチレン ・ パラジクロロベンゼン

㉜ 不法無線局の排除
受注者は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。

㉝ 取扱説明書の作成
竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（1.7.3）
（部数、詳細については、監督職員の指示による。）

㉞ 近隣住民等への説明
受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。

35 近隣家屋の調査
受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は受注者の責任において現状に復旧すること。
また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

㊱ ユニバーサルデザイン
バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉京都のまちづくり条例」を遵守すること。

37 別途工事との連絡協議
受注者は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。

38 住宅性能評価
受注者は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を遵守し、住宅性能評価書に示された品質を確保すること。

㊴ 暴力団員等による・不当介入の排除
発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）
1　受注者（請負人または請負者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注・工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に・通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2　受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、受注者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。
3　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

㊵ 環境配慮指針
公共建築に係る環境配慮指針実施要領に基づく、チェックシートを作成し提出しなければならない。

㊶ 工事用図面
受注者は、工事着手に先立ち、工事用製本図書（Ａ１版　１部、Ａ３版　３部）を提出すること。

㊷ 下請負契約
建設業法第１９条各項を満たした下請負契約を締結すること。

㊸ 提出書類保存箱
工事提出書類は、保存箱（コクヨＡ４－ＦＢＸ１［４２０×３３０×２７０同等品］）にて納品すること。

② 仮設工事

① 監督員事務所
監督員事務所の規模　（　・　１０㎡ ⊙ ２０㎡　・　３５㎡　・　６５㎡　・　１００㎡）程度（2.3.1）
備　　品　　机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、安全帯、衣類ロッカー
受注者加入電話の子機、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。（2.3.1）

② 仮囲い
図示による他鉄板塀、金網塀、板塀等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。

③ 工事用水
構内既存の施設　⊙　利用できる　（　※　有償　・　無償　）　・　利用できない

④ 工事用電力
構内既存の施設　⊙　利用できる　（　※　有償　・　無償　）　・　利用できない
・　仮設電力引込（有償）

⑤ シート養生
必要に応じて室内外の壁、天井、床等シートで養生する。
溶接作業を行う場所については、防災シートを使用し、防火対策を講ずる。

⑥ 足場
足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成２１年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。
（枠組本足場　Ｗ＝９００）（2.2.4）

⑦ 交通誘導員
３０人以上

3 土工事

1 埋戻しおよび盛土
種　別　・ Ａ種　※ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種　不足分は良質土搬入する。（3.2.3）

2 建設発生土の処理
・　構内指示場所敷きならし　・　構外指示場所敷きならし　※　構外搬出適切処理（3.2.5）

3 山留め
・自立鋼矢板　・　切梁腹起鋼矢板　・　松矢板（3.3.1）

4 地業工事

1 試験掘削
杭の本数　※　最初の１本　・　図示　　カ所（4.2.2）
支持力の算定方法　※　平成１３年７月２日国土交通省告示１１１３号による。

2 試験杭
杭の本数　※　最初の１本　・　図示　　カ所　・寸法　　m（4.2.2）

3 載荷試験
・杭載荷試験　　カ所　長期設計支持力　　ｋＮ／本（4.2.3）
・地盤載荷試験　カ所　長期設計支持力　　ｋＮ／本（4.2.4）

4 既製コンクリート杭

杭の種類	規格・材質
※遠心力高強度プレストレストコンクリート杭	※ＪＩＳ　Ａ５３７３（・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種） ・　建築基準法の認定品
・	

長期設計支持力　　ｋＮ／本（4.3.2）
施工法　※　セメントミルク工法（4.3.3~5）
アースオーガーの支持地盤への掘削深さ　※　１．５　ｍ　・　　ｍ
支持地盤への根入深さ　※構造図による
・　打込み工法
施工法の種類：
打込杭の推定支持力の算定方法　※構造特記による
・　特定埋込杭工法
施工法の種類：　※構造特記による
杭先端の形状　・　開放型　・　半開放型　※　閉そく型（　・　ペンシル型　※　平坦型）
杭頭の処理　※　ダイアモンドカッター　・　油圧カッター　・　手ばつり（4.3.7）
杭の精度　水平方向の位置ずれ　※杭径の１／４かつ１００mm以内　・　　mm以内
ずれが上記を超えた場合は、監督員の指示により補強を行うこと。
杭の継手　※アーク溶接継手　・無溶接継手（工法：　　）（4.3.6）
杭周固定液　・使用する　・使用しない

5 鋼杭
工法　・　打込み工法（4.4.3, 4）
施工法の種類：
打込杭の推定支持力の算定方法　※構造特記による
・　特定埋込杭工法
※構造特記による
鋼杭の種類　・　鋼管杭（記号：　　）・　Ｈ形鋼杭（記号：　　）（4.4.2）
杭先端の形状　※　開放型　・
杭の継手　※ＪＩＳ　Ａ　５５２５　による　・（4.4.5）
杭頭の処理　・

6 場所打ちコンクリート杭
※　構造特記による
鉄筋　帯筋組立の形及び割付け　※標仕（各部配筋参考図２．２④丸形（ロ））による　・図示（4.5.3）
最小かぶり厚さ　※１００ｍｍ　・　ｍｍ
コンクリート種別　・　Ａ種　・　Ｂ種
コンクリートの設計基準強度　　Ｎ／ｍｍ２
掘削工法　・　アースドリル工法　・　リバース工法　・　オールケーシング工法　・（4.5.4）
構造体コンクリート強度と供試体の強度の差を考慮した割増し　・行う（　Ｎ／ｍｍ２）　※行わない
杭の精度　水平方向の位置ずれ　※１００ｍｍ以内　・　　ｍｍ以内

7 杭頭補強
補強の方法　・Ａ 形　・ Ｂ 形　※ 図 示（別図1.1）

8 砕石
※　ＲＣ－４０　・（4.6.2）

9 床下防湿層
ポリエチレン系シート敷　厚さ　０．１５㎜以上　重ね・のみ込み寸法　２５０㎜以上（4.6.2）, (4.6.5)

10 土間下断熱材
特記仕様書（２）内装工事の「断熱材」による

11 基礎支持地盤の確認
根切完了後、監督職員の承諾を得て施工する。また支持地盤で設計支持力が得られないと見込まれる場合は、監督職員と打合せのうえ、適切な処置を取ること。（3.2.1）

12 地盤改良

工事番号・工事名　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事（和東小学校第２期）	S－１９７０８	図面の名称　特記仕様書－１	作成年月日　令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一 TEL (072)－331－3857　FAX (072)－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良 TEL (0748)－72－1114　FAX (0748)－72－1166	管理建築士　澤田 耕一／検図　杉本 孝良／作図　大久保 晴二	縮尺（Ａ１）1：100／縮尺（Ａ３）1：200	図面番号　Ａ－０２

⑤ 鉄筋工事

① 鉄筋の種類

※ 異形鉄筋（JIS G3112） (5.2.1)
※ SD 295A ⊙D10 ⊙D13 ・D16 ・D19
・ SD 345 ・D19 ・D22 ・D25 ・D29
・ ・D10 ・D13 ・D16
・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けた鉄筋

2 溶接金網

編目形状寸法（ ※ 150*150 ・ 100*100） 径（ ※ 6 ・ 8） (5.2.2)

③ 加工および組立 (5.3.1~4,7)

直接基礎の配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図1．1）による
基礎接合部の補強配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図1．2）による
基礎梁主筋の継手、定着及び余長
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図1．3）による
基礎梁のあばら筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図1．4）による
柱主筋の継手、定着及び余長
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図2．1）による
帯筋組立の形及び割付け
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図2．2）による
柱の打増し補強
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図2．3）による
大梁主筋の継手、定着及び余長
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図3．1）による
あばら筋組立の形及び割付け等
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図3．2）による
梁の打増し補強
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図3．3）による
小梁主筋の継手、定着及び余長
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図3．4）による
片持梁主筋の継手、定着及び余長
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図3．5）による
壁の基準配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図4．1）による
壁の継手及び定着
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図4．2）による
壁の交差部及び端部の配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図4．3）による
壁の開口部補強
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図4．4）による
壁の打増し補強
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図4．5）による
スラブの基準配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．1）による
スラブ筋の定着及び受け筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．2）による
片持スラブの基準配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．3）による
片持スラブ先端に壁が付く場合の配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．4）による
スラブ開口部補強
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．5）による
出隅及び入隅部の補強配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．6）による
スラブの打継ぎ補強配筋等
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．7）による
段差のあるスラブの補強配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図5．8）による
片持スラブ形階段の基準配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図6．1）による
二辺固定スラブ形階段の基準配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図6．2）による
梁貫通孔の配筋
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図7．1）による
梁貫通孔の補強形式
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図7．2）による
コンクリートブロック帳壁との取合い
・ 別図による ・ 構造配筋標準図による ※ 標仕（各部配筋参考図7．3）による

90°未満の折曲げの内径直径
使用箇所 ：あばら筋、帯筋、スパイラル筋
D16以下 ※ 3d以上 ・
D19～25 ※ 4d以上 ・
使用箇所 ：上記以外の鉄筋
D16以下 ※ 4d以上（SD390の場合は5d以上） ・
D19～25 ※ 6d以上 ・
D29～38 ※ 8d以上 ・

④ 鉄筋の継手

⊙ 重ね継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 (5.3.4)
・ ガス圧接継手 SD345（径 19 ㎜ 以上）D19～D25、 SD390 D29～D32

主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ
・ 図示 ※ 40d（軽量コンクリートの場合は50d）と標仕表5．3．2の重ね継手の長さのうち大きい値
柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着長さ
・ 図示 ※ 40d（軽量コンクリートの場合は50d）と標仕表5．3．4の重ね継手の長さのうち大きい値

5 圧接完了後の検査
6 土間コンクリート補強
⑦ 検査

※ 超音波探傷試験による検査 ・ 引張試験による検査 (5.4.9)
※ 入れる ・ 入れない (各部配筋参考図5.7別図 5.11)
⊙主要構造部及び開口補強部の配筋は、コンクリート打ちに先立ち係員の検査を受ける。又圧接検査は共標仕様書の規定に従い圧接完了後に検査を行ない、検査成績表を係員に提出する。

⑥ コンクリート工事

① コンクリートの強度

普通コンクリート (6.1.4)

設計基準強度Fc（N/㎜²）	構造体強度補正値S	施工箇所
・ 18 ⊙ 21 ・ 24		床
・ 27		
・ 18	適用外	土間、捨コンクリート、外構

調合管理強度＝Fc＋S
Fc 設計基準強度
S 構造体強度補正値 (表6.4.1)

② レディーミクストコンクリートの類別 ※ Ⅰ類 ・ Ⅱ類 (6.1.5)
③ 気乾単位容積質量 普通コンクリート ※ 2．3 t／m3 ・ (6.2.2)
④ 荷卸し地点におけるスランプ ※標仕による ・ (6.2.3)
⑤ セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 (6.3.2)
・ 早強ポルトランドセメント
・
⑥ 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B (6.3.3)
⑦ 混和材 混和剤の種類 ※AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤 (6.3.5)
8 打継ぎ目地 ひび割れ誘発目地 形状及び寸法 ・ 外部犬走りカッター入れ (6.6.3),(6.9.2)
位置・ピッチ 監督職員と協議のうえ、施工のこと。

⑨ 打放し仕上げ
外部に面するコンクリート打放し仕上げの打増し厚さ ※ 20 mm ・ mm (6.9.2)
打放し仕上げの種類 ・A 種 ※ B 種 ・ C 種 (6.9.3)
⑩ 型枠
せき板の材料 ※ 標仕による ・ (6.9.3)
⑪ コンクリート中の塩分測定
基礎及び各階躯体打設ごと (6.5.4),(表6.10.1)
⑫ 軽量コンクリート
種別 ※ 1種 ・ 2種 (6.11.1)
設計基準強度（N／㎜²） ・ (6.1.4)
気乾単位容積質量 ※ 1．8 t／m3 ・ 施工箇所： (6.11.3)

7 鉄骨工事

1 鉄骨の製作所
※ 構造物製作認定工場の認定グレード (7.1.3)
（ ・ S ・ H ・ M ・ R ・ J）以上で監督職員の承諾する工場
・ 監督職員の承諾する工場
2 施工管理技術者
※ 適用する ・ 適用しない (7.1.3),(7.1.4)
3 鋼材の種類
材質 ・ SS400 ・ SSC400 ・ STK400 (7.2.1)
・ SM490 ・ SN400 ・ SN490B
規格 ※ JIS規格 ・ 7．2．10（a）の試験に合格するもの
4 高力ボルトの種類
種類 ※ トルシア形高力ボルト（建築基準法認定品） (7.2.2)
・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛メッキ高力ボルト（建築基準法認定品）
5 アンカーボルト
構造用アンカーボルト (7.2.4)
材質 ※SNR400 ・
建方用アンカーボルト
材質 ※SS400 ・
アンカーボルト及びナットのねじの種類の規格、ねじの等級の規格および仕上げの程度
※標仕による
6 ターンバックル
胴の種類 ※ 割枠式 ・ パイプ式 (7.2.6)
ボルトの種類 ※ 羽子板ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト
7 工作図
※ CAD加工図 ・ 床書き現寸図 (7.3.2)
8 溶接
開先の形状 ※図示 (7.6.4)
エンドタブを切除する部分 ※図示 (7.6.7)
スカラップの形状 ※図示
9 溶接部の試験
・ 超音波探傷試験（検査は第3者検査会社によるものとし監督職員の承諾を受ける） (7.6.11)
AOQL ※ 4．0% ・ 2．5%
検査水準 ※ 第6水準 ・ 第（ ）水準 ・ 図示による
・ 放射線試験 （1フレーム当たり8ヶ所行う）
10 デッキプレートの溶接
※アークスポット溶接 ・隅肉溶接 (7.7.8)
合成スラブとして使用するデッキプレートの接合
※焼き抜き栓溶接 ・
11 耐火被覆 (7.9.2)

種別	材料及び工法		材料及び工法
・ 耐火材吹付け	ロックウール	・ 乾式 ・ 湿式	建築基準法の指定又は認定を受けたもの
・ 耐火板張り	・ 無石綿ケイ酸カルシウム板		建築基準法の指定又は認定を受けたもの
・ 耐火材巻き付け	・		建築基準法の指定又は認定を受けたもの
・ ラス張りモルタル塗り	標仕15章2節による		所定の耐火性能を有するもの
・			

12 アンカーボルト等の設置
種別 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 (表7.10.1)
13 柱底均しモルタル
工法 ※ A 種 ・ B 種 (表7.10.2)
14 検査結果の報告
工場加工は、認定工場における自主検査または滋賀県鉄構工業組合の一般検査を受け報告書を提出すること。
15 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合
摩擦面の処理 ※ ブラスト処理 ・りん酸塩処理 (7.12.4)
16 立体トラス
・ 図示 TMトラス
製造所：太陽工業 又は同等品以上

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1 空洞コンクリートブロックの種類
種別 ・ A種（08） ・ B種（12） ※ C種（16） ・C種防水（16W） (8.2.2)
厚さ（mm） ・ 100 ・ 120 ・ 150
2 各部の配筋
耐力壁 ※ 構造図による (8.2.5)
帳壁・塀 ※ 構造図による (8.3.3)
3 ALCパネル (8.4.2)

種類	厚さ（mm）	耐火性能
外壁用	・ 50 ・100	・ 1時間耐火
間仕切用	・ 50 ・100	
屋根用	・ 50 ・100	
床用	・100 ・150	

・ 外壁パネル工法 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・メーカー仕様 (8.4.3)
出隅・入隅目地幅（mm）※ 20 ・
・ 間仕切壁パネル工法 種別 ・ B種 ・ C種 ・D種 ・ E種 (8.4.4)
4 押出成形セメント板
種別 ※ノンアスベスト品（JIS A 5441規格品） (8.5.2)
※ 塗装品 ・ 無塗装品 厚さ（mm）：
・ 外壁パネル工法 ・ A種 ・ B種 (8.5.3)
・ 間仕切壁パネル工法 ・ B種 ・ C種 (8.5.4)
パネル製造所：

⑨ 防水工事

① アスファルト防水 (9.2.2),(9.2.3),(表9.2.3~8),(改修標仕表3.3.3~10)

防水層の種類	種別	施工箇所
・ 屋根保護防水密着工法	・ A-1 ・ A-2	
・ 屋根保護防水密着断熱工法	・ AI-1 ・ AI-2	
・ 屋根保護防水絶縁工法	・ B-1 ・ B-2	
・ 屋根保護防水絶縁断熱工法	・ BI-1 ・ BI-2	
・ 屋根露出防水密着工法	・ C-1 ・ C-2	
・ 屋根露出防水絶縁工法	・ D-1 ・ D-2	
・ 屋根露出防水断熱工法	・ DI-1 ・ DI-2	
⊙ 屋内防水密着工法	・ E-1 ⊙ E-2	床

屋根露出防水の仕上塗装塗り ※ 行う（ ・ シルバー ・ カラー） ・ 行わない
アスファルト ※ 3 種 (9.2.2)
アスファルトルーフィング ・ 940 ※ 1500 (9.2.2)
断熱工法の断熱材 厚さ（mm） ※ 25 ・ (9.2.2)
材質 ※押出法ポリスチレンフォーム3種bスキン層付き
端部押え金物 アルミ製 ※ L－30×15×2．0 ・ L－40×10×2．0 (9.2.2)
立上り部の保護 ・ 押出成形セメント板t＝15 ・ 乾式保護材 ・ コンクリート押え (9.2.5)

2 改質アスファルトシート防水 (表9.3.1),(改修標仕表3.4.1~3)

防水層の種類	厚さ	施工箇所
・ AS-1 ・ AS-2		
・ AS-3 ・ AS-4 ・ AS-5		
・ AS-6 ・ ASI-1 ・ ASI-2		

3 合成高分子系ルーフィングシート防水
※ 露出防水 (9.4.2),(9.4.3),(表9.4.1),(改修標仕表3.5.1)

工法	種別	シートの種類	シートの厚（mm）	施工箇所	仕上塗料塗り	使用分類
接着工法	・ S-F1 ・ SI-F1	加硫ゴム系	※ 1.2 ・ 1.5		・シルバー ・カラー	※ 非歩行
	・ S-F2 ・ SI-F2	塩化ビニル樹脂系	※ 2.0 ・ 1.5			
機械的固定方法	・ S-M1 ・ SI-M1	加硫ゴム系	※ 1.5 ・		・シルバー ・カラー	・ 軽歩行
	・ S-M2 ・ SI-M2	塩化ビニル樹脂系	※ 1.5 ・	陸屋根、玄関庇		
	・ S-M3 ・ SI-M3	熱可塑性エラストマー系	※ 1.2 ・			

4 塗膜防水
※ 露出防水 (9.5.2),(表9.5.1)

種別	施工箇所
・ X-1 ・ X-2	パラペット天端、ホール小庇
・ Y-1 ・ Y-2	

Y-2の保護層 ※設ける ・設けない

5 施工票
工事完了後に監督職員の指示する場所に取り付ける。
⑥ 責任施工及び保証期間
防水工事は責任施工とし、保証期間は次のとおりとする。
⊙ アスファルト防水 10年間
・ 改質アスファルトシート防水 10年間
・ 合成高分子系ルーフィングシート防水 10年間
・ 塗膜防水 10年間
・ FRP防水 10年間
⑦ シーリング
材料 ※ 標仕による (9.6.2)

種別（記号）	施工箇所
図示	コンクリート打継部分・内部タイル部分・面台取合い部分

接着性試験 ・ 行う（ ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ） ⊙ 行わない (9.6.5)
図中 印箇所に施工 ただし 印なき箇所も必要と思われる所は施工すること。

8 脱気装置
9 止水材
材質： 設置数量：

10 石工事

1 石材 (表10.2.1),(表10.2.2)

施工箇所	石材の種類・品質	産地・名称	仕上の種類

品質 床用 ・ 1等 ※ 2等 その他 ※ 1等 ・ 2等 (10.2.1)

2 テラゾブロック
種石の種類・大きさ ※ 大理石の類（12mm以下） ・ 花こう岩の類（6mm以下） (10.2.1)
磨き仕上げの種類 ※ 本磨き ・ 水磨き ・ 粗磨き
屋内の床を本磨き仕上げとする場合のワックスがけ ※行う ・行わない
3 テラゾタイル
種類 ・ 花こう岩類 ・ 大理石 (10.2.1)
形状・寸法 ・ 300×300 ・ 400×400
磨き仕上げの種類 ※ 本磨き ・ 水磨き ・ 粗磨き
屋内の床を本磨き仕上げとする場合のワックスがけ ※行う ・行わない

⑪ タイル工事

① 材料

施工箇所	形状・寸法	耐凍害性	釉薬	役物	品質及び品番等
男子便所 床（汚垂れ石）	897×598 厚13.0	有	有	無	キラミックステップ
外部男子便所・外部女子便所	300×300 厚7.0	有	有	無	プレイン50

(11.2.1),(11.2.2)
試験張り ・行う ※行わない
見本焼き ・行う ※行わない

② 工法 (表11.3.2)
外装タイル ※ 密着張り ・
内装タイル ※ 改良積上げ張り ⊙ 接着剤張り
③ 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (表11.1.1)
※ 入れる ・ 入れない
位置 ※ 標仕による ・ 立面図による
4 接着力試験 (11.1.4)
※ 行なう ・ 行なわない
⑤ タイル製造所
⊙ LIXIL、TOTO、ダントー、ニッタイ又は同等品以上

⑫ 木工事

① 木材の使用について
間伐材を含め極力府内産を使用すること。
② 木材の断面寸法
表示寸法で板材、造作材は仕上がり寸法、構造材はひき立て寸法とする。
③ 表面仕上げ
・ A種 ※ B種 ・ C種 (12.1.4),(表12.1.1)
④ 木材
木材の含水率 ※ A種 ・ B種 (表12.2.1)
造作材の品質 ※ A種 ・ B種 (表12.2.2)
樹種 ※ 標仕表12．2．3による。 (12.2.1)
・代用樹種を適用しない箇所 構造材（ ）
造作材（ ）

5 集成材 (12.2.2)

・ 構造用集成材

樹種	強度等級	材面の品質	接着性能	厚さ（mm）	施工箇所
		※ 2種 ・			
		※ 2種 ・			

・ 構造用単板積層材

樹種	接着性能	曲げ性能	厚さ（mm）	施工箇所

・ 造作用集成材

樹種	見付け材面の品質	厚さ（mm）	施工箇所
米桧	※ 1等 ・	25	巾木
	※ 1等 ・		

・ 化粧ばり造作用集成材

心材の樹種	化粧薄板の樹種	化粧薄板厚	見付け材面の品質	厚さ（mm）	施工箇所
			※ 1等 ・		
			※ 1等 ・		

・ 造作用単板積層集成材

表面の品質	防虫処理	厚さ（mm）	施工箇所
※ 天然木化粧加工 ・			
※ 天然木化粧加工 ・			

6 床張り用合板
・ 合板 厚さ（mm） ・ 12 ・ 15 接着の程度 ※ 1類 表面の品質 ※ 2等 (12.2.3)
樹種および施工箇所： アリーナ、剣道場、柔道場
・ パーティクルボード 厚さ（mm） ※ 15 ・ 接着の程度 ※ 13Pタイプ または13Mタイプ ・
樹種および施工箇所：
7 防腐処理
木材保存剤は、人体への安全性および環境への影響に配慮した表面処理用木材保存剤とする。 (12.2.8)
種類および品質：
8 防蟻処理
※ 行う 適用範囲： 内容： (12.2.9)

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺
屋根葺形式 ・ 横葺 ・ 瓦棒葺 ・ 平葺 ・ 立ちハゼ葺き (13.2.3)
材種 ・ 塗装溶融亜鉛メッキ鋼板および鋼帯 (表13.2.1)
・ 溶融アルミニウムめっき鋼板および鋼帯
・ 塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金メッキ鋼板および鋼帯
・ 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金メッキ鋼板および鋼帯（カラー）
・ ポリ塩化ビニル被覆金属板
・ 冷間圧延ステンレス鋼板および鋼帯
・ 塗装ステンレス鋼板
厚さ 一般部 ※ 0．4mm ・ 谷部 ※ 0．4mm ・ (13.2.2)
下葺 ※ アスファルトルーフィング940 ・
2 折板葺
形式 ・ 重ね形 ・ はぜ締め形 ・ (13.3.2)
材種 ・ 塗装溶融亜鉛メッキ鋼板 ・ 溶融アルミニウムめっき鋼板 ・
種類 山高 （mm） 山ピッチ （mm） 耐力 （N/㎡）
板厚 ・ 0．6mm ・ 0．8mm 軒先面戸板 ※ あり ・ なし
けらば包み ※ あり（厚さ （mm） 幅 （mm）） ・ なし
30分耐火 ※ あり ・ なし
断熱材 ※ あり（種別： 厚さ： mm 防火性能： ）・ なし
3 粘土瓦葺
種類： 寸法： 産地： ※ 県内産 ・ (13.4.2)
桟木の留付け工法：
棟の工法：
4 工法
建築基準法に基づき定められた区分
基準風速 Vo＝（34）m／s 垂直積雪量（30）cm
※上記により定まる風圧力及び積雪加重に対応した工法とすること。
5 雪止め金物
6 責任施工および保証期間
・ 10 年間
・ 年間
・ 年間
7 とい
材種 ※ 硬質塩化ビニル管（カラー） ・ 配管用鋼管（屋内防露処理） (13.5.2),(表13.5.1)
・ ステンレス管（既製品）
掃除口 ・ 設ける ・ 設けない
防露材 ※ 標仕表13．5．4による ・ 施工場所：勾配屋根
鋼管製といの防露 ※ 標仕表13．5．5による。
8 ドレン
・ フロアドレン 鋳鉄製タールエポキシ塗（ ・ 2種 ・ 3種）
・ ルーフドレン 鋳鉄製タールエポキシ塗（ ・ 2種 ・ 3種） 施工場所：玄関庇
・ ルーフドレン 改修ドレン使用
・ 横引ドレン 改修ドレン使用 施工場所：陸屋根

⑭ 金属工事

① ステンレスの種類
種類 ※ SUS 304（床見切）
表面仕上げ ※ HL仕上げ ・ No．2B ・ 鏡面仕上げ (14.2.1)
2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2),(表14.2.1)

種別	表面処理	施工箇所
※ B－1種	無着色	
・ B－2種	電解着色（ 色）	
・ D 種		

3 鉄鋼の亜鉛メッキ (14.2.3),(表14.2.2)

表面処理	種別	施工箇所
溶融亜鉛メッキ	・ A種 ※ B種 ・ C種	消火栓ポンプ室前階段
電気亜鉛メッキ	・ D種 ・ E種 ・ F種	

④ 軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類 屋内 ※ 19型 ・ 25型 屋外 ・19型 ※ 25型（耐風仕様） (表14.4.1)
外部野縁受、吊りボルト、インサートの、端部からの設置位置 ※ 150以内 ・ (14.4.3)
外部野縁の間隔 ※ 標仕表14．4．2による。 ・
天井のふところが3mを超える場合の補強： (14.4.4)
⑤ 軽量鉄骨壁下地
スタッド、ランナーの種類 ・ 50型 ⊙ 65型 ・ 90型 ・ 100型 (表14.5.1)
6 金属成型板張り (14.6.2)

形状	材種	寸法（mm）	厚さ（mm）	表面処理
・ スパンドレル形	・ アルミニウム			※ B－1種 ・ B－2種（色： ） ・
・ パネル形				

7 アルミニウム製笠木
笠木本体 ・ 250型 ・ 300型 ・ 350型 ・ ・図示による (14.7.2)
表面処理 ※ A－1種または B－1種 ・ B－2種 ・ 外壁色合わせアクリル樹脂塗装
8 エキスパンションジョイント
材質 ・ ステンレス製既製品 ・ アルミ製既製品
性能 ・ 耐火仕様 ・ 一般仕様
⑨ 天井廻縁
材質 ・ アルミニウム製 ※ 塩化ビニル製
10 天井見切り縁
材質 ・ アルミニウム製 ・ 塩化ビニル製
⑪ 点検口
天井 材質： ※ アルミ既製品 ・ 規格： ※ 450角 ・
床 材質： ※ アルミ既製品 ・ 規格： ※ 600角 ・
12 アルミニウム防水水切
・ サンコーピング水切Ⅱ型 製造所：三協アルミ、ABC商会、杉田エース、又は同等品以上
13 床見切
・ SUS304 40*22*1．5

工事番号・工事名 1相連教449号 S－19708
相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和東小学校第2期）

図面の名称: 特記仕様書－2
作成年月日: 令和元年5月

株式会社 日匠設計
大阪本社 大阪府松原市阿保1丁目3番12号 一級建築士 198531号 澤田 耕一
TEL （072）－331－3857 FAX （072）－334－5931
滋賀事務所 滋賀県湖南市中央2丁目95 一級建築士 109825号 杉本 孝良
TEL （0748）－72－1114 FAX （0748）－72－1166
管理建築士 澤田 耕一 検図 杉本 孝良 作図 大久保 晴二

縮尺（A1） 1：100 縮尺（A3） 1：200 図面番号 A－03

15 左官工事

① モルタル塗り
吸水調整材　・製造所　(15.2.2)
⊙ひび割れ及び剥がれがなく、付着強さが10kg／c㎡以上で界面破断が50%以下のもの
既製目地材　・適用する　形　状　(15.2.2)
⊙適用しない
床　目　地　・設置する　目地工法　＊押し目地　(15.2.5)
⊙設置しない

2 セルフレベリング材塗り
種　類　・せっこう系　・セメント系　(表15.4.1)
施工箇所

3 仕上塗材仕上げ　(表15.5.1)

種　類	呼び名	仕上げの形状	施工箇所・備考
薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状	
	・可とう形外装薄塗材Si	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状	
	・外装薄塗材E	・	
	・可とう形外装薄塗材E	・	
	・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状	
	⊙ 外装薄塗材S	・砂壁状	外部軒裏
	・内装薄塗材C	・	
	・内装薄塗材L		
	・内装薄塗材Si	・	
	・内装薄塗材E		
	・内装薄塗材W	・	
厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C	・	
	・外装厚塗材Si	・	
	・外装厚塗材E		
	・内装厚塗材C	・	
	・内装厚塗材L	・	
	・内装厚塗材G	・	
	・内装厚塗材Si	・	
	・内装厚塗材E	・	
複層仕上塗材	・複層塗材CE	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・可とう形複層塗材CE	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・複層塗材Si	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	⊙ 複層塗材E	・凸部処理　・凹凸模様　⊙ ゆず肌状	内部　壁、天井
	・複層塗材RE	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・複層塗材RS	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・防水形複層塗材CE	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	⊙ 防水形複層塗材E	・凸部処理　⊙ 凹凸模様　・ゆず肌状	外部　壁
	・防水形複層塗材RS	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・防水形複層塗材RE	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・砂壁状	
	・こて塗用軽量塗材	・平たん状	

4 ロックウール吹付　厚　さ(㎜)　・10　・15　・20　・50　(15.7.3)
5 下地処理　外壁面下地処理は全面C－1で行う

16 建具工事

1 アルミニウム建具
・外部に面する建具　(16.2.2),(表16.2.1)

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法
※ A 種	S－4	A－3	W－4	※ 70　・ 100
・ B 種	S－5			
・ C 種	S－6	A－4	W－5	※ 100

2 網戸等　防虫網　※SUS316　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　(16.2.3)
3 鋼製建具　(16.3.2)
4 鋼製軽量建具　(16.4.2)
5 ステンレス製建具　(16.5.2)
6 木製建具　加工、組立時の含水率　・A種　※ B種　・C種　(16.6.2),(表16.6.1)
7 自動ドア開閉装置　(16.8.2)
8 自閉式上吊り引戸装置　(16.9.3)
9 重量シャッター　シャッターの種類：・一般重量シャッター　・外壁用防火シャッター　・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター　(16.10.2)
10 軽量シャッター　(16.11.2)
11 オーバーヘッドドア　(16.12.2)
12 ガラス留め材　材　質　※ シーリング　・ガスケット　(16.13.2)
13 建具金物　吊金物　(16.7.2),(表16.7.1)
※ 丁番　材質：※ SUS　・黄銅　（内部建具の軸は鋼製としてもよい）
・ピボットヒンジ　材質：※ SUS（ヒンジ部および軸は鋼製）・亜鉛合金（木製建具用）
14 鍵　マスターキーの製作　※ 製作する　・製作しない　(16.7.4)
改修工事におけるキーのマスター合わせ　※ 行う　・行わない
個数：　種類：※ 既製品　・製作品
なお、室名等の記入は、事前に監督職員と協議のうえ決定すること。

17 カーテンウォール工事

1 メタルカーテンウォール　(17.2.2)
2 PCカーテンウォール　(17.3.2)

18 塗装工事

① 素地ごしらえ
木部　※ A種（透明塗料の場合はB種）・B種　(18.2.2),(表18.2.1)
鉄面（鉄骨工事は除く）　・A種　・B種　※ C種　(18.2.3),(表18.2.2)
亜鉛メッキ面　・A種　・B種　・C種　(18.2.4),(表18.2.3)
モルタル・プラスター面　・A種　※ B種　(18.2.5),(表18.2.4)
コンクリート・ALCパネル面　・A種　※ B種　(18.2.6),(表18.2.5)
コンクリート・押出成形セメント板面　・A種　・B種　(18.2.6),(表18.2.6)
せっこうボード面　・A種　※ B種　(表18.2.7)
（継目処理工法の場合はA種）

2 錆止め塗料塗り
塗料種別　亜鉛メッキ面　※ A種（EP－Gの場合はC種）・B種　(表18.3.2)
グリーン購入法に基づく無鉛型錆止め塗装を採用しようとする場合は、事前に監督職員の承認を得ること。
錆止め塗料塗り　鉄面　※ 見掛りA種、見隠れB種　(18.3.3),(表18.3.3)
亜鉛メッキ面　※ 鋼製建具A種、その他C種
C種に用いる錆止め塗料種別はB種とする。

③ 一般塗料
合成樹脂調合ペイント（SOP）　標仕による　(18.4.2~5)
クリヤラッカー塗り（CL）　標仕による　(18.5.2)
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）　標仕による　(18.6.2)
耐候性塗料塗り（DP）　標仕による
鉄面　上塗りの等級：1級　⊙A種（新設部）⊙B種（塗替部）・C種　(18.7.2)
亜鉛メッキ面　上塗りの等級：1級　(18.7.3)
コンクリート面、押出成形セメント板面　⊙A種（新設部）⊙B種（塗替部）・C種　(18.7.4)
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP－G）　標仕による　(18.8.2~5)
合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）　標仕による　(18.9.2)
合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP－T）　標仕による　(18.10.2)
ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）　標仕による　(18.11.2)
オイルステイン塗り（OS）　標仕による　(18.12.2)
木材保護塗料塗り（WP）　標仕による　(18.13.2)
マスチック塗材塗り　・A種　・B種　(18.14.2)

4 特殊塗料　JIS規格品
⑤ 既存改修下地調整　※ RB種
6 DP錆止め　⊙［新設部］JISK5551［塗替部］変性エポキシ樹脂プライマー

19 内装工事

①a ビニル床シート張①
シートの種類　※ 織布積層床シート（NC）⊙ 消臭NSトワレNW　（耐湿工法）(19.2.2)
厚さ(mm)　※ 2.5　・既設合わせ　⊙ 2.0
継目　※ 熱溶接　・突きつけ　(19.2.3)

1b ビニル床シート張②
シートの種類　※ 織布積層床シート（NC）・ACフロア　（耐湿工法）
厚さ(mm)　※ 2.8　・既設合わせ
継目　※ 熱溶接　・突きつけ

2 ビニル床タイル張り
材質　※ 半硬質コンポジションビニル床タイル　・軟質コンポジションビニル床タイル　・ホモジニアスビニル床タイル
厚さ(mm)　※ 2.0　・　(19.2.2)
3 特殊機能床材　材質　・　厚さ(mm)　・　(19.2.2)
④ ビニル巾木　厚さ(mm) ※ 2.0　・　高さ(mm)　・60　⊛75　・100　(19.2.2)
5 カーペット敷き
・織じゅうたん　(19.3.3)
種別　・A種　・B種　・C種
パイル形状　・カットパイル　・ループパイル　・カット、ループパイル併用
帯電性　※ 人体帯電圧3kV以下　・
・タフテッドカーペット
パイル形状　・カットパイル　・マルチレベルループ　・レベルループパイル　・カット、ループ併用
パイル長(mm)：
工法　※ 全面接着工法　・グリッパー工法
帯電性　※ 人体帯電圧3kV以下　・
・ニードルパンチカーペット
厚さ(mm)：・4　帯電性：※ 人体帯電圧3kV以下　・
・タイルカーペット
種別　※ 第一種　・第二種
パイル形状　※ ループパイル　・カットパイル
6 合成樹脂塗床
弾性ウレタン塗床　仕上げの種類　※ 平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ　(19.4.3),(表19.4.3)
エポキシ樹脂塗床　仕上げの種類　※ 薄膜流し展べ仕上げ　・厚膜流し展べ仕上げ　・樹脂モルタル仕上げ　・防滑仕上げ　(19.4.3),(表19.4.4~7)
7 防塵塗床
塗料の種類　・アクリル系　・ウレタン系　・エポキシ系
仕上の種類　・平滑仕上　・防滑仕上
8 フローリング張り　(19.5.2)

	種　類	樹　種	厚さ(mm)	工　法		仕上げ
単層	・フローリングボード	カバ（桜）	18	・特殊張り		
	・フローリングブロック			・	・乾式	
	・モザイクパーケット			※乾式釘どめ	・接着	
複合	※ 複合1種フローリング			※乾式釘どめ	・接着	
	・複合2種フローリング			・		
	・複合3種フローリング			・		

9 畳敷き　畳の種類　・A種　・B種　※ C種　・D種　(19.6.2),(表19.6.1)
⑩ せっこうボード張り　JIS規格品　厚さ(mm)　⊙ 9.5　⊙ 12.5（水廻りは耐水仕様とする。）(19.7.2)
⑪ 化粧せっこうボード張り　JIS規格品　⊙ トラバーチン模様 9.5　・木目模様 9.5　・杉柾模様 9.5　(19.7.2)
12 無石綿セメント板　厚さ(mm)　・4　・5　・6　・　(19.7.2)
13 無石綿ケイ酸カルシウム板　厚さ(mm)　・5　・6　・8　・10　・12　(19.7.2)
14 化粧ケイ酸カルシウム板　厚さ(mm)　・5　・6　・8　・10　・12（無石綿タイプ）(19.7.2)
15 ロックウール吸音板　厚さ(mm)　・9　・12　・15　柄　・一般　・リブ　・キューブ　(19.7.2)
⑯ 壁紙張り　材質　※ 無機質　・　(19.8.2)
製造所：サンゲツ・リリー・カワシマヌは同等品以上
素地ごしらえ　(19.8.3)
モルタル面およびプラスター面　標仕による
コンクリート面　・A種　※B種
せっこうボード面　・A種　※B種
17 断熱材打込み工法　材質　※ 押出法ポリスチレンフォーム保温材　・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材　・硬質ウレタンフォーム保温材A種　・フェノールフォーム保温材　(19.9.2)
（ただし、特定フロンを含まないものとする）
厚さ(mm)　・20　※ 25　・30
18 断熱材現場発泡工法　材質　※ 硬質ウレタンフォームA種1（特定フロンを含まないものとする）・　(19.9.3)
吹付け厚さ(mm)
19 グラスウール
床　※ 24kg品　・32kg品　厚さ(mm)　・
壁　※ 24kg品　・32kg品　厚さ(mm)　・50　・25
天井　※ 24kg品　・32kg品　厚さ(mm)　・50
⑳ ビニル床シート巻き上げ施工用天端仕上材　⊙プチモール、出隅材、入隅材（塩化ビニル）
製造所：東リ・ロンシール・タジマ・ABC商会　又は同等品以上
㉑ 化粧ボード　⊙グラビオLS　鏡面調壁材　ァ3mm
⊙出隅コーナージョイナー（抗菌ABSジョイナー）
製造所　大建・松下・永大・朝日ウッドテック　又は同等品以上

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロアー
フリーアクセスフロア　・塩ビ製　・鋼板製　・木質製　・　(20.2.2)
構法　※ パネル構法　・溝構法
寸法　※ 500(mm)×500(mm)　・　仕上り高さ：　(mm)
積載荷重：　(t／㎡)　適用地震時水平力　・1.0G　・0.6G
スロープ、ボーダー、およびコンセントの※付製造所の標準仕様　・図示
表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による
2 可動間仕切（パーティション）
構造形式　・スタッド式　・スタッドパネル式　・パネル式　パネル部総厚さ：・　(mm)　(20.2.3)
表面材種　※ 鋼板（厚さ：※ 0.6　・0.8）・
仕上げ材　※ メラミン樹脂合板またはアクリル樹脂焼き付け　・
品質は、JIS A 6512によるものとする。
3 移動間仕切
遮音性能　・一般タイプ　(20.2.4)
・遮音タイプ（JIS A 6512の遮音試験に準拠し、透過損失として36dB以上のもの）
表面材　※ 鋼板　・　表面仕上げ：・焼付塗装　・壁紙張り
4 階段滑り止め
工法　工法　※ 接着工法　・埋込工法　(20.2.6)
外部材質　ステンレスSUS304製　幅(mm)　・30　※ 35　・40
内部材質　ステンレス製（ビニルタイヤまたはゴム練込み）幅(mm)　・30　※ 35　・40
形状　両端フラットエンド　※ あり（※ ビニル製　・ステンレス製）・なし
5 黒板
種類　※ 焼付け黒板　・研ぎ出し黒板　色彩：※ 緑　・黒　(20.2.8)
枠　※ アルミニウム製　・木製
6 ホワイトボード
種類　※ ほうろう　・　色彩：※ 白　・　(20.2.8)
枠　※ アルミニウム製（行事用は打合せにより文字ライン入り）
7 掲示板　種類　※ スポンジシート（アルミ枠）・　色彩：
8 衝突防止表示　※ 図示による（市販品　※ステンレス製　径　※ 約30mm　・　mm／・両面　・片面）(20.2.10)
⑨ 室名表示等　形式　・面付型　⊙ 持出型　・点字型　(20.2.10)
材質　・アクリル製　・ステンレス製　⊙ アルミ製
10 ブラインド　(20.2.12)

形式	開閉方式	スラットの材質	スラットの成型幅
※ 横型	※ ギヤ式　・コード式　・操作棒式　・電動式	※ アルミ合金製　・	※ 25　・
・縦型	・1本操作コード　・2本操作コード	・アルミ　・クロス	・80　・100

昇降テープの材質：※ ポリエステル繊維　・
11 ロールスクリーン　※ 図示による　・　(20.2.13)
12 カーテン　形式　・片引き　・引分け　引分け装置　※ ひも引き　・電動　(20.2.14)
ひだの種類　・フランスひだ　・箱ひだ　・つまひだ　・プレーンひだ　・片ひだ
きれ地の品質等
13 カーテンレール　材種　・アルミ合金製　・ステンレス製　(20.2.14)
形状　・シングル　・ダブル（ただし、暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする。）
14 ブラインドボックスおよびカーテンボックス　※ 図示による
・市販品（アルミニウム製　押出し型材）溝幅*深さ(mm)：
15 くつふきマット　マット　・塩ビ製ラインマット　・硬質アルミ　・ブラシタイプマット
・ゴム製　・ステンレス製
受枠　・ステンレス製　・硬質アルミ合金製
16 消火器　種類　※ 粉末ABC消火器（・4型　・6型　※ 10型　・20型）・
なお、申請手続きも本工事にて行うこととする。
消火器ボックス　※ 設ける（※ 全埋込型　・据置型）<文字表示入り>　・設けない
17 造り付け家具　収納・収納家具　家具製作所にて製作するものとし、製作に先立ち施工図作製のうえ、監督職員の承諾を得る。(12.2.2),(19.7.2)
18 フェンス　製造所：
⑲ トイレブース　⊙ 図示　製造所：小松ウォール・コマニー・文化シヤッター・日本スピンドル　又は同等品以上
⑳ ステンレス手摺　⊙ 図示　製造所：室金物・滋賀興業・金剛機工　又は同等品以上
㉑ ステンレス面台　⊙ 図示　製造所：室金物・滋賀興業・金剛機工　又は同等品以上

21 排水工事

1 排水溝　種類　・U字溝　・現場打側溝　・勾配可変側溝
2 排水管　種類　・硬質塩化ビニル管（※ VP　・VU）(21.2.1)
・遠心力鉄筋コンクリート管（外圧管　※ 1種　・2種）
・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（RS－VU、RF－VP）
車道部の排水管の敷設　※ 図示　・砂基礎（地業厚さ200mm以上　材料：山砂の類）
3 排水ます　ますの種類　・現場施工　(21.2.2)
・既製品　環境に配慮した材料として一般廃棄物の溶融固形化物等を極力使用すること
製品はJIS製品、JISに規定のない製品はJIS工場製作品または同等品とする
ふたの種類
・コンクリート蓋　(21.2.2)
・マンホール蓋
適用荷重　・T－2用　・T－6用　・T－14用　・T－20用
・グレーチング蓋　(21.2.2)
材質　・鋼製　・ステンレス製
適用荷重　・歩行用　・T－2用　・T－6用　・T－14用　・T－20用
・化粧蓋

22 舗装工事

1 路床
遮断層　※ 設ける（・川砂　・山砂）・設けない　(22.2.2),(22.2.3)
CBR試験　※ 行わない　・行う　(22.2.5)
締固め度試験　※ 行わない　・行う
2 路盤　種別　※ 再生クラッシャラン　RC－40　・クラッシャラン　C－40　(22.3.2),(22.3.3)
厚さ：150(mm)
3 アスファルト舗装
・アスファルト舗装材質：※ 再生アスファルト　・ストレートアスファルト　(22.4.2~4)
車道部の基層　※ なし　厚さ(mm)　表層　※ 50　・
・あり　厚さ(mm)　表層　※ 30　・　基層　※ 50　・
・シールコート　※ 行わない　・行う　(22.4.5)
・混合物の抽出試験　※ 行わない　・行う　(22.4.6)
・締固め度及び舗装厚さの切取り試験　・行わない　※ 行う（ただし、200㎡未満は省略する。）(22.5.2),(22.5.3)
4 コンクリート舗装
5 カラー舗装　舗装の種類　・加熱形混合物　・樹脂系混合物（常温形）・ニート工法　・塗布工法　(22.6.2)
車道部の基層　・あり　・なし
加熱形混合物に添加する着色骨材又は自然石：　(22.6.3)
6 透水性アスファルト舗装　(22.7.2),(22.7.3)
7 排水性アスファルト舗装　種類　・改質アスファルトⅠ類　※ 改質アスファルトⅡ類　(22.8.2),(22.8.3)
8 ブロック系舗装　(22.9.2),(22.9.3)
・コンクリート平板舗装
種類　※ 普通平板　・カラー平板　・洗出平板　・擬石平板
寸法(mm)　※ 300角　・　厚さ(mm)　※　目地材　※ 砂　・モルタル
・インターロッキングブロック舗装　(22.9.3)
種類　※ 標準ブロック　・透水性ブロック　・誘導、注意喚起用ブロック　・
厚さ(mm)車道部　※ 80　・　歩道部　※ 60　・
・舗石舗装
基層の種類　※ コンクリート舗装　・アスファルト舗装　(22.9.2)
種類　※ 小舗石（花こう岩）厚さ(mm)　(22.9.3)
9 路面表示用塗料　品質　JIS K 5665による　※3種1号　・　色　・
寸法　幅(mm)　※ 150　・　厚さ(mm)　※1.0　施工　※ 溶融式　・
11 縁石等　形状寸法　・図示
耐力上支障のない箇所については、極力下水汚泥溶融スラグ混入製品を使用すること
12 砂利敷　形状寸法　・図示　(22.11.2)

23 植栽工事

1 植栽基盤整備工法　種別　※ A種　・B種　・C種　・D種　(23.2.2),(表23.2.2)
2 植込み用土　※ 客土　・現場発生の良土　(23.2.3)
3 土壌改良材　・バーク堆肥　仕様：　(23.2.3)
・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
4 支柱　材質　※ 加圧式防腐処理丸太　・竹　(23.3.2)
形状　・鳥居型　・八ッ掛型　・布掛け型　・三脚型　・四脚型　・ワイヤ掛け型　・地下埋設型
5 新植樹木の枯補償　※ 引渡しの日から1年　・引渡しの日から　年　(23.3.4),(23.4.7)
6 移植樹木の枯損処置　※ 引渡しの日から1年　・引渡しの日から　年　(23.3.6)
7 芝張り　種別　※ こうらい芝　・野芝　・　(23.4.2)
8 吹付けは種用種子等　種子の種類　※洋芝類　・　(23.4.2)
吹付け量
9 樹種銘板　樹種ごとに、2割以上設置すること。　材質・寸法　※ 図示による　・

24 解体工事

① 解体工事に関する特記事項
1．解体建物（解体する建物内外にある備品、機器類すべてを含む）は特記なき限り、地盤面下も含め分別解体撤去すること。（地盤面下は捨てコンクリートを含むものとし、根切り土は埋戻しとする。）
廃材処分の廃材投棄場所については受注者において選定し、事前に監督職員に報告すると共に産業廃棄物処理法に基づき契約を締結のこと。
2．解体材を敷地内において焼却したり埋設することは一切認めない。
3．解体作業により万一近隣建物及び工作物に損傷を与えたり、その構造機能を低下させた場合は、受注者の責任において現況に復旧すること。また、搬入出時において道路等に損傷を与えたり、汚した場合も受注者の責任において現状に復旧すること。
4．解体に先立ち、石綿成形板について、アスベスト含有の有無を確認すること。
5．アスベスト成形版については、関係法令等に基づき専門業者が所定の方法で解体撤去し、適切に処分すること。

● アスベスト撤去工事　特記仕様書

①工事仕様　⊙一般仕様　本特記仕様書及び図面による他、建設省監修日本建築センター発行「既存建築物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事共通仕様書　平成16年版」による。
建設業労働災害防止協会　「建築物の解体等工事における石綿粉じんのばく露防止マニュアル」を参考とする。

②一般共通事項　⊙技術管理　請負人は、専任の主任技術者を任命し作業中は現場に派遣し、技術管理に当たる事。
又請負人は、アスベスト撤去工事に際しては、特定化学物質等取扱い作業主任を専任し、その指示に基づき施工の事。

⊙下請業者等の選定　アスベスト撤去工事については、（財）日本建築センター、（財）建築保全センターの技術審査を受けた除去工法によるものとし、専門業者による責任施工とする。
（参考）日本インシュレーション(株)(tel:06-6633-7321)、(株)ノザワ(tel:075-254-8827)、明星工業(株)(tel:06-6448-0455)、(株)エーアンドエーマテリアル(tel:06-6311-8388)、(株)エスポワール(tel:06-6784-7200)、協和産業(株)(tel:052-903-0018)　ニチアス(株)(tel:06-6252-1301)

⊙公害、安全対策　工事着手前に付近の状況を調査し、公害及び安全対策は工事竣工迄講じる事。
⊙その他　作業内容については、施設側と連絡調整し、問題無き様配慮する事

③アスベスト撤去工事
⊙請負人の責任　請負人は、アスベストの撤去及び処分に当たっては、本特記仕様書に基づき完全に履行する事。
関係法令を遵守し、労働安全及び環境汚染の防止に努める事。又、関係官庁へ必要な届出を遅滞無く行う事
⊙施工計画書の提出　請負人は、工事着工に先立ち、アスベスト撤去に伴う粉塵対策を盛込んだ施工計画書を作成し、監督員に提出し承諾を得る事。
⊙作業主任の選定　請負人は、特定化学物質等取扱い作業主任者を専任し、アスベスト撤去作業についてはその指示の元に行う事。
⊙作業者の選定　アスベストに関する安全衛生教育を受けた者とし、塵肺健康診断、アスベストに関する特殊健康診断を6ヶ月以内に受診し異常の無かった者とする。
⊙安全教育の実施　請負人は、本工事内現場作業員に対して、事前にアスベストに関する安全教育を実施し、十分に理解させる事。
・浮遊石綿濃度測定　作業区域内外の作業前、作業中、作業後のアスベスト粉塵濃度を測定し報告書を提出するものとし、測定ポイント位置、個所数は下記の通り。

● アスベスト粉じん濃度測定

測定時間	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定2	調査対象室外部の付近	計2点	大気
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定4	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m／sec以下の位置各2点	——
	測定5	処理作業室外	4方向各1点（敷地境界）	——
処理作業後（シート養生中）	測定6	処理作業室内	各2点	——
処理作業後シート養生撤去後1週間以降	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定8	調査対象室外部の付近	計2点	大気

（注）1．各施工箇所ごとの室面積が50m2以下までは2点、300m2以下までは3点とする。300m2を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）2．アスベスト撤去足場を、吹付又は天井復旧工事に利用する場合は、足場撤去後も空気測定を行う事。

・作業者用の更衣施設及び洗身施設　更衣施設及び洗身施設は、作業区域の出入口に接して、作業期間を通じて設置する。
更衣施設は、通勤服更衣スペースと保護服更衣スペースとを分離したものとする。　—セキュリティゾーン
⊙作業場所の表示　作業場所には、見易い所に「工事関係者以外の立入り禁止」の表示を設置する事。
・呼吸用保護具及び保護服　アスベスト撤去作業員は、全身を覆う特殊作業服及び靴を使用し、作業終了後は、撤去したアスベストと同様、安全に処分する事。尚、呼吸用保護具はアスベスト処理粉塵用マスク（国家検定品）を使用する事。
・飛散防止及び養生　作業区域は他の場所へのアスベスト汚染を防止する為、全周をプラスチックシート（JIS（Z1702－1986）同等以上）（床t：0．15mm以上2枚重ね、壁・窓t：0．08mm以上）により、完全に隔離すると共に負圧をかける。
壁・窓t：0．08mm以上）により、完全に隔離すると共に負圧をかける。
負圧作業場所には、HEPAフィルターを装備した負圧除塵装置を設置し、適切な運転管理を行うと共に、捕集された粉塵処理を的確に行う事。
作業中のアスベスト粉塵の飛散を防止する為に、粉塵防止剤を噴霧して作業を行う。
作業区域内の設備、什器等は、区域外へ搬出して作業を行う。
尚、搬出に際し移動困難なものについては、上記のポリエチレンシート等で完全に覆う事。
⊙撤去方法　アスベスト撤去は、飛散防止剤がよく浸透した後に、スクレーパーやワイヤブラシ等により行う。
除去後の残存アスベスト粉塵の飛散を防止する為、飛散防止剤を除去面に吹付ける。
除去したアスベストは、作業所において、その都度湿潤化させるなどの処理を講じた上、十分に強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器に密閉するか、セメント等を用いて固化処理（10kg／cm2以上）を行い、シート等により二重梱包するものとする。
作業中の酸欠及び有機揮発性ガス対策等に留意する事。
⊙除去アスベストの処理　撤去したアスベスト及びアスベストの付着したポリエチレンシート・保護服等は、都道府県知事認可の産業廃棄処理場（管理型）で埋立て処理するものとする
・作業終了場所の清掃　全ての作業が終了後、床等を高性能真空掃除機（HEPAフィルター付）で清掃を行う事。
⊙工事終了後の処置　アスベスト撤去及び処分後は、施工記録を作成し、報告書（3部）として提出する事。
・その他

※本工事は、施工に際し施工時期・工法等は十分打合わせの上、決定する。　施設を利用する関係者の安全と事故防止に努めるとともに、工事車輌の徐行、資材置場の整理保管、構内の整理整頓を関係業者の全てに周知し、励行する事　又、施工時の騒音、粉塵対策にも十分配慮した施工計画を擁立する事。
※ポンプ室はポンプの日常点検が必要であるため、足場計画等については施設側と充分な打合せ、検討を重ね計画、実施のこと。
※他の撤去部分についても施設は稼動中であり充分考慮のうえ施工のこと。

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708
相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和東小学校第2期）

図面の名称　特記仕様書－3
作成年月日　令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田　耕一
TEL (072)－331－3857　FAX (072)－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本　孝良
TEL (0748)－72－1114　FAX (0748)－72－1166

管理建築士　澤田　耕一　検図　杉本　孝良　作図　大久保　晴二

縮尺（A1）1：100　縮尺（A3）1：200　図面番号　A－04

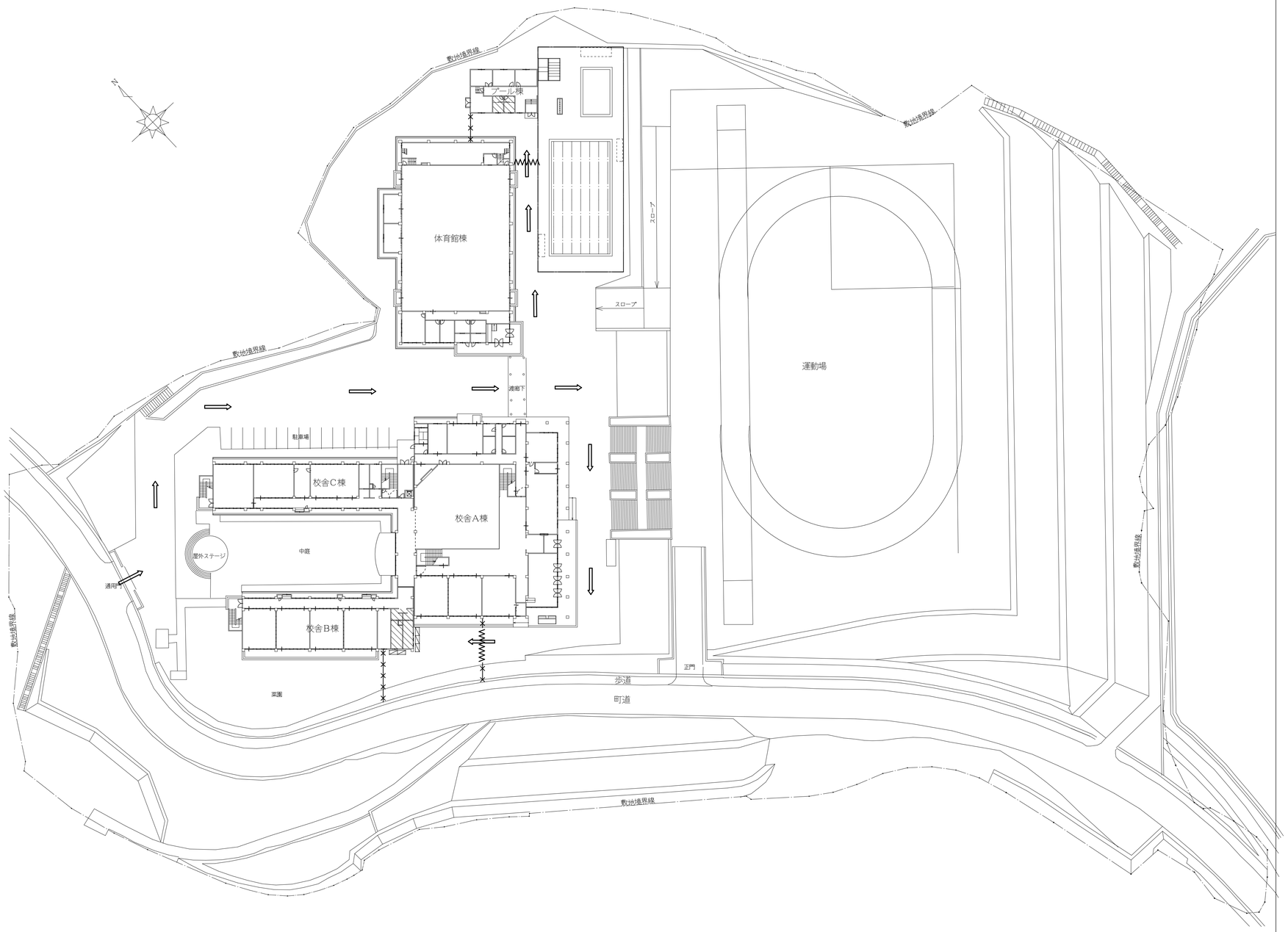

仮 設 工 事 項 目

［凡 例］

1．仮囲　バリケードフェンス　H＝1．8　（3ヶ月）

2．工事車両出入口

3．仮設門扉　シートゲート（各1ヶ所）　（3ヶ月）
（6．0m×4．5m）
（3．6m×4．5m）

4．枠組本足場　W＝900を示す　（3ヶ月）

5．交通誘導員（工事期間中1名常駐）ガードマンボックス共　30人・日以上
（各門に随時移動）（大型資材等の搬入時は増員のとこ）

6．仮囲い、現場事務所、工事車両駐車スペース等の
配置については現場打合の上、最終決定とする

※　仮設工事着手に先立ち、図示計画内容を基本に請負業者にて立案し承諾を得てから着手すること
※　現場事務所、作業員詰所等の配置、規模は参考とする
※　学校敷地内においての工事となる為、学校側と綿密に協議しながら工事の進捗を計ること
※　工事は基本的にトイレ窓を作業動線とすること、但し大型材料等は学校と協議し昇降口等より搬入する
※　学校に対する安全対策は万全を期すると共に学校行事にも協力すること
※　工事関係者は図示工事エリア以外の学校敷地内駐車は不可、必要な場合は請負者にて校外に別に確保すること

配置図　1:500

註 記
今回工事改修位置を示す

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第2期）			図面の名称 配置図			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一 TEL（072）－331－3857　FAX（072）－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中兎丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良 TEL（0748）－72－1114　FAX（0748）－72－1166	管理建築士　澤田 耕一	機図　杉本 孝良	作図　大久保 晴二		縮尺（A1） 1：500	縮尺（A3） 1：1000	図面番号 A－02

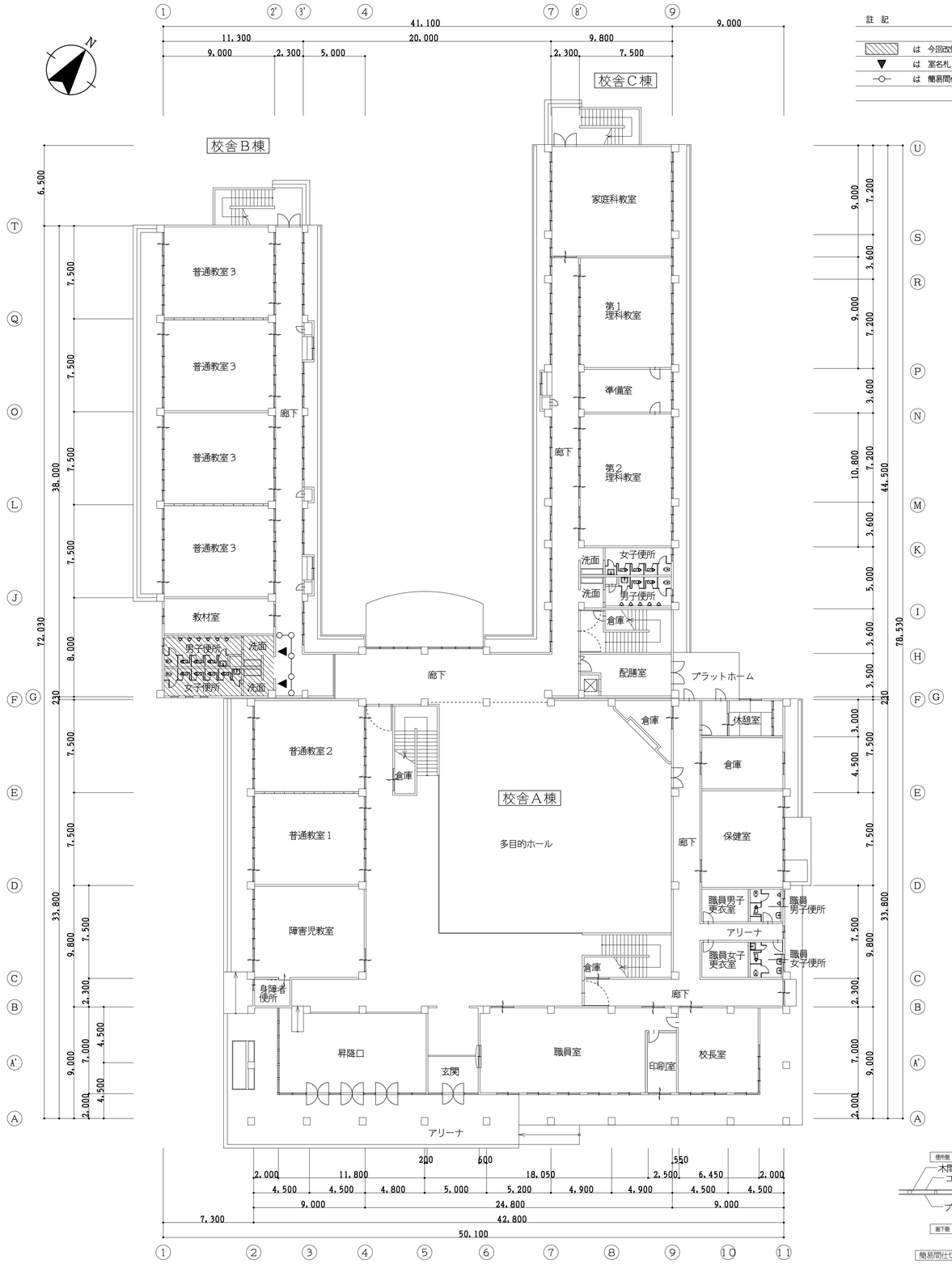

（校舎棟）現況１階平面図　1:200

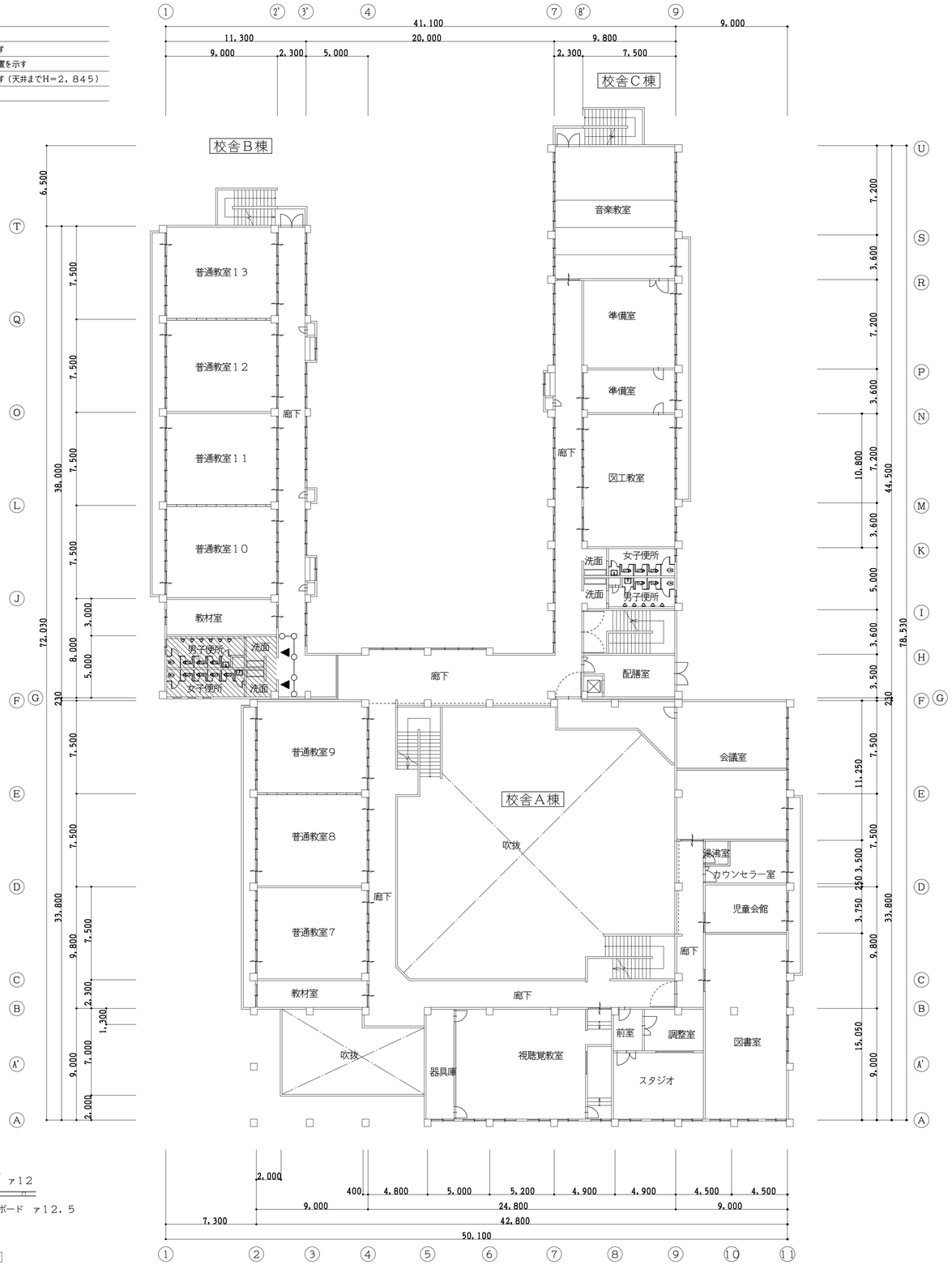

（校舎棟）現況２階平面図　1:200

註記

▨	は　今回改修部分を示す
▼	は　室名札　の取付位置を示す
—○—	は　簡易間仕切壁を示す（天井までH＝2，845）

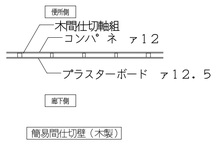

工事番号・工事名　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）　S－１９７０８	図面の名称 （校舎棟）現況１・２階平面図		作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田　耕一 TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本　孝良 TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166	管理建築士　澤田　耕一　検図　杉本　孝良　作図　大久保　晴二	縮尺（A１） 1：200	縮尺（A３） 1：400	図面番号 A－０６

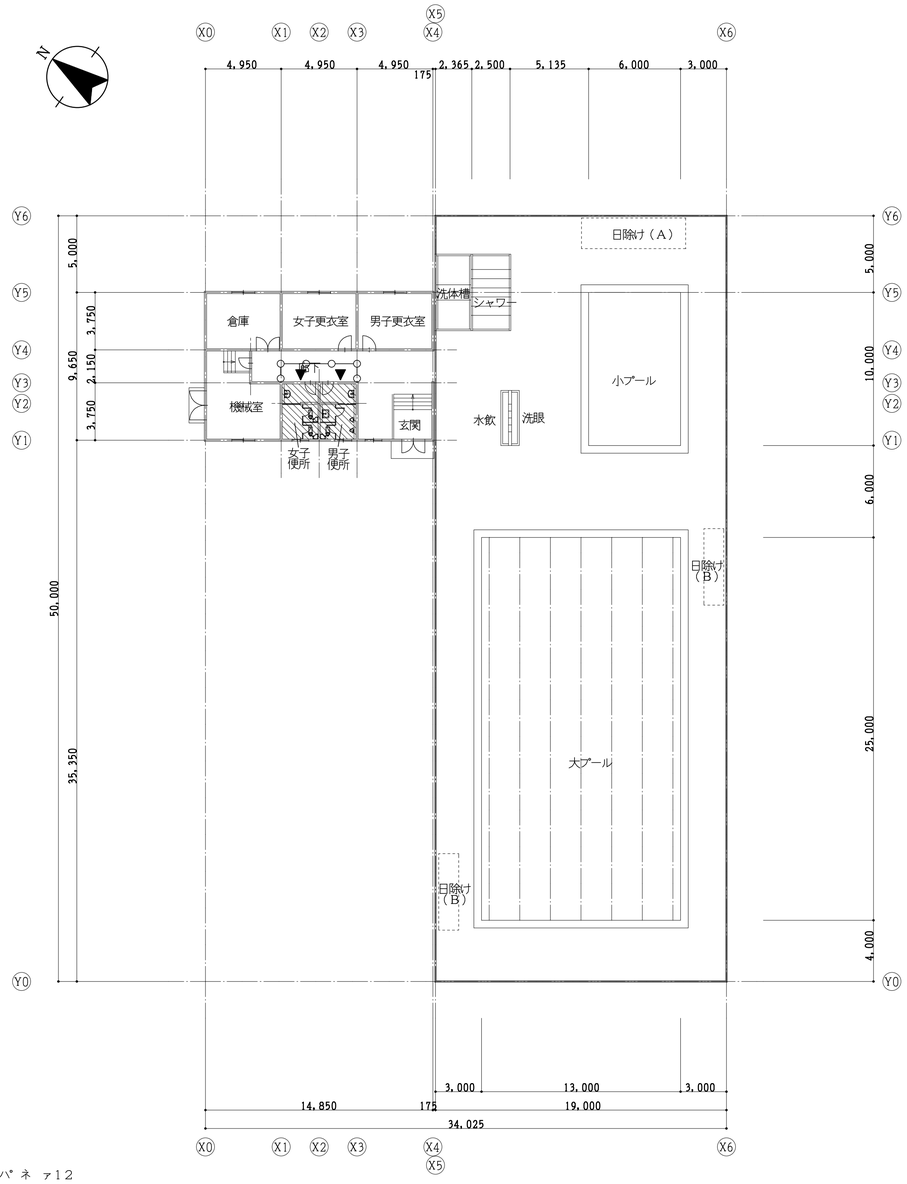

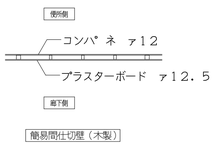

（プール棟）現況１階平面図　1：200

註 記

▨	は	今回改修部分を示す
▼	は	室名札 の取付位置を示す
−○−	は	簡易間仕切壁を示す（天井までH＝2，845）

工事番号・工事名　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）	S−19708	図面の名称 （プール棟）現況1階平面図			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一 TEL　(072)−331−3857　FAX　(072)−334−5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央7丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良 TEL　(0748)−72−1114　FAX　(0748)−72−1166	管理建築士　澤田 耕一	検図　杉本 孝良	作図　大久保 晴二	縮尺（A１） 1：200	縮尺（A３） 1：400	図面番号 A−07

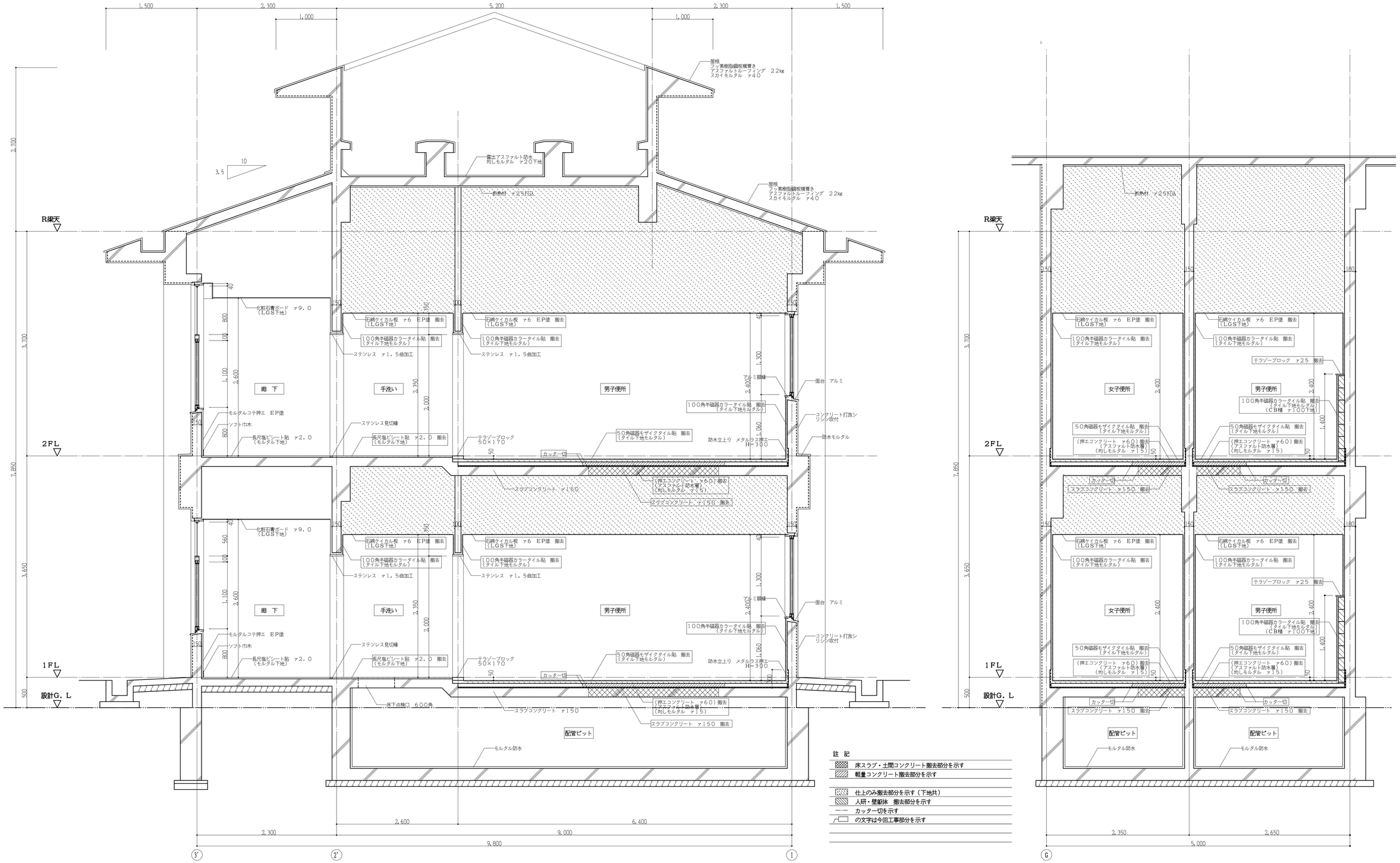

註 記

- 床スラブ・土間コンクリート搬去部分を示す
- 軽量コンクリート搬去部分を示す
- 仕上のみ搬去部分を示す（下地共）
- 人研・壁躯体 搬去部分を示す
- カッター切を示す
- の文字は今回工事部分を示す

（校舎Ｂ棟）現況断面詳細図　1:30

工事番号・工事名　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）	S－１９７０８	図面の名称 （校舎Ｂ棟）現況断面詳細図	作成年月日 令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一
TEL (072)－331－3857　FAX (072)－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良
TEL (0748)－72－1114　FAX (0748)－72－1166

管理建築士	澤田 耕一	検図	杉本 孝良	作図	大久保 晴二	縮尺（Ａ１）	縮尺（Ａ３）	図面番号
						1:30	1:60	Ａ－０８

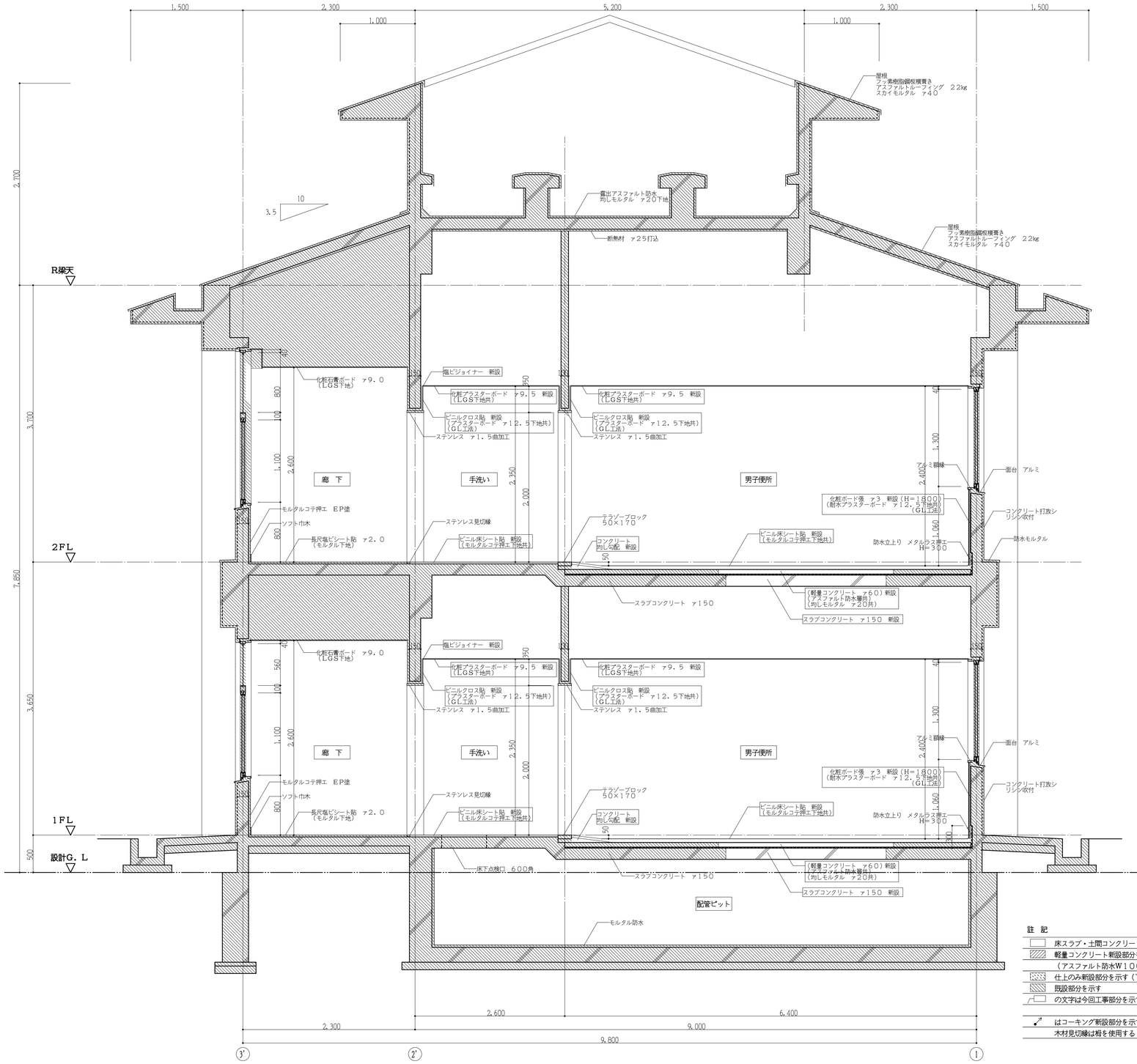

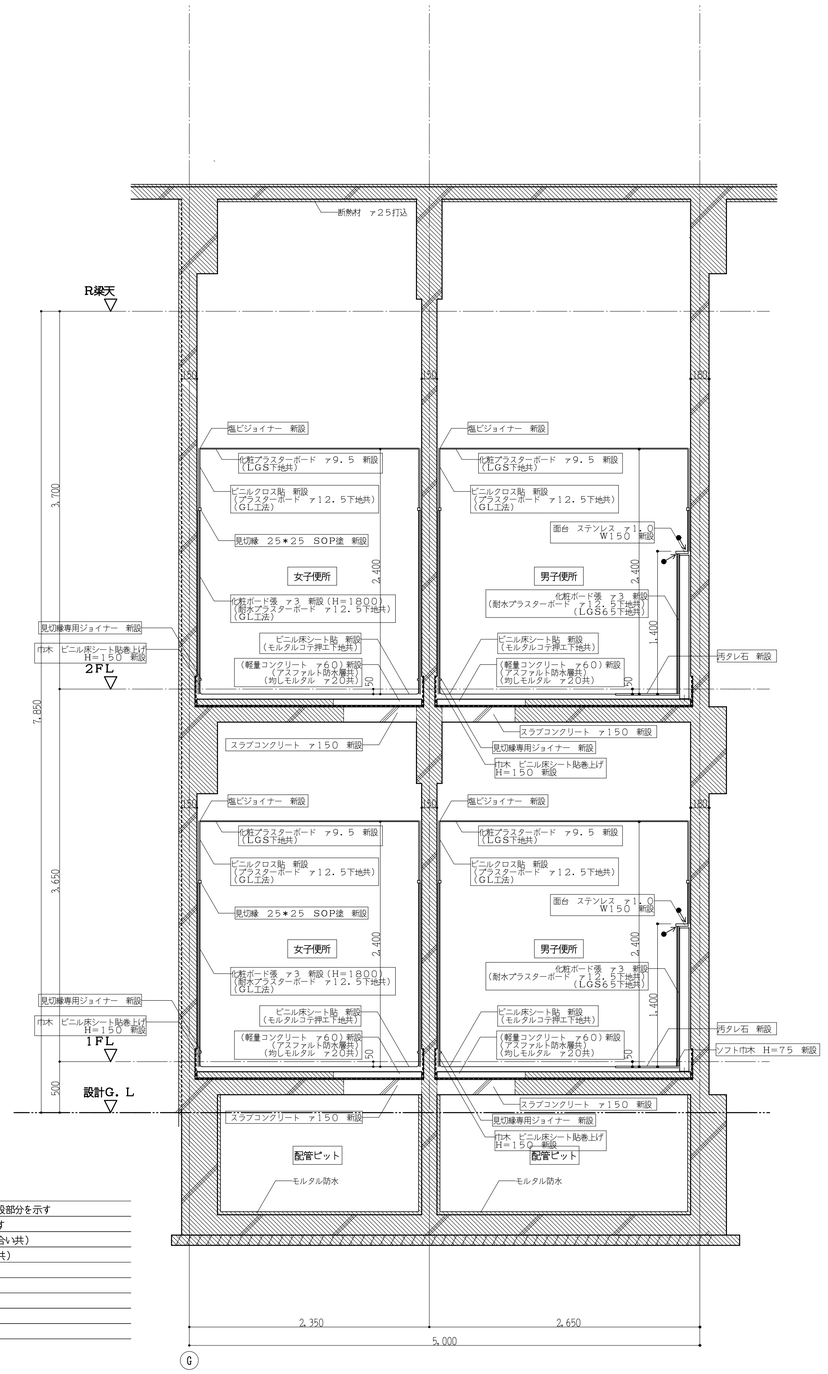

註 記

- 床スラブ・土間コンクリート新設部分を示す
- 軽量コンクリート新設部分を示す
  （アスファルト防水W100取合い共）
- 仕上のみ新設部分を示す（下地共）
- 既設部分を示す
- の文字は今回工事部分を示す
- はコーキング新設部分を示す
  木材見切縁は桧を使用する

（校舎Ｂ棟）改修断面詳細図　1：30

工事番号・工事名　1相連教４４９号　S－１９７０８

相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第２期）

図面の名称：（校舎Ｂ棟）改修断面詳細図

作成年月日：令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一
TEL（072）－331－3857　FAX（072）－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中兎7丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良
TEL（0748）－72－1114　FAX（0748）－72－1166

管理建築士　澤田 耕一　機図　杉本 孝良　作図　大久保 晴二

縮尺（Ａ１）	縮尺（Ａ３）	図面番号
1：30	1：60	Ａ－０９

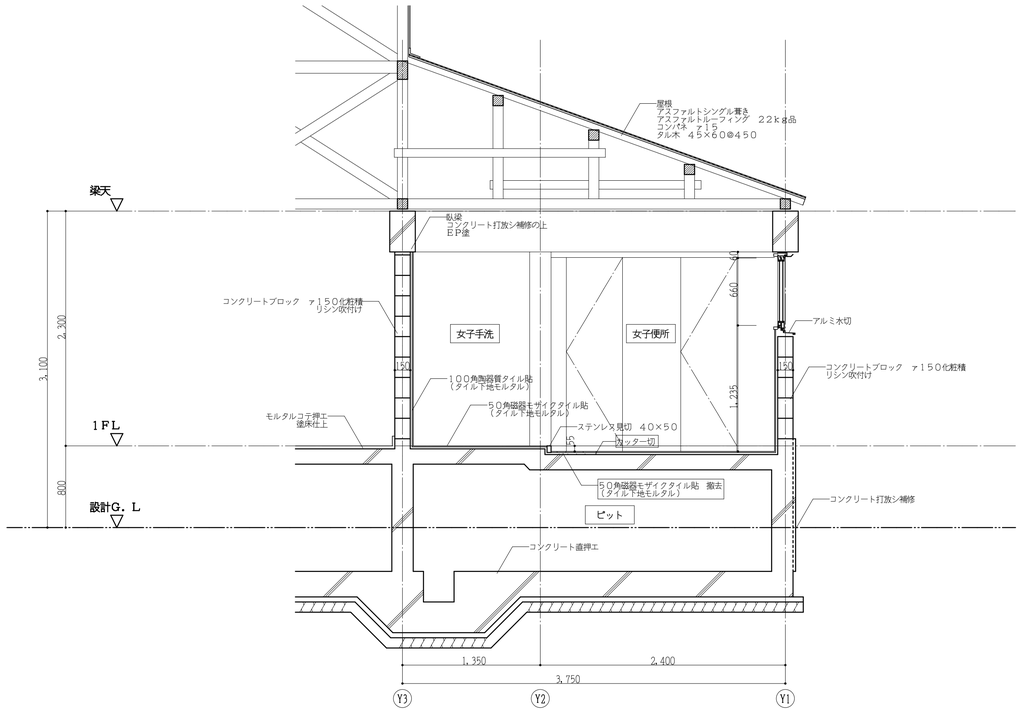

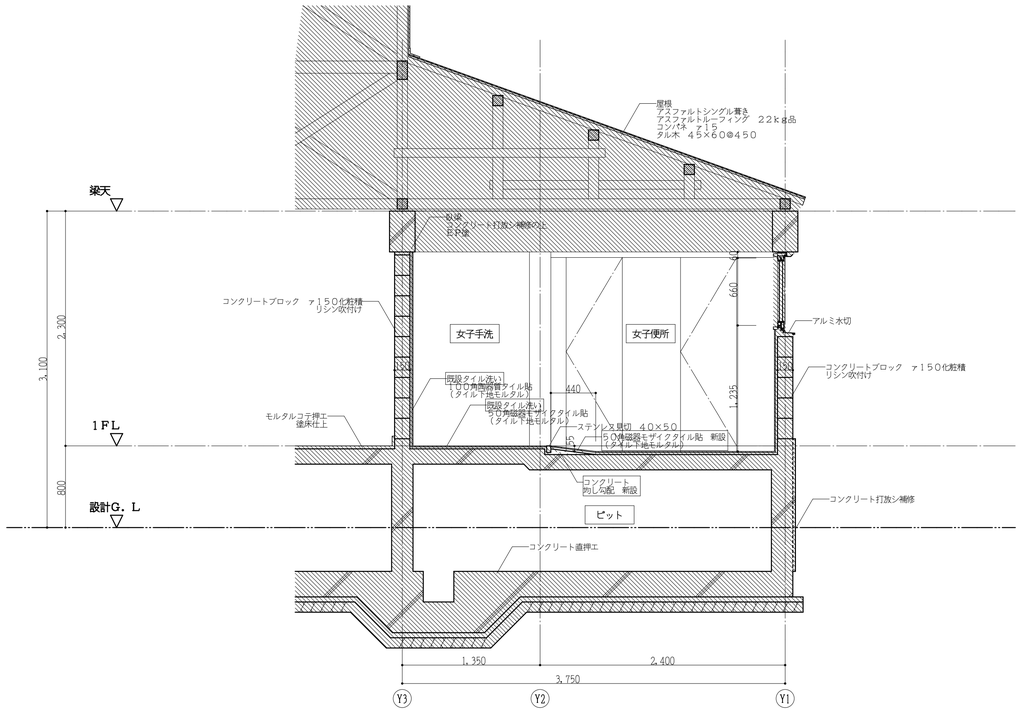

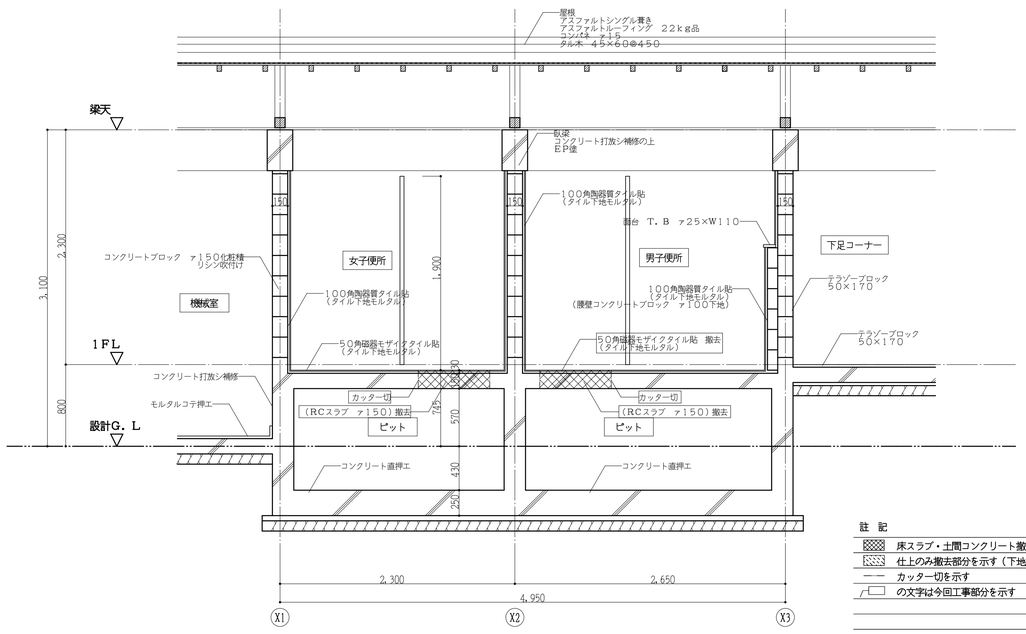

註　記

- 床スラブ・土間コンクリート撤去部分を示す
- 仕上のみ撤去部分を示す（下地共）
- カッター切を示す
- の文字は今回工事部分を示す

（プール棟）現況断面詳細図　1：30

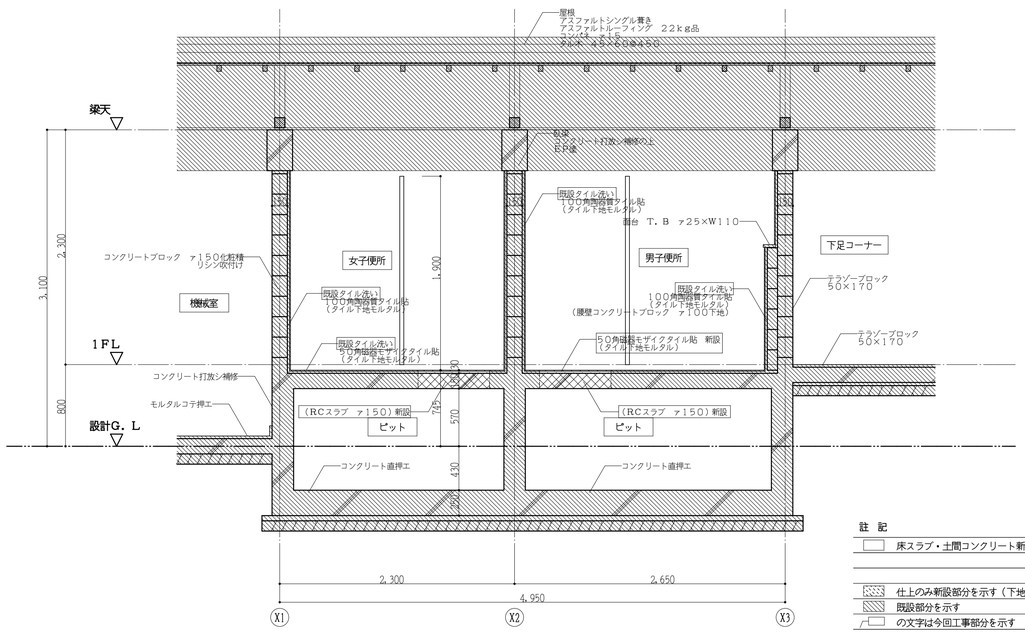

註　記

- 床スラブ・土間コンクリート新設部分を示す
- 仕上のみ新設部分を示す（下地共）
- 既設部分を示す
- の文字は今回工事部分を示す
- はコーキング新設部分を示す
- 木材見切縁は桧を使用する

（プール棟）改修断面詳細図　1：30

工事番号・工事名　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）	S－19708	図面の名称 （プール棟）現況・改修断面詳細図			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一 TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良 TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166	管理建築士　澤田 耕一	検図　杉本 孝良	作図　大久保 晴二	縮尺（A１） 1：30	縮尺（A３） 1：60	図面番号 A－10

D－1	（校舎B棟）便器開口詳細図（1，2階）	既設範囲を示す	1:20

※開口部はつりを行う前に鉄筋探査を行うこと

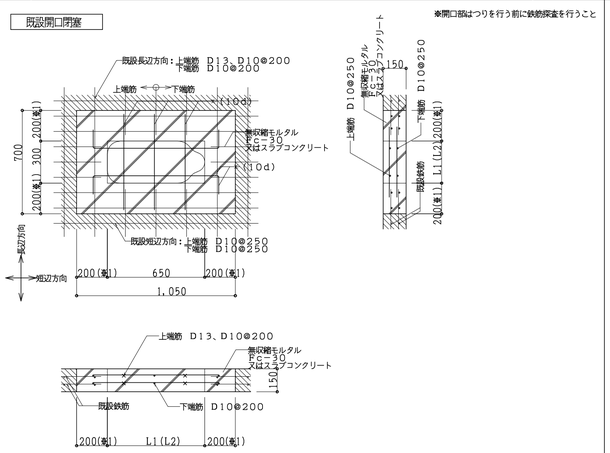

※1）既設開口（L1・1L2）より200以上砕り、既設鉄筋を出すこと
※2）新設鉄筋のピッチは既設鉄筋と同じとし新設鉄筋は既設鉄筋もしくは既設開口補強筋のいずれかに溶接（フレア、10d）とする

D－2	（プール棟）便器開口詳細図（1階）	既設範囲を示す	1:20

※開口部はつりを行う前に鉄筋探査を行うこと

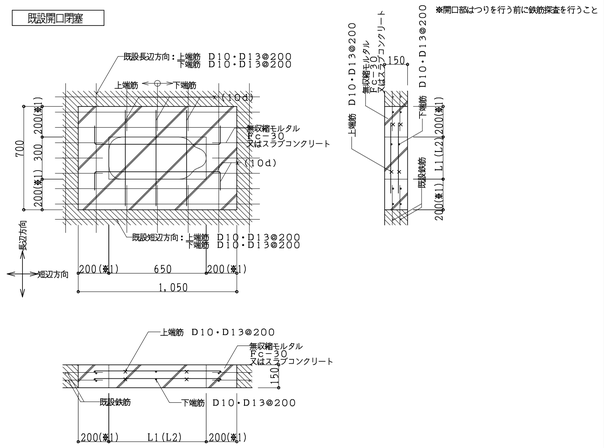

※1）既設開口（L1・1L2）より200以上砕り、既設鉄筋を出すこと
※2）新設鉄筋のピッチは既設鉄筋と同じとし新設鉄筋は既設鉄筋もしくは既設開口補強筋のいずれかに溶接（フレア、10d）とする

D－3	（校舎棟・体育館棟）L型手摺	1:30

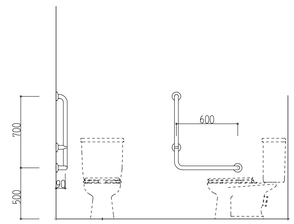

ステンレス製　38φ
16ヶ所

D－4	（校舎棟・体育館棟）小便器用手摺	1:30

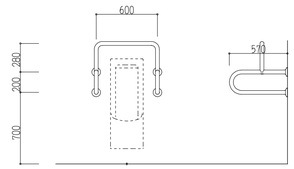

ステンレス製　38φ
3ヶ所

D－5	（校舎棟）ライニング壁詳細図（LGS下地）	1:30

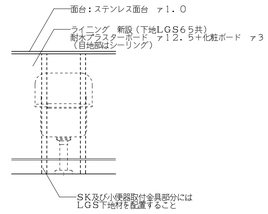

D－6	（校舎B棟・プール棟）ステンレス面台	－

名　称	材　質・仕　様
面　台	ステンレス304　t1.0
	木下地

家具番号	W×D	部屋名	台　数
1	6200×150	1、2F　校舎棟男子便所（小便器）	2台

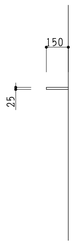

工事番号・工事名	1相連教449号	S－19708	図面の名称	作成年月日
相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事（和束小学校第2期）			（校舎B棟・プール棟）部分詳細図	令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田　耕一
TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本　孝良
TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166

管理建築士	澤田　耕一	検図	杉本　孝良	作図	大久保　晴二	縮尺（A1）	縮尺（A3）	図面番号
						1:30	1:60	A－11

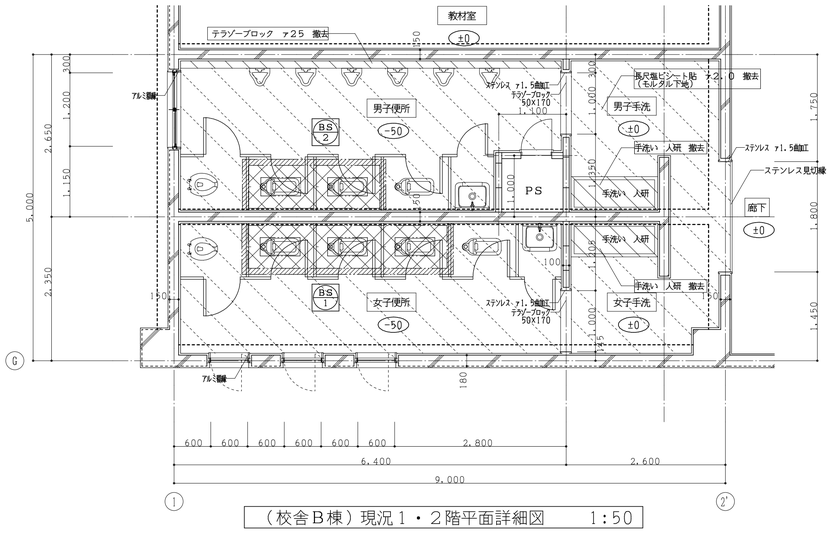

（校舎Ｂ棟）現況１・２階平面詳細図　　1:50

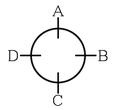

展開面

註 記

- 床スラブコンクリート撤去部分を示す
- 仕上のみ撤去部分を示す（モルタル下地共）
- 人研 撤去部分を示す
- カッター切を示す
- の文字は今回工事部分を示す
- 撤去建具を示す
- (+000) 床高さを示す
- 衛生器具は男女共、和便器１個ずつ残し他は撤去（設備）

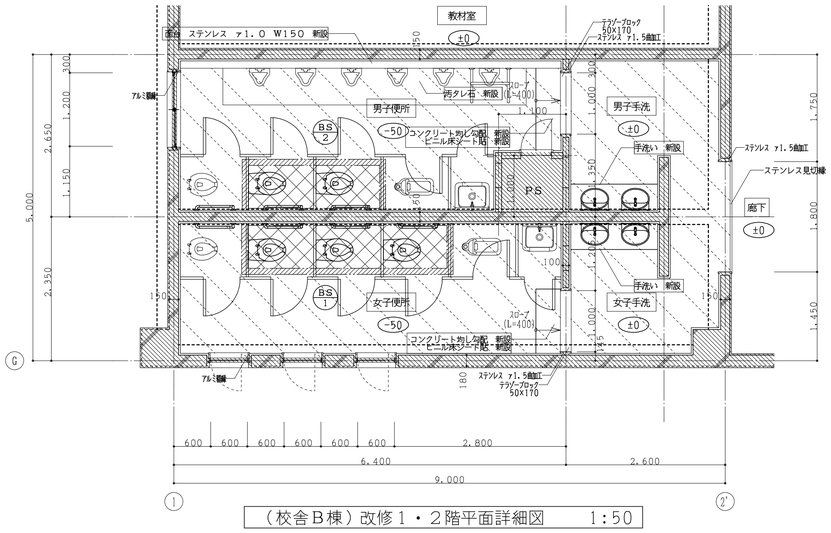

（校舎Ｂ棟）改修１・２階平面詳細図　　1:50

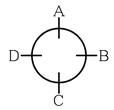

展開面

註 記

- 床スラブコンクリート新設部分を示す
- 軽量コンクリート新設部分を示す
- 仕上のみ新設部分を示す（モルタル下地共）
- 既設部分を示す
- の文字は今回工事部分を示す
- 新設・改修建具を示す
- (+000) 床高さを示す
- 衛生器具は男女共、和便器１個ずつ残し他は新設（設備）

室内仕上　　（　）内は、下地を示す

棟	階	室名		天井高	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
校舎B棟	1・2	男子便所・手洗	現況	2,400	50角磁器モザイクタイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共） （一部 押エコンクリート ｱ60共） （一部 スラブコンクリート ｱ150共） 長尺塩ビシート貼 ｱ2.0 撤去	100角半磁器カラータイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共）	100角半磁器カラータイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共） （一部 CB ｱ100下地共）	100角半磁器カラータイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共）	石膏ケイカル板 ｱ6 EP塗 撤去 （LGS下地共）	トイレブース 撤去
			改修	2,400	ビニル床シート貼 新設(モルタルコテ押エ下地共) 汚垂石タイル貼 新設 （タイル下地モルタル共） （一部 押エコンクリート ｱ60共） （一部 スラブコンクリート ｱ150共）	ビニル床シート貼 H＝150巻上げ 新設 （モルタルコテ押エ下地共） 一部 ソフト巾木 H＝75 新設	化粧ボード張 ｱ6 新設（H＝1800） （耐水プラスターボード ｱ12.5下地共） （一部 LGS90下地共）	ビニールクロス貼 新設 （プラスターボード ｱ12.5下地共）	化粧プラスターボード ｱ9.5 新設 （LGS下地共）	トイレブース，天井点検口 新設
		女子便所・手洗	現況	2,400	50角磁器モザイクタイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共） （一部 押エコンクリート ｱ60共） （一部 スラブコンクリート ｱ120共） 長尺塩ビシート貼 ｱ2.0 撤去	100角半磁器カラータイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共）	100角半磁器カラータイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共） （一部 CB ｱ100下地共）	100角半磁器カラータイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共）	石膏ケイカル板 ｱ6 EP塗 撤去 （LGS下地共）	トイレブース 撤去
			改修	2,400	ビニル床シート貼 新設 （モルタルコテ押エ下地共） （一部 押エコンクリート ｱ60共） （一部 スラブコンクリート ｱ120共）	ビニル床シート貼 H＝150巻上げ 新設 （モルタルコテ押エ下地共）	化粧ボード張 ｱ6 新設（H＝1800） （耐水プラスターボード ｱ12.5下地共） （一部 LGS90下地共）	ビニールクロス貼 新設 （プラスターボード ｱ12.5下地共）	化粧プラスターボード ｱ9.5 新設 （LGS下地共）	トイレブース，天井点検口 新設
		廊下	現況	3,000	長尺塩ビシート貼 ｱ2.0 （モルタル下地）	ソフト巾木	モルタルコテ押エ EP塗	モルタルコテ押エ EP塗	化粧プラスターボード ｱ9 （LGS下地共）	
			改修	3,000	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま	

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708

相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第２期）

図面の名称
（校舎B棟）
現況・改修1・2階平面詳細図

作成年月日
令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府泉佐野市住吉1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一
TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良
TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166

管理建築士　澤田 耕一　検図　杉本 孝良　作図　大久保 晴二

縮尺（A1）	縮尺（A3）	図面番号
1:50	1:100	A－12

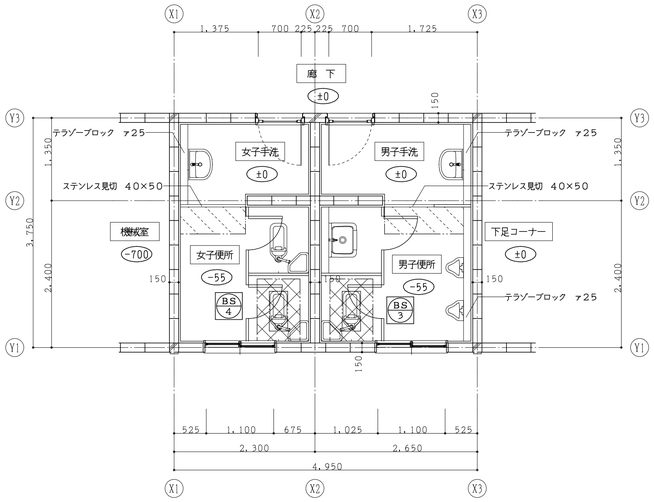

（プール棟）現況１階平面詳細図　1:50

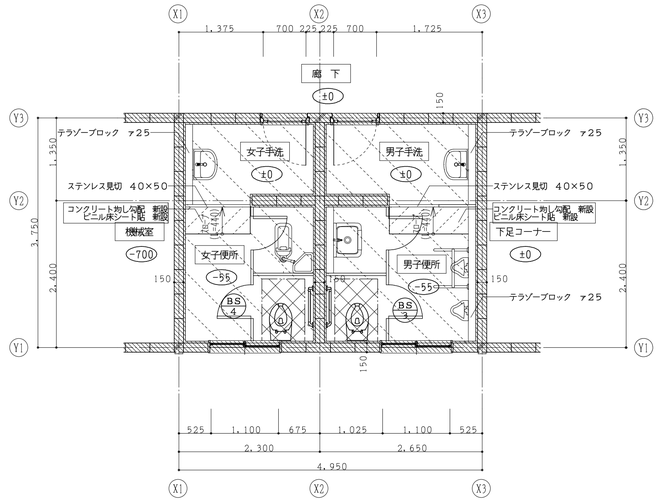

（プール棟）改修１階平面詳細図　1:50

註 記

- 床スラブコンクリート撤去部分を示す
- 仕上のみ撤去部分を示す（モルタル下地共）
- カッター切を示す
- の文字は今回工事部分を示す
- 撤去建具を示す
- (+000) 床高さを示す
- 衛生器具は女子便所、男子便所、和便器１個ずつ撤去（設備）

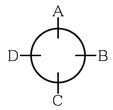

展開面

註 記

- 床スラブコンクリート新設部分を示す
- 仕上のみ新設部分を示す（モルタル下地共）
- 既設タイル洗い部分を示す
- 既設部分を示す
- の文字は今回工事部分を示す
- 新設・改修建具を示す
- (+000) 床高さを示す
- 衛生器具は女子便所、男子便所、洋便器１個ずつ新設（設備）

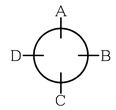

展開面

室内仕上　　（　）内は、下地を示す

棟	階	室名		天井高	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
プール棟	1	男子便所・手洗	現況	梁天で 2,300	一部 50角磁器モザイクタイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共） （一部 スラブコンクリート ㎡150共）	100角陶器質タイル貼 （タイル下地モルタル共）	100角陶器質タイル貼 （タイル下地モルタル共）	100角陶器質タイル貼 （タイル下地モルタル共）	屋根裏現し	トイレブース 撤去
			改修	梁天で 2,300	一部 50角磁器モザイクタイル貼 新設 （タイル下地モルタル共） （一部 スラブコンクリート ㎡150共） 既設タイル 洗い	既設タイル 洗い	既設タイル 洗い	既設タイル 洗い	現況のまま	トイレブース 新設
		女子便所・手洗	現況	梁天で 2,300	一部 50角磁器モザイクタイル貼 撤去 （タイル下地モルタル共） （一部 スラブコンクリート ㎡150共）	100角陶器質タイル貼 （タイル下地モルタル共）	100角陶器質タイル貼 （タイル下地モルタル共）	100角陶器質タイル貼 （タイル下地モルタル共）	屋根裏現し	トイレブース 撤去
			改修	梁天で 2,300	一部 50角磁器モザイクタイル貼 新設 （タイル下地モルタル共） （一部 スラブコンクリート ㎡150共） 既設タイル 洗い	既設タイル 洗い	既設タイル 洗い	既設タイル 洗い	現況のまま	トイレブース 新設
		廊下	現況	梁天で 2,300	モルタルコテ押エ 塗床仕上	CB ㎡150化粧積 リシン吹付け	CB ㎡150化粧積 リシン吹付け	CB ㎡150化粧積 リシン吹付け	屋根裏現し	
			改修	梁天で 2,300	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま	現況のまま	

工事番号・工事名　１相連教４４９号　Ｓ－１９７０８
相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第２期）

図面の名称
（プール棟）現況・改修1階平面詳細図

作成年月日
令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一
TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央7丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良
TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166

管理建築士　澤田 耕一　検図　杉本 孝良　作図　大久保 晴二

縮尺（Ａ１）　1：50
縮尺（Ａ３）　1：100
図面番号　Ａ－１３

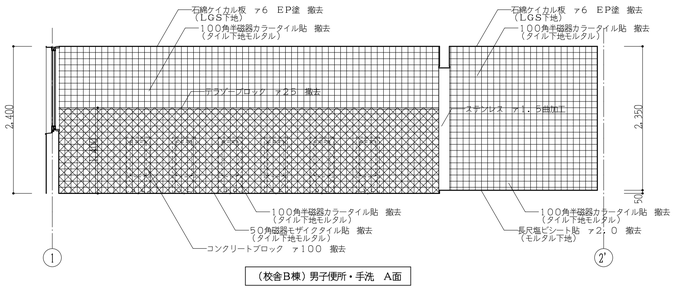

（校舎B棟）男子便所・手洗 A面

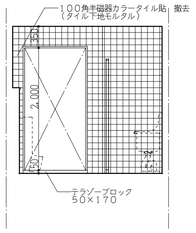

（校舎B棟）男子便所 B面

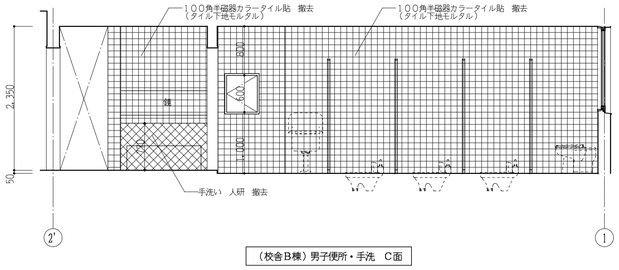

（校舎B棟）男子便所・手洗 C面

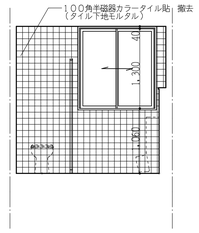

（校舎B棟）男子便所 D面

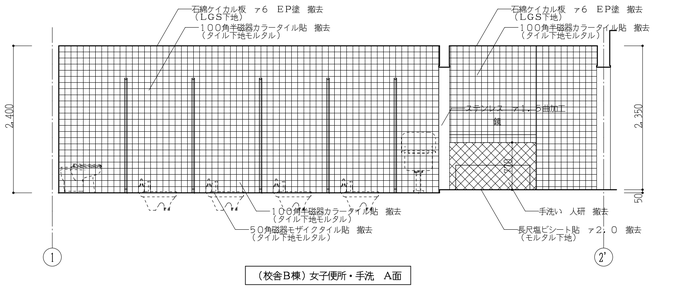

（校舎B棟）女子便所・手洗 A面

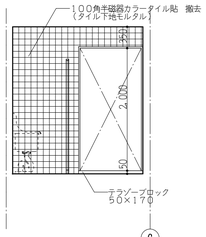

（校舎B棟）女子便所 B面

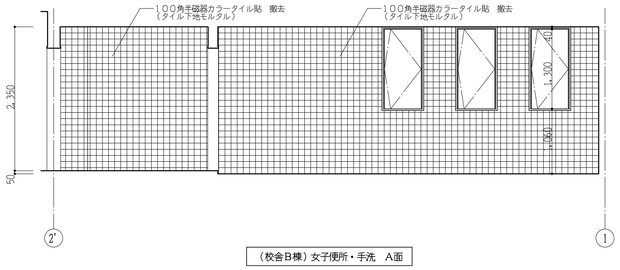

（校舎B棟）女子便所・手洗 A面

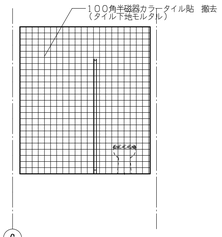

（校舎B棟）女子便所 B面

（校舎B棟）現況展開図 1:50

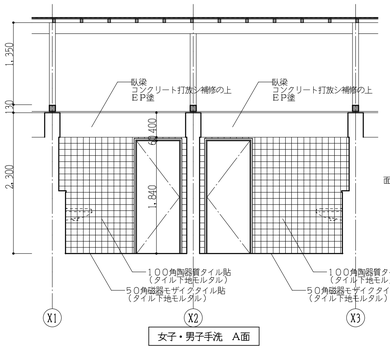

女子・男子手洗 A面

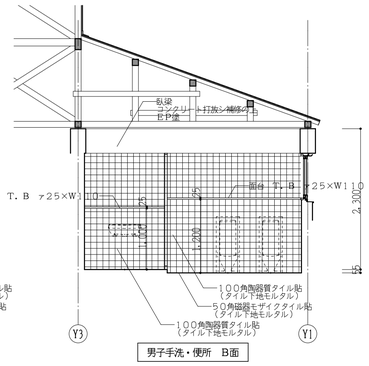

男子手洗・便所 B面

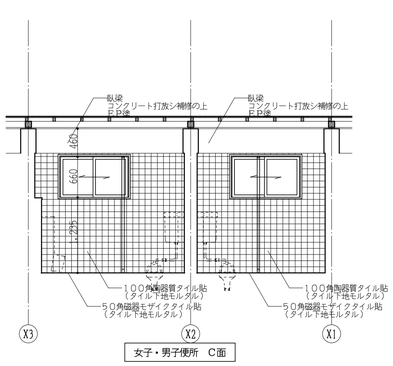

女子・男子便所 C面

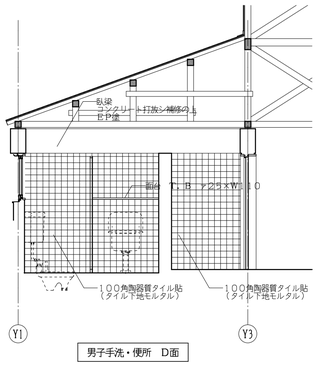

男子手洗・便所 D面

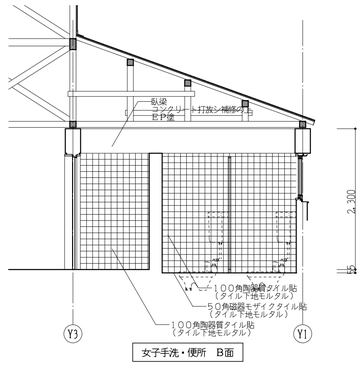

女子手洗・便所 B面

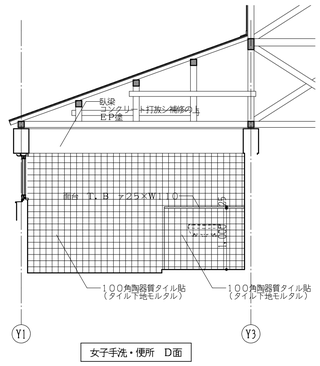

女子手洗・便所 D面

（プール棟）現況展開図 1:50

工事番号・工事名 1相連教449号 S－19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第2期）			図面の名称 （校舎B棟・プール棟）現況展開図		作成年月日 令和元年5月
株式会社 日匠設計 大阪本社 大阪府柏原市阿保1丁目3番12号 一級建築士 198531号 澤田 耕一 TEL (072)－331－3857 FAX (072)－334－5931 滋賀事務所 滋賀県湖南市中庄7丁目95 一級建築士 109825号 杉本 孝良 TEL (0748)－72－1114 FAX (0748)－72－1166	管理建築士 澤田 耕一	検図 杉本 孝良	作図 大久保 晴二	縮尺（A1） 1:50	縮尺（A3） 1:100	図面番号 A－14

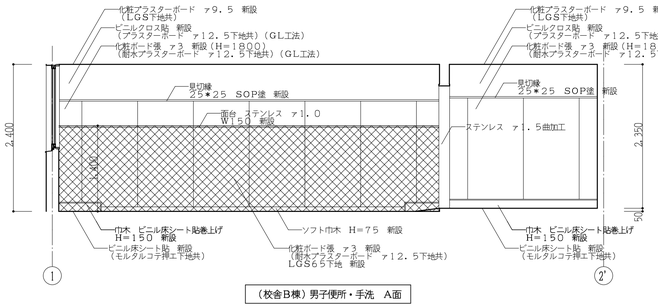

(校舎B棟)男子便所・手洗 A面

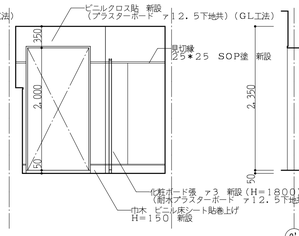

(校舎B棟)男子便所 B面

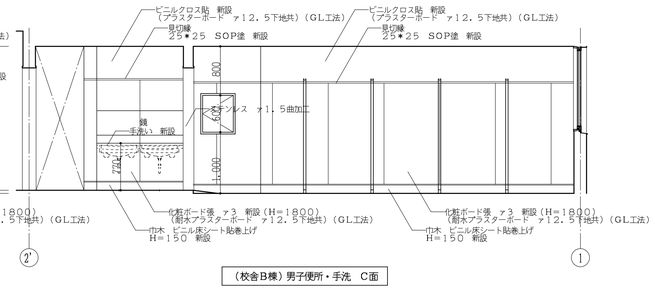

(校舎B棟)男子便所・手洗 C面

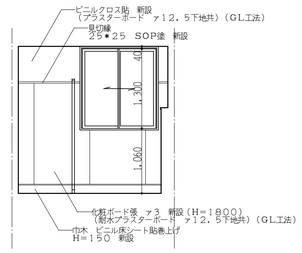

(校舎B棟)男子便所 D面

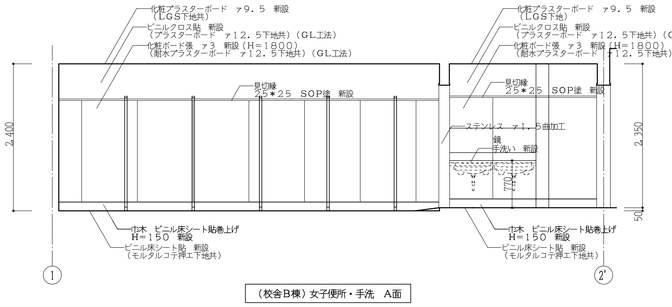

(校舎B棟)女子便所・手洗 A面

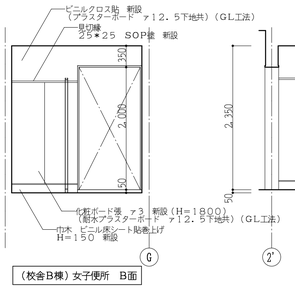

(校舎B棟)女子便所 B面

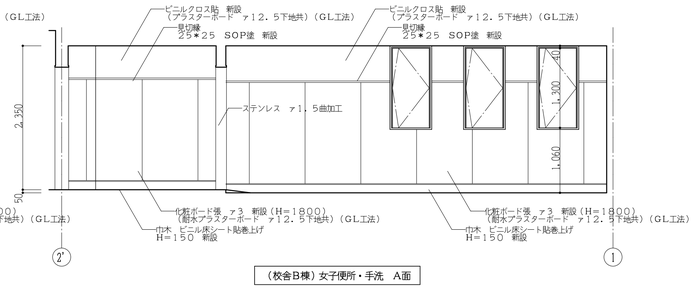

(校舎B棟)女子便所・手洗 A面

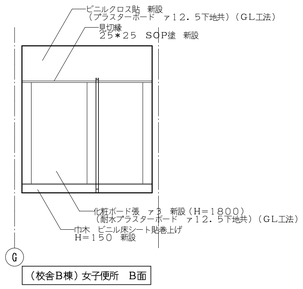

(校舎B棟)女子便所 B面

(校舎B棟)改修展開図 1:50

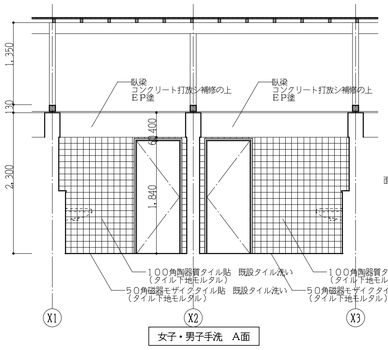

女子・男子手洗 A面

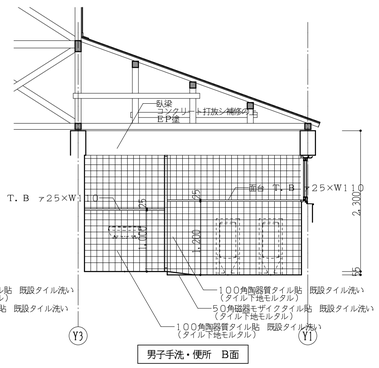

男子手洗・便所 B面

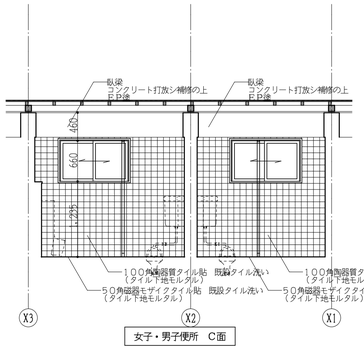

女子・男子便所 C面

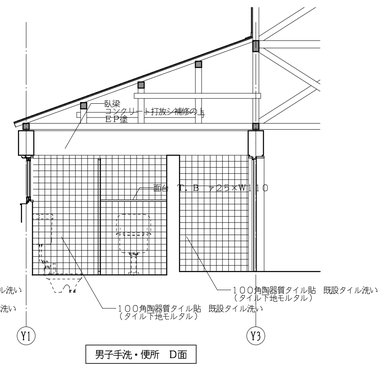

男子手洗・便所 D面

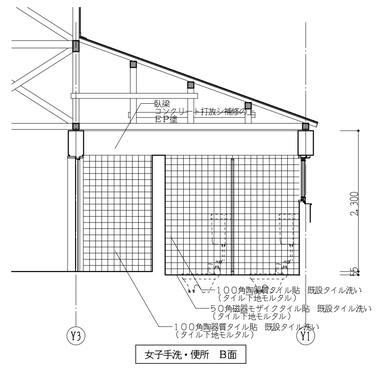

女子手洗・便所 B面

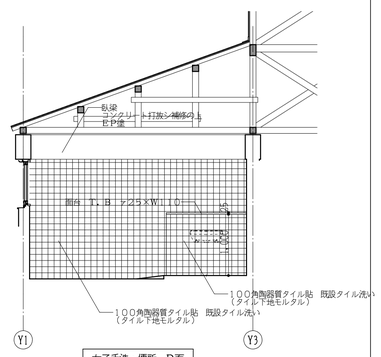

女子手洗・便所 D面

(プール棟)改修展開図 1:50

工事番号・工事名 1相連教449号 S−19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 (和束小学校第2期)		図面の名称 (校舎B棟・プール棟)改修展開図			作成年月日 令和元年5月
株式会社 日匠設計 大阪本社 大阪府柏原市阿保1丁目3番12号 一級建築士 198531号 澤田 耕一 TEL (072)−331−3857 FAX (072)−334−5931 滋賀事務所 滋賀県湖南市中央7丁目95 一級建築士 109825号 杉本 孝良 TEL (0748)−72−1114 FAX (0748)−72−1166	管理建築士 澤田 耕一 / 検図 杉本 孝良	作図 大久保 晴二		縮尺(A1) 1:50	縮尺(A3) 1:100	図面番号 A−15

現況建具リスト　1：50

記号	BS 1 トイレブース　撤去	BS 2 トイレブース　撤去	BS 3 トイレブース　撤去	BS 4 トイレブース　撤去
数 見込	2ヶ所　40	2ヶ所　40	1ヶ所　40	1ヶ所　40
仕上	ポリエステル化粧板貼	ポリエステル化粧板貼	ポリエステル化粧板貼	ポリエステル化粧板貼
ガラス	－	－	－	－
金物	－	－	－	－
使用個所	（校舎B棟）1・2階女子便所	（校舎B棟）1・2階男子便所	（プール棟）男子便所	（プール棟）女子便所
備考	－	－	－	－
姿図	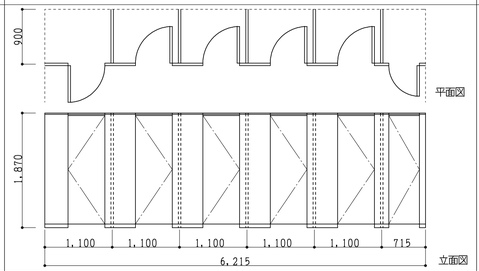	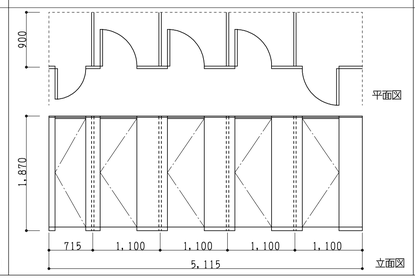	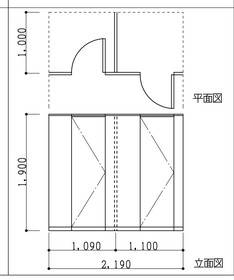	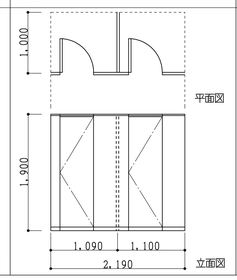

改修建具リスト　1：50

記号	BS 1 トイレブース　新設	BS 2 トイレブース　新設	BS 3 トイレブース　新設	BS 4 トイレブース　新設
見込	2ヶ所　40	2ヶ所　40	1ヶ所　40	1ヶ所　40
仕上	ポリ合板貼（小口処理）	同左	同左	同左
ガラス	－	－	－	－
金物	SUS鏡ツナギ40×20，SUS幅木，表示錠，グレビティヒンジ，戸当り帽子掛付	同左	同左	同左
使用個所	（校舎B棟）1・2階女子便所	（校舎B棟）1・2階男子便所	（プール棟）男子便所	（プール棟）女子便所
備考				
姿図	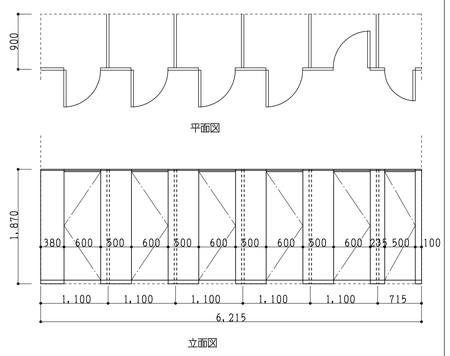	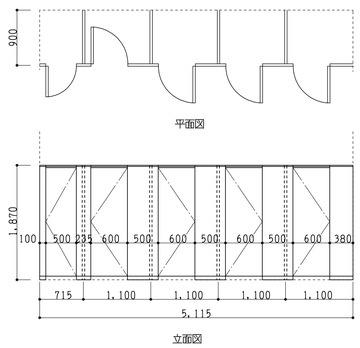	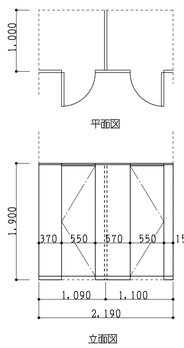	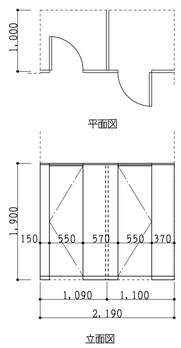

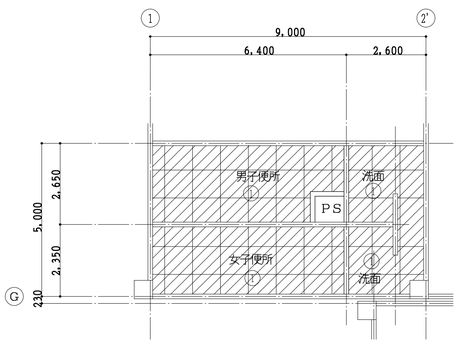

（校舎B棟）現況天井　仕上リスト

	改修
①	石膏ケイカル板　τ6　EP塗　撤去（LGS下地共）
☒	点検口アルミ製　４５０角　撤去
▨	撤去範囲を示す

（校舎B棟）現況1・2階天井伏図 1:100

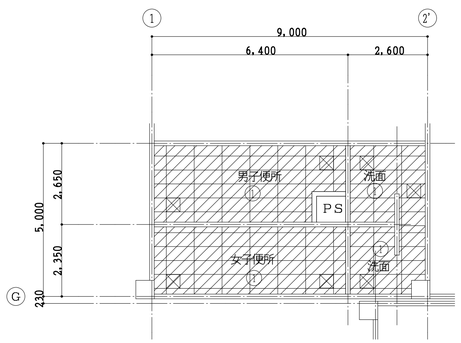

（校舎B棟）現況天井　仕上リスト

	改修
①	化粧プラスターボード　τ9.5　新設（LGS下地共）
☒	点検口アルミ製　４５０角　新設
▨	新設範囲を示す

（校舎B棟）改修1・2階天井伏図 1:100

工事番号・工事名　1相連教４４９号　S－１９７０８
相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第２期）

図面の名称
（校舎B棟・プール棟）現況・改修建具リスト
（校舎B棟）現況・改修1・2階天井伏図

作成年月日
令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府枚岡市岩船1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一
TEL　（072）－331－3857　FAX　（072）－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良
TEL　（0748）－72－1114　FAX　（0748）－72－1166

管理建築士	澤田 耕一	検図	杉本 孝良	作図	大久保 晴二

縮尺（A1）	縮尺（A3）	図面番号
1：50	1：100	A－16

電気設備工事特記仕様書

1） 工事概要

工事名称	相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事（和束小学校第２期）
工事場所	京都府相楽郡和束町大字園地内
建物構造	○ 一般建築物　● 耐火建築物　○ 準耐火建築物
建物用途	建築基準法　　消防法施行令　第 7項（ ）
用途地域	都市計画区域外
工事期間	

（ ただし，現地における作業は，平成　年　月　日 以後とする。）

2） 工事項目　※ 工事項目は、№ 記入項目を適用する。

NO	工事項目	新設	増設	改修	NO	工事項目	新設	増設	改修
( )	低圧引込設備	○	○	○	( )	電気時計設備	○	○	○
( )	受変電設備	○	○	○	( )	自動火災報知設備	○	○	○
( )	自家発電設備	○	○	○	( )	防火戸自閉設備	○	○	○
( )	電灯動力幹線設備	○	○	○	( )	ガス漏れ警報設備	○	○	○
( )	動力設備	○	○	○	( )	構内情報設備	○	○	○
(1)	電灯コンセント設備	○	○	●	( )	緊急通報設備	○	○	○
	電話設備	○	○	○	( )	機械警備設備	○	○	○
( )	拡声設備	○	○	○	( )	在席・出退表示設備	○	○	○
	テレビ共聴設備	○	○	○	( )	中央監視設備	○	○	○
( )	監視カメラ設備	○	○	○	( )	ナイター照明設備	○	○	○
( )	インターホン設備	○	○	○	( )	太陽光発電設備	○	○	○
( )	トイレ呼出設備	○	○	○			○	○	○
( )	チャイム設備	○	○	○			○	○	○

3） 建物概要

NO	建物名称	構造	階数 地下/地上	延面積 ㎡	備考
1			／		
2			／		
3			／		
	合計				

4） 共通事項

●	適用	項目および特記事項は、● 印の付いたものを本工事に適用する。
●	監督員	監督員とは、工事請負契約書に規定する監督員をいう。
●	共通仕様書	● 国土交通省住宅局住宅建設課監修　公共住宅建設工事標準仕様書　最新　年度版
		● 国土交通省住宅局住宅建設課監修 公共住宅建設工事標準仕様書解説書(総則編・電気編)最新　年度版
		● 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　電気設備工事標準仕様書　平成28年度版
		● 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　標準図・施工監理指針　平成28年度版
		● 電気設備技術基準　最新　年度版
		● 日本電気協会電気技術基準調査委員会編　内線規定　平成28年度版
		● 建築設備設計・施工上の指導指針　（住宅局）　最新　年度版
●	優先順位	工事施工に当たり、優先順位は、下記順位による。 1）現場説明　2）本特記仕様書　3）本設計図　4）標準仕様書
●	施工基準	㋑ 本工事は、工事請負契書および同約款を 尊守し、現場説明書、特記仕様書、設計図施工標準図および 「共通仕様書」により 完全に 施工 する。
		㋺ 必要な関係諸官庁への申請手続きは、すべて請負人が代行し、その費用も請負人の負担とする。
		㋩ 本図は、工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督員と打ち合わせの上、その指示に従い施工する。
		㋥ その他関係諸法規に基ずき完全に施工する。
		㋭ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に準拠し施工のこと。
●	竣工図	・ 製本【A1版2つ折り2部】別文字表紙、製本【A3版2つ折り3部】別文字表紙 ・電子媒体ＣＤ－Ｒ【ＤＸＦ＋ＰＤＦ　２枚】
●	工事写真	工事写真に関しては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修　「工事写真の撮り方」に準ずる。 工事完成後に見えない地中埋設、コンクリート埋設、天井裏部分等の監督員指示箇所を撮影する。
●	施工監理	国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事施工監理指針」平成２８年度版による。
●	技術管理	請負人は専任として建設業法に定める技術者の任命を行い、現場に派遣し、（○常駐 ● 否常駐） 技術管理にあたると，ともに 全工事に支障なきよう施工する。資格の区分は，「Ｉ」とする。
●	検査合格書	各試験を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書を提出する。 なお、責任施工のものは、材料製造者、施工下請業者、請負契約者連名書とする。
●	産業廃棄物処理	請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準じ、適確に処理することとし、事前に 監督員に処理計画書を提出し、承認を得ること。特別管理産業廃棄物　（○ 有 ● 無 ）
●	保険等	請負人は工事の内容に応じた火災保険、組立保険、第３者保険を工事目的物に付する ものとする。 （●建築工事 ○ 電気設備工事　○ 機械設備工事）
●	公害対策	工事着工前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講じること。
●	機器材料	機器材料、製品等は特記されたもの、または同等品以上とし監督員の承諾を受けること。
●	統括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の統括安全衛生管理義務者には、（●建築工事 ○ 電気設備工事 機械設備工事）の 請負人を指名する。
●	安全対策	工事車両の出入りについては、危険防止に努めること。また近隣家屋に騒音、振動等公害発生の なきよう留意し、工事全般に支障なきよう万全の策を講ずること。
●	別途工事連絡協議	請負人は工事別の業者でお互いに連絡を取り、定期的に協議を行い工事施工上の調整を図ること。 また、工事区分の取り合いについて図示あるも施工時必要に応じ協議を 行い連絡を密にすること。
●	その他	着工に先立ち焼付製本Ａ１版１部、Ａ３版・３部（各２つ折り）提出のこと。
○	入札図書	本工事見積り用青焼き図面は、後日施工用図面とするため、青焼き図面は落札業者の 負担とする。
●	補足事項	1．建築基準法施行令第１２９条の２０５，１項７号イに該当する防火区画を貫通する管は 貫通前後１ｍを不燃材料で作るか又は建設省告示１４２２号の基準によること。 この部分に用いる被覆材はロックウール保温材等不燃性のものを用いる。 2．電線・ケーブルまたは可燃性の配管の防火区画貫通部は、建築基準法令に 適合する工法、又は国土交通大臣認定工法による。 3．電気設備については、電気事業法の基準に適合する。 4．建築設備の構造については、Ｈ１２建告１３８８号に適合する。 5．消防設備等は、消防法第１７条の基準により設置する。

5） 一般事項

適用	適用事項
●	1） 本工事は、契約規則、建設業法、電気事業法、電気設備技術基準、 有線電気通信法、ＮＴＴ技術基準 電波法、有線テレビジョン放送法、消防法、建築基準法、労働安全衛生法等、関係諸法令を 尊守し、施工すること。
●	2） 本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで 原則として請負人の負担とする。引渡し日までの本設受電も同様とする。
●	3） 発生材の内、引き渡しを要する物は監督員の指示する場所に整理の上、調書を添付し監督員に引き渡す。 また、引き渡しを要しない物は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に準じ、適確に処理する。
●	4） 既設取り外し再使用取付機器は、ワックス清掃および、絶縁測定（必要に応じ本工事費内にて改修）し、 照明器具においては、ランプを新品に取り替えの上、取付のこと。
●	5） 設計図書は、工事の大要を示すものであり、着工前に施工図等を提出し、監督員の承諾を受けること 尚、設計図書に明記なき事項で、技術上、美観上、また保安上当然必要と認められるものならびに、 現場の納まり上必要な軽微なる変更は、監督員と協議の上、指示により施工する。 この場合、原則として工事費の増減は行わない。
●	6） 機器および、配管配線等は、地震時に水平移動、転倒、落下等が生じないよう、国土交通省住宅局建築指導課 監修「建築設備耐震設計施工指針」により施工すること。
●	7） 工事着工前および、竣工引き渡し時は下記書類を提出のこと。尚、部数及びサイズは監督員の指示による。 契約書　契約見積書　● 施工図　● 製作図　● 施工計画書（要領書） ● 工事写真　● 竣工写真　● 竣工図　工事日報　各種工程表　● 保証書 ● 検査済書　● 各種申請控　● 機器取扱説明書　● 備品および、備品リスト ● 検査測定表　（接地抵抗、絶縁抵抗、照度測定　電界強度測定　各種機能検査表）
●	8） 本工事契約前に質疑事項等がなき場合は、法的および技術上において本設計図施工内容を承諾した ものと見なし、各種の検査合格をもって引き渡し完了とする。
	9） 本工事の工事区分は建築工事　工事区分表参照とする。

6） 特記事項

適用	適用事項
●	1） 配線の特記なきものは、600Vポリエチレン絶縁電線(IE)とする。
●	2） 配線の色分けは共通仕様どおりとし、ケーブルの場合は端末にて相別を施す。
●	3） 配管の特記なきものは、電線管　（ ●ＰＦ ○ＣＤ ○ＣＰ ○ＣＰ-Ｅ）とする。
●	4） 設計図中 PF 電線管は、合成樹脂製可とう管（● 一重管　○ 二重管 ）難燃性自己消火型とする。
●	5） 長さ１m以上の入線しない空配管、予備配管にはビニル被覆鉄線 1.6 ㎜ を入線し、名札を取り付ける。
○	6） 建物 EXP.J 部分および、振動機器接続箇所に使用の電線管は、ビニル被覆金属製２種可とう電線管とする。
○	7） 露出配管を行う場合は、施工前に素地こしらえ（エッチングプライマー等）と下塗りを行い、施工後 仕上げ塗装を行う。なお、仕上げ塗装は、指定色ＯＰ２回塗りとする。
○	8） 図示ない限り露出配管は、すべて７）項により、塗装を行う。
○	9） ＥＰＳ内、共同構内露出配管の塗装は（　○要　○否 ）とする。
●	10） 各種位置ボックスは（ ● 金属製　● ＳＵＳ製 ）を使用する。
●	11） 金属製位置ボックス および、プルボックス 内部は、絶縁ワニス２回塗りとする。
○	12） 建物外壁面に埋設施工する各種位置ボックスは、結露対策を講ずること。
○	13） 地中埋設管路（　高圧　低圧　弱電 ）には、GL-300mm の深さに埋設標識シートを布設する。
○	14） 地中線路には（　樹脂製埋設表示杭　　埋設標示ピン ）を設ける。
○	15） マンホール、ハンドホール内にて、ケーブルの余長を見込む。
○	16） 接地極埋設付近に接地埋設標を取り付けること。
○	17） 建築工事にてスタイロホーム等の打ち込みの箇所には原則として、コンクリート内埋設配管は行わない。
●	18） 既存のコンクリート床、壁等の貫通部の穴明けは原則として、ダイヤモンドカッターによる。
●	19） 照明用スイッチで、１箇所に集合して取り付ける場合は監督員と協議し、本工事費内にてネーム入り スイッチを取付のこと。
●	20） 照明器具は（ ○ 一般型　● 公共施設型 ）および、（ ● ＬＥＤ型　） ○ インバーター始動型　○ 省エネ型）とする。（ただし、製品および、公共施設にない物は除く）
●	21） 配線器具は、JIS大角型（白色）とする。
●	22） 配線器具プレートは、（ ● 新金属（共用）○ ステンレス ○ 樹脂モダンプレート ）
○	23） 本工事費内にて、（ ○ 工事着工前　○ 工事竣工時 ）に（ ○ 受信点　○ 協議による　　箇所）の テレビ電界強度測定を行う。
●	24） 当該工事に，おいて、既設配管、既設埋設配管、機器等があった場合 監督員の指示により、本工事費内で 迂回等の工事を行う。また、撤去工事を行う場合は既設設備調査確認のうえ、既設に支障なきよう処理する。
●	25） 屋外および、外壁面施工による各種配管支持材は、ステンレス製または、溶融亜鉛メッキ仕様とする。
○	26） 二重天井内ケーブル配線の場合は、カラーケーブルにある色分けを行い、色種については、非常用（赤） とするが、その他について監督員と協議の上決定とする。
●	27） 二重天井内ケーブル工事に，おいても、貫通部、防火壁、壁内は適合電線管にて保護すること。
●	28） ケーブル配線の位置ボックスは、適合するアウトレットボックス等を 設けること。 ただし、照明器具が送り端子付（定格電流 15A 以上）および、未端器具については不要とする。
●	29） 振動の発生源となる機器には、すべて防振緩衝材等を設ける措置を 施すこと。
●	30） ハンドホール、プルボックス、盤内の電線、ケーブルには行先、用途 サイズ等を明記した 名称札を取り付けること。なお、名称札材質および、記入方法は監督員の 指示によること。
○	31） 使用電球、管球、ヒューズ等の 10% および、監督員の指示によるものを予備品として納入すること。
●	32） ＬＥＤ灯、ＨＩＤ灯、その他対地電圧 150V を，こえる器具および防水器具等には、D種接地工事を 施すこと。なお、接地線は 1.6 ㎜ 以上とする。
○	33） 電波障害対策工事費 （ ○ 本工事　○ 別途工事　○ 工事期間中別途発注 ）とする。
●	34） 建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する 通報制度」の徹底について） ① 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注・工事等に 対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入(不当な要求または業務の妨害）を 受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行う とともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 ② 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第１号)により 所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、 下請負人に対して十分に指導を行うものとする。 ③ 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、 監督職員と協議するものとする。
●	35） はつり工事について追記 ① はつり等で発生する配管配線の損傷・破損は速やかに報告のうえ無償にて復旧をすることとし、 建築はつり工事をよく把握のうえ防止に努める事。 ② 建築はつりにて既設配線との接続に支障が発生しないよう、打合せと確認・及びその確保に努め 変更が発生しないようにする事。 ③ はつり工事の際に疑わしき箇所は、電磁誘導による躯体内鉄筋探査のうえ、鉄筋を切断しないように努める事。 ④ 配管貫通工事の際にＸ線による躯体探査のうえ、設備配管等を切断しないように努める事。
●	36） 下請業者の選定 ① 本町発注の建設工事等の施工に当たり下請契約する場合には、できる限り同町に本店を有する業者へ発注するよう努める事。 その場合、適正な価格で請け負わせ下請代金は適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払いの適正化に努める事。 ② 工事施工に必要な建設用資材や建設機械を購入、又は借入する場合は、極力地場調達するなど、施工にあたっての配慮をする事。

7） 工事範囲

○ 受変電設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	引込方法	３φ３Ｗ　６６００Ｖ　６０　Ｈｚ　○架空　○地中
	区分	○ 電力会社　○ 自家用
	型式	○オープンフレーム　○ キュービクル ○ 屋内　○ 屋外
○ 自家発電設備	工事範囲	機器設置調整及び検査
	型式	○ 水道冷却方式　○ ラジェータ冷却方式 ○ 屋内　○屋外　○据置　○ キュービクル式 ○ 標準型　○ 低騒音型　○ 超低騒音型
○ 電灯動力幹線設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○機器取付　○ 撤去
	電気方式	○ １φ３Ｗ　２１０－１０５Ｖ　６０Ｈｚ ○ ３φ３Ｗ　２１０Ｖ　６０Ｈｚ ○ 深夜３ φ3Ｗ　２１０Ｖ　６０Ｈｚ
	備考	
○ 動力設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	監視制御	○ 警報盤　○ 中央監視盤 ○ 現場盤による操作　○ 中央監視盤による操作
	備考	
● 電灯コンセント設備	工事範囲	● 配管　● 配線　● 機器取付　● 撤去
	配線器具	● 大角型　○ ワイドシリーズ プレート　● 新金属　○ ステンレス　○ ワイドシリーズ
	照明器具	○ 一般型　● ＬＥＤ省電力型
○ 電話設備	工事範囲	○配管　○配線　○ 機器取付　○ 撤去
	引込方法	○架空　○地中
	回線数	○ 最大ポート数　回線○局線 最大　回線 ○ 内線 最大　回線
	方式	○ ＩＰ電話　○電子鈕
	電話器	○卓上　○壁掛　○コードレス　○ＰＨＳ
	付属機能	○ 録音機能　○ 停電対応　○ ナンバーディスプレイ ○ モニターカメラ　○ ドアホン通話
○ 拡声設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	増幅器	○業務用　○ 非常用　○兼用型
	付属機器	○マイク　○ ＣＤ　○ ＭＤ　○ ワイヤレス ○ その他（　　）
○ インターホン設備	工事範囲	○ 配管　○配線　○ 機器取付　○ 撤去
	種別	○住宅用　○ 業務用　○ 集合住宅　○ ＩＰインカム
	通話方式	○ 交互通話　○ 自動交互通話　○ 同時通話
	付属機能	○ 電気錠解錠　○ ガス漏れ警報　○非常押釦　○火災報知 ○ モニターカメラ　○ページング　○ 外線転送
○ テレビ共聴設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	アンテナ	○ＶＨＦ　○ＵＨＦ　○ＦＭ　○ＡＭ　○ＢＳ／ＣＳ　○ＣＡＴＶ ○自立型　○ 側面取付型　○ ポール取付型
	受口	直列ユニット７５Ω×　１　（仕様は配線器具に準ずる）
○ トイレ呼出設備	工事範囲	○ 配管　○配線　○機器取付
	呼出装置	○ 露出型　○ 埋込型　○ ラック収納型
	付属機器	○ 呼出ボタン○ 復旧ボタン○ 廊下灯 ○その他（　　）
○ 電気時計設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	子時計	○ 壁掛型電気式　○ 屋外型電気式　○ 埋込式
	関連機能	○ プログラムタイマー　○ パルス発生器
○ 自動火災報知設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	受信機	Ｐ型　級自火報　回線 ○ 壁掛型　○ 自立型　○ 複合型
	発信機	○ 単体取付　○ 総合盤　○ 消火栓組込
	備考	
○ 防火戸自閉設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	制御盤	回線　○ 壁掛型　○ 自立型　○ 複合型
	閉鎖装置	○ 防火戸用　○　防火シャッター用
○ ガス漏れ警報設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	制御盤	回線　○ 壁掛型　○自立型　○ 複合型
	ガス種別	○ ＬＰＧ　○ 都市ガス
	備考	
○ 構内情報設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	備考	ネットワーク調整（別途工事）
○ 監視カメラ設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	主装置形状	○ラック型　○ 自立盤型
	カメラ形状	○１／３形ＣＣＤ　○ １／４形ＣＣＤ
	カメラ種類	○白黒方式　○ カラー方式
	備考	
○ 緊急通報設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去　○ 移設
	備考	
○ 機械警備設備	工事範囲	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付　○ 撤去
	備考	
○ 太陽光発電設備	工事範囲	○配管　○配線　○ 機器取付
	設備容量	太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ容量 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ容量 リチウム蓄電池容量
	連結する電力系統	○３相３線式　２１０Ｖ　○単相３線式　１０５/２１０Ｖ
	逆潮流	○有り　○無し
	機器仕様	参考姿図による

8） 機材メーカー指定

● 電線ケーブル	ＪＩＳ規格等適合品製造者			
鋼製電線管	ＪＩＳ規格等適合品製造者			
樹脂製電線管	ＪＩＳ規格等適合品製造者			
● ＰＦ管	ＪＩＳ規格等適合品製造者			
ＦＥＰ管	ＪＩＳ規格等適合品製造者			
キュービクル	新岩村電機	大正電機	名神電機	大垣電機
	河村電器	内外電機	日東工業	
配分電盤	新岩村電機	大正電機	名神電機	
	河村電器	内外電機	日東工業	パナソニック
気中開閉器	大垣電機	戸上電機	富士電機	ｴﾅｼﾞｰｻﾎﾟｰﾄ
避雷器	三菱電機	富士電機	音羽電機	
高圧開閉器	三菱電機	戸上電機	音羽電機	ｴﾅｼﾞｰｻﾎﾟｰﾄ
遮断器	三菱電機	東芝電気	日立製作所	富士電機
電磁開閉器	三菱電機	東芝電気	日立製作所	富士電機
コンデンサー	三菱電機	東芝電気	ニチコン	指月電機　パナソニック
変圧器	三菱電機	東芝電気	日立製作所	ダイヘン
● 照明器具	パナソニック	東芝ライテック	三菱電機	
● 配線器具	パナソニック	東芝ライテック	神保電器	
電話機器	日立製作所	ＮＴＴ	日本電気	沖電気　岩崎通信
放送機器	パナソニック	ＴＯＡ	ビクター	
インターホン	アイホン	ケアコム	パナソニック	東芝ライテック
トイレ呼び出し	アイホン	ケアコム		
テレビ共聴	マスプロ	八木アンテナ	パナソニック	ＤＸアンテナ
監視カメラ	パナソニック	ＴＯＡ	ビクター	
電気時計	パナソニック	セイコー	シチズン	
火災通報装置	パナソニック	ニッタン	ホーチキ	日通工
火災報知機	パナソニック	ニッタン	ホーチキ	能美防災
自動閉鎖装置	パナソニック	ニッタン	ホーチキ	能美防災
ガス漏れ警報	パナソニック	ニッタン	ホーチキ	能美防災
構内情報	アライドテレシス	メルコ	ＩＯデータ	
外部雷保護	大阪避雷針	日本避雷針	四興	
機械警備	セコム	アルソック	大進	
コンクリート柱	ＪＩＳ規格等適合品製造者			
鋼管ポール	日本ネットワークサポート	パナソニック	ヨシモトポール	
ハンドホール	コーワ	ケイコン	平和ｺﾝｸﾘｰﾄ	光栄　オーイケ
ハンドホール蓋	カネソウ	北勢工業	長谷川	福西鋳物
太陽光発電	京セラ	三菱電機　シャープ	パナソニック	東芝
太陽光蓄電池	ＧＳユアサ　古河電池	日立製作所	パナソニック	ニチコン

工事番号・工事名　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）			S－19708	図面の名称 電気設備工事特記仕様書			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 績一 TEL （072）－331－3857　FAX （072）－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央7丁目95　一級建築士　109825号　杉本 孝良 TEL （0748）－72－1114　FAX （0748）－72－1166	管理建築士　澤田 績一	検図　杉本 孝良	作図　大久保 晴二		縮尺（A1） no,scale	縮尺（A3） no,scale	図面番号 E－01

凡　例	---------- 既存配管配線

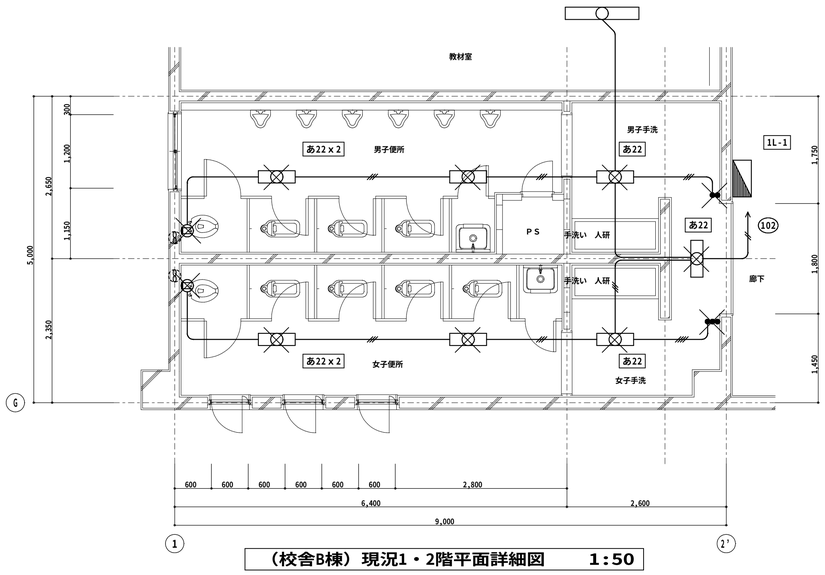

（校舎B棟）現況1・2階平面詳細図　　1:50

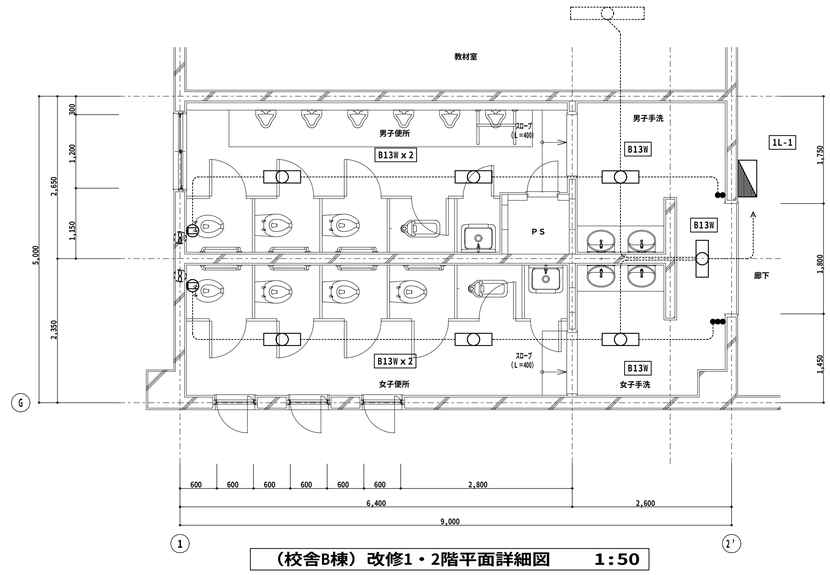

（校舎B棟）改修1・2階平面詳細図　　1:50

【特記事項】	
特記なき配管配線は下記の通りとする	
――――――	IV1.6 x2 (19)
――――――	IV1.6 x3 (19)
――――――	IV1.6 x4 (19)
――――――	IV2.0 x2 (19)
【凡　例】	
×	撤去処分を示す。

脱着及び撤去照明器具リスト		
あ22	直付富士型	FL20W x 2

A44W	iDシリーズ直付40形　Dスタイル　防湿防雨型　W150　6900lmタイプ	B13W	iDシリーズ直付20形　Dスタイル　W150
定格出力型、電圧100～242V 本体：ステンレス（高反射白色熱硬塗装） 防湿防雨型、照明器のイ ドバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命：40000時間 昼白色（5000K） Ra83、IP23防湿型 LSS9MP／RP－6450LMLE9		防湿防雨型　16001lmタイプ 定格出力型、電圧100～242V 本体：ステンレス（高反射白色熱硬塗装） 防湿型・防雨型ライトカバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命：40000時間 昼白色（5000K）、Ra83 IP23防湿型 LSS9MP／RP－1400LM－2LE9	

工事番号・工事名　　１相連教４４９号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和束小学校第２期）	S－19708	図面の名称 （校舎B棟） 現況・改修　電灯設備1・2階平面詳細図	作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田　耕一 TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央7丁目95　一級建築士　109825号　杉本　孝良 TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166	管理建築士　澤田　耕一　検図　杉本　孝良　作図　大久保　晴二	縮尺（A1）　1：50　縮尺（A3）　1：100	図面番号 E－02

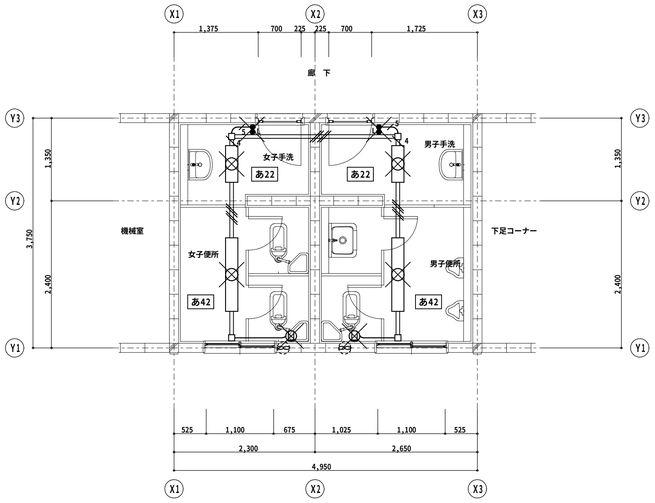

（プール棟）現況1階平面詳細図　1:50

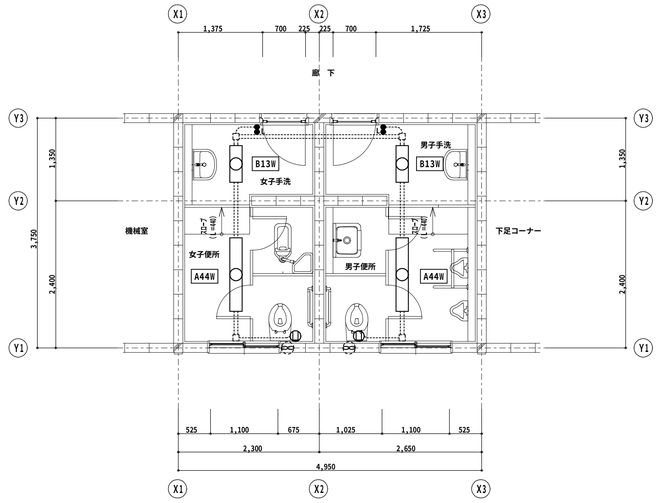

（プール棟）改修1階平面詳細図　1:50

【特記事項】	
特記なき配管配線は下記の通りとする	
――――	IV1.6 x2 (E19)
―4――	IV1.6 x4 (E25)
―5――	IV1.6 x5 (E25)
═══	IV1.6 x2 (ﾚｰｽｳｪｲ 40x40)
═//═	IV1.6 x4 (ﾚｰｽｳｪｲ 40x40)
【凡　　例】	
×	撤去処分を示す。

脱着及び撤去照明器具リスト		
あ22	直付富士型	FL20W x 2
あ42	直付富士型	FL40W x 2

凡　例	---------- 既存配管配線

工事番号・工事名　　１相連教４４９号　　Ｓ－１９７０８

相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第２期）

図面の名称：**（プール棟）現況・改修　電灯設備1階平面詳細図**

作成年月日：令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号　一級建築士　198531号　澤田 耕一
TEL （072）－331－3857　FAX （072）－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109325号　杉本 孝良
TEL （0748）－72－1114　FAX （0748）－72－1166

管理建築士	澤田 耕一	検図	杉本 孝良	作図	大久保 晴二

縮尺（Ａ１）	縮尺（Ａ３）	図面番号
１：50	１：100	Ｅ－０３

機械設備工事特記仕様書

A）工事概要

工事名称	相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事（和東小学校第2期）
工事場所	京都府相楽郡和束町大字園地内
建物構造	○ 一般建築物　○ 準耐火建築物　○ 耐火建築物
建物用途	建築基準法（ － ）消防法（ － ）
用途地域	都市計画区域外
工事期間	

B）建物概要　※ 建築工事特記仕様書参照

No	名　称	構造	階数 地上/地下	延面積 ㎡	No	名　称	構造	階数 地上/地下	延面積 ㎡
1			/		7			/	
2			/		8			/	
3			/		9			/	
4			/					/	
5			/					/	
6			/					/	
合 計	㎡								

C）工事種目

摘要	No	工事種目	新設	増設	改修	撤去	摘要	No	工事種目	新設	仮設	改修	撤去
●	1	給水設備	●	○	○	●	○	8	空調機器設備	○	○	○	○
●	2	排水通気設備	●	○	○	●	○	9	空調配管設備	○	○	○	○
●	3	衛生器具設備	●	○	○	●	○	10	空調ダクト設備	○	○	○	○
○	4	ガス設備	○	○	○	○	○	11	放射冷暖房設備	○	○	○	○
○	5	給湯設備	○	○	○	○	●	12	換気設備	●	○	○	●
○	6	消火設備	○	○	○	○	○	13	消火器設備	○	○	○	○
○	7	し尿浄化槽設備	○	○	○	○	○	14	灌水設備	○	○	○	○

D）共通事項

●	適　用	本共通事項及び特記事項については、●印のついたのもを本工事に適用する。
●	監 督 員	監督員とは、工事請負契約書に規定する監督員をいう。
●	共通仕様書	● 国土交通大臣官房官庁営繕部監修工事標準仕様書（以下［標仕］という）（最新版）
		●同標準図（最新版）　● 改修工事標準仕様書（最新版）
		●建築設備施工上の指導指針及びその他関係諸法規に基づき完全に施工する。
●	関連法規	本工事は、契約規則、建設業法、建築基準法、消防法及び労働安全衛生法等関係諸法 令を遵守し施工する。
●	優先順位	本工事施工に当たり、優先順位は下記順位による。
		1. 現場説明書　2. 質疑回答書　3. 特記仕様書　4. 本設計図書　5. 共通仕様書
●	施工基準	イ. 本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面、標準図及び共仕により完全に
		施工する。また、本工事契約前の質疑回答以外の事項に付いては、法的及び技術上において本設計図
		施工内容を承諾したものとみなし、全ての検査合格までの責任をもって施工する。
		ロ. 必要な関係諸官庁への申請手続きは、全て請負人が代行し、その費用も請負人の負担とする。
		ハ. 各市町村の上下水道条例の摘要を受ける場合はこれに従って施工する。
		ニ. 本設計図書は、工事の大要を示すものであるから、着工前に施工図等を提出し、 詳細位置等については
		監督員の承諾を受けること。
		ホ. 本設計図書に明記なき事項で、技術上、美観上、または保安上当然必要と認められるもの並びに現場の
		納まり上必要な軽微な変更は、監督員と協議の上その指示により施工する。この場 合原則として、工事
		の増減は行わない。
		ニ. 長寿社会福祉住宅設計マニュアルに準拠し施工のこと。（建設省住宅局住宅整備課監修）
●	技術管理	請負人は専任として建設業法に定める技術者の任命を行い、現場に派遣し（○常駐す る　○常駐しない）
		技術管理にあたると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事について、その施工者と綿密な連絡
		を取り全工事に支障なきよう施工する。● 主任技術者は1級管工事施工管理技士とする。
●	提出書類	1.施工計画書　2.下請業者リスト　3.メーカーリスト　4.機器承諾図　5.施工図　6. 各種工程表　7.日報
		8.自主検査成績表　9.その他必要書類　10.製作図
●	機器材料等	機器材料、製品等は特記されたもの、又は同等品以上とし監督員の承諾を受ける事。
		また工場製作機器類においては、その工場での立会検査を行う場合がある。
●	仮設工事	本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料 等は引渡しの日まで
		原則として請負人の負担とする。
●	建築工事との取合い	着工前に施工図を作成し、建築工事、電気設備工事担当者と協議し承認の上監督員の 承諾を得るものとする。
●	工事写真	工事写真に関しては、（● 写真撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修［工事写真の 撮り方］ ● 工事完成
		後に見えない地中埋設、コンクリート埋設、天井裏部分等を監督員の指示箇所をカ ラー撮影）による。
○	既設再使用品	既設取外し再使用機器は、機器性能を確認の上、整備（必要最小限の配管、配線、塗 装等のやり替え）をし、
		再使用する。
●	耐震施工	機器の据付、配管等の支持については、地震力を考慮し、［建築設備対震設計施工指 針］を参考とする。
●	別途工事の連絡協議	請負人は工事別の業者でお互いに連絡をとり、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図る事。
		又工事区分の取り合いについて図示あるも施工時に必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。
●	産業廃棄物の処理	発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理の上調書を添えて監督 員に引渡す。
		又、引渡しを要しないものは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、建設副産物適 正処理推進要綱等に準
		じ適確に処理することと、事前に監督員に施工計画書を提出し承諾を得る事。
		特別管理産業廃棄物（有・無）
●	公害対策	工事着工前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講じる事。
○	統括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理義務者には、（○ 建築工事　○　電気設備工事　○ 機械
		設備工事）の請負人を指名する。
●	安全対策	工事車両の出入りに付いては、危険防止に努める事。また必要に応じて交通整理員を配置するとともに近隣
		家屋に騒音、振動等の公害を発生しないよう留意し、工事全般に支障なきよう万全の　策を講じること。
		また施設運営についても監督員と協議し、支障なきよう努める事。
○	保 険 等	請負人は工事の内容に応じた火災保険、組立保険、第三者保険を工事目的物に付 すものとする。
●	試運転調整	工事完成後、監理者の指示により各機器の試運転調整及び総合的試験を行う。
●	竣工引継	本工事竣工時に諸官公庁の竣工検査及び監理者、施主の検査に合格して竣工と引渡 ものとする。
●	竣工提出図書	1.竣工図　2.竣工写真　3.機器取扱説明書　4.機器保証書　5.各種申請許可書　6.各種自主検査記録
		7.備品及び備品リスト　8.検査済証
●	竣 工 図	建築特記仕様書による

●	責任施工保証書	責任施工の保証は材料製造所、施工下請業者、請負契約者連名書の合格書又は保証 を提出する。
●	取扱説明	本工事完了後引継までの間に保守保安担当者に各機器の取扱説明を行うこと。
●	工事保証	竣工引渡後、契約保証期間内において、施工上の欠陥或いは使用材料の不備により生 た破損又は故障箇所
		は、直ちに無償にて修理する。
○	隣接施設のについて	
○	提出図面	
○	省エネ	

E）工事範囲

種目	適用	項　目	特　記　事　項
1 給水設備	●	工事範囲	本工事は下記の事項に従って給水栓に至るまでの配管、機器及び器具取付工事の一切を施工する。
	●	水　源	● 上水道
	●	給水方式	○直圧式　○ 加圧式　● 重力式　○ 既設管分岐延長
	○	引込工事	○ 本工事　○ 別途工事　親メーター（○貸与 ○買取）　子メーター（○貸与○本工事）
	○	負担・加入金等	○ 本工事　○ 別途工事
	○	受水槽	（　）製・容量（　　m3）　耐震 1. 0G　○ ポンプ室付
	○	高架水槽	（　）製・容量（　　m3）　耐震 1. 0G
	●	配管材料	屋外埋設：　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 HIVP（JIS K 6742）
		JIS 規格品	○ ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 VD（JWWA K 116）　○ 鋳鉄管（JIS G 5525）
		JWWA 規格品	屋外架空：　○ ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 VA（JWWA K 116）　○ ﾎﾟﾘ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 PB（JWWA K 132）
		SHASE規格品	○ ステンレス鋼管（JIS G 3448・SUS304）
			屋内埋設：　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 HIVP（JIS K 6742）　○ ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 VD（JWWA K 116）
			○ ﾎﾟﾘ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 PD（JWWA K 116）　○ 排水用鉛管（SHASE-S 203）
			屋内架空：　● ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 VA（JWWA K 116）　○ ﾎﾟﾘ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 PB（JWWA K 132）
			○ ステンレス鋼管（JIS G 3448・SUS304）
	●	継手・弁類	青銅製ﾊﾞﾙﾌﾞ（JIS B 2011）　鋳鉄製ﾊﾞﾙﾌﾞ（JIS B 2031）
		JIS 規格品	青銅製コア付ﾊﾞﾙﾌﾞ（JV5-1、JV5-2）　ステンレス製ﾊﾞﾙﾌﾞ（JV8-1、JV8-2）
		JWWA 規格品	ライニング鋼管には管端防食継手（埋設部は外面樹脂被覆型）を使用。
		SHASE規格品	ライニング鋼管に使用する50A以下の弁は管端コア付弁、65A以上はライニング 弁とする。
		JV　規格品	上水道直圧部　JIS 10 Kg／cm^2　その他　JIS 5 Kg／cm^2　とする。
	●	各種試験	● 区間水圧試験　○ 飲料水適性試験を行う。（　　箇所）
	●	その他	給水装置の構造及び材質については、水道法施行令第5条の基準に適合する事。
			給水配管の接合剤は、上水道用接合剤とする。
			配管材料及び施工方法は市の規格等に合ったものを使用する事
2 排水通気設備	●	工事範囲	本工事は下記の事項に従って排水器具取付、配管工事を行い公共桝までの一切 を施工する。
	●	排水種別	● 汚　水　　● 雑排水　　○ 雨　水
	●	排水方式	○ 単独式　○ 合流式　● 屋内分流屋外合流式
	●	放 流 先	○ 公共下水道　○ 排水処理槽　○ 側溝・水路　● 既設管　　○ その他
	○	通気方式	○ 伸張通気　○ ループ通気
	●	配管材料	屋外埋設：　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 VU（JIS K6741）　○ 陶形管（EGP）　○ ﾋｭｰﾑ管（HP）
		JIS 規格品	屋外架空：　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 VP（JIS K6741）
		JWWA 規格品	屋内埋設：　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 VP（JIS K6741）　○ 排水用ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（DVLP）
			○ ステンレス鋼管（高温水）
			屋内架空：　● 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 VP（JIS K6741）　○ 排水用ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（DVLP）
			○ 排水用鋳鉄管（CIP）　○ 石綿2層管（TMP）　○ 耐熱塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管（HT）
			PS竪管：　○ 耐火パイプ　　○ 排水用鋳鉄管（CIP）
	○	排水桝材料	○ 現場打ち　　○ 住宅公団型　　○ コンクリート製既製品　　○ 樹脂製既製品
	○	ポンプ槽	○ PC製　（樹脂製ポンプ）
	○	各種試験	○ 通水試験　　○ 満水試験　　○ 煙試験
	●	その他	排水設備の設置及び構造については、下水道法施行令第8条の基準に適合する事。
			曲がり部は大曲がりエルボを使用し排水の流通をよくする。
			3階以上の建物に関する排水管には、各階毎に満水試験継手を設ける。
			居室の天井、壁を通る排水管で排水音の発生する恐れのある箇所には防音シート巻き　を施す。
			コンクリート製会所、汚水桝、浄化槽との硬質塩化ビニール管の接続部は、砂付き加 工の工場
			製品を使用し漏水防止を図る。
			配管材料及び施工方法は市の規格等に合ったものを使用する事
3 衛生器具設備	●	工事範囲	本工事は衛生器具表及び下記の事項に従って衛生器具の供給、取付工事を行なう一切を施工する。
	●	衛生器具	大便器洗浄方式は ● フラッシュ（FV）弁（パキューウムブレーカー付）式　○　ロータンク式
			○ 身障者用FV弁（○ 壁及び足踏み式　○ 光電式）
			小便器洗浄方式は　○ 押釦FV式　● 電子式　○ ハイタンク（○ 洗浄管露出 ○　　同左埋込）式
	○	その他	水栓類は節水コマ付き、フラッシュバルブは節水型とする。なお管末屋外水栓は凍　結防止水栓
			とする。
4 ガス設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従ってガス配管、機器及び器具の供給、取付工事を行ないガス 器具への
			ガス供給までの一切を施工する。
	○	ガスの種別	○ 都市ガス　　○ プロパンガス
	○	負担金等	○ 要　　○ 不要
	○	工　法	○ ネジ込工法　○ SGM工法
	○	配管材料	屋外埋設：　○ ポリエチレン被覆鋼管（PLS）　○ ガス用ポリエチレン管　　○ 大阪ガスの仕様
			屋外架空：　○ 配管用炭素鋼鋼管（SGP-B）　　○ 大阪ガスの仕様
			屋内埋設：　○ ポリエチレン被覆鋼管（PLS）　○ 塩ビ外面被覆鋼管（VS）　○ 大阪ガスの仕様
			屋内架空：　○ 配管用炭素鋼鋼管（SGP-B）　○ ガス用ポリエチレン管　　○ 大阪ガスの仕様
	○	使用機材	都市ガスの場合は供給会社の認定品
			コック類は過流出防止装置付
			湯沸器の接続は可とう管及び可とう管コックとする。
	○	試　験	気密試験後、点火試験を行い燃焼の確認、機器調整を行う。
	○	その他	埋設で合成樹脂被覆鋼管の接続は、合成樹脂被覆メカ継手、サービスコックは合成樹脂被覆
			ボールバルブとする。
			本工事はガス事業法または、高圧ガス取締法に準じて施工を行う。液化石油ガスの各 種検査は、
			供給者又はLPガス保安センターの検査を受け合格すること。
			プロパンガス設備工事の施工者は、特定液化石油ガス設備工事業者であり、作業者は液化石油
			ガス設備士とする。

種目	適用	項　目	特　記　事　項
5 給湯設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って給湯栓に至るまでの配管、機器及び器具取付工事の一切を施工する。
	○	方　式	○ 個別（局所）方式　○ 中央方式　○ 中央個別方式
	○	給湯機器	○ 瞬間湯沸器　○ 給湯機　○ 電気温水器　○ 業務用エコキュート
	○	熱　源	○ 都市ガス　○ プロパンガス　○ 灯油　○ A重油　○ 電気
			○ クラッド鋼板製　○ ステンレス鋼板製　○ 鋼板製内部ライニング加工
	○	貯 湯 槽	○ 防食（○ 外部電源方式　○ 電流陽極方式）
			○ 鋼板製　○ ステンレス鋼板製　○ 耐熱樹脂製
	○	膨張水槽等	○ 密閉式
	○	その他	
	○	配管材料	○ 防食（○ 亜鉛アルミニューム合金溶射　○ エポキシ樹脂ライニング）
			○ 脱酸銅管（M）　○ 保温材（20t）付金属強化ポリエチレン管
			○ 鋼板製（　φ）　○ ステンレス製（　φ）　○ 亜鉛鍍鉄板製（　φ）
	○	煙道材料	湯沸器排気筒は厚さ0.5mm以上のステンレス鋼板製とする。
			付属設備　排煙濃度計（○ 設ける　○ 設けない）
	○	その他	配管には空気溜まりのないように施工し、図示以外で施工上必要な箇所には空気ぬき弁を取り付
			ける。
			配管の膨張伸縮の逃がしが必要な箇所には伸縮継手を取り付けること。
6 消火設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って機器取付工事の一切を施工する。
	○	方　式	○ パッケージ型消火設備　○ 屋内消火栓　○ 泡消火栓　○ スプリンクラー
			○ 連結送水管　○ 水噴霧消火　○ 粉末消火　○ 連結散水
	○	消火栓形式	○ 埋込型　○ 露出型　○ 自火報組込型　○ 連結送水口組込型
			○ 易操作性1号　○ 消火器格納箱付消火栓格納箱
	○	消火栓ポンプ形式	○ ユニット　○ 単　体　○ 呼水タンク付　○ 制御盤付
	○	配管材料	屋外埋設：　○ ポリエチレン外面被覆鋼管（PS）　○ 塩ビ外面被覆鋼管（VS）
			屋外架空：　○ 水道用亜鉛鍍鋼管（SGPW）　○ 配管用炭素鋼鋼管（SGP-B）
			屋内埋設：　○ ポリエチレン外面被覆鋼管（PS）　○ 塩ビ外面被覆鋼管（VS）
			屋内架空：　○ 水道用亜鉛鍍鋼管（SGPW）　○ 配管用炭素鋼鋼管（SGP-B）
	○	各種試験	○ 区間水圧試験　○ 放水水圧試験　○ ポンプ逆方起動試験
	○	その他	所轄消防署と充分協議のうえ、法的に支障のないよう施工を行う。
			凍結（屋外等）の恐れがある箇所においては保温を行う。
			屋内消火栓箱には消火ポンプ運転表示灯を取付けのこと。
7 し尿浄化槽設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って配管、機器取付工事の一切を施工する。
	○	浄化槽種類	○ 単独浄化槽　○ 合併浄化槽　○ 小規模合併浄化槽
	○	材　質	○ FRP製　○ コンクリート製（○ 全て本工事　○ 躯体のみ建築工事）
	○	構造・材質	○ 地下式　○ 半地下式　○ 地上式　○ ユニット型
	○	処理能力	人槽（　m^3/日）
	○	処理方式	○ 接触ばっ気　○ 長時間ばっ気　○ 沈澱分離ばっ気　○ 分離接触ばっ気
			○ 嫌気ろ床接触ばっ気　○ 分離ばっ気　○ 現場施工型
	○	処理水質	BOD（　ppm）　COD（　ppm）　N（　ppm）　P（　ppm）
	○	山 止 め	○ 不要　○ 要（○ 簡易矢板　○ 木製矢板　○ 鋼矢板）
	○	放 流 先	○ 敷地内排水桝　○ 河川
	○	その他	○ 詳細図は別紙図面参照のこと。
			○ 本体保護用コンクリートスラブ及び支柱　○ 制御盤及び2次側電気配管配線工事
			○ ブロアー用配管　○ ブロアーポンプ基礎及び保護カバー
8 空調機器設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って配管、機器取付工事の一切を施工する。
	○	方　式	○ 中央方式　○ 個別方式　○ 中央・個別方式　○ マルチ方式
	○	熱　源	○ 都市ガス　○ プロパンガス　○ 灯油　○ A重油　○ 電気
	○	熱源機器	○ 吸収式冷温水機　○ 水冷式チリングユニット　○ 空冷式チリングユニット
	○	空気調和機	○ 温水ボイラー　○ 蒸気ボイラー　○ ヒートポンプチラー
			○ ファンコイル　○ ファンコンベクター　○ ガスヒートポンプエアコン
			○ コンベクター　○ ヒートポンプエアコン　○ エコアイス　○ 温風暖房機
	○	設計温湿度条件	屋外：夏期 33.3 ℃ 59.9 %；冬期 −2.1 ℃ 71.1 %；屋内：夏期 26 ℃ 50 %；冬期 22 ℃ 50 %
	○	付属機器	○ 感震器　○ 膨張水槽　○ 密閉式膨張タンク　○ クッションタンク
			○ 外機防雪フード　○ 防雪高置架台
			○ 防振架台（○ OS式メーカー指定品）
9 空調配管設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って配管工事の一切を施工する。
	○	配管材料	冷温水管：　○ ステンレス鋼管　○ スーパーエスロメタックス（50A以下）
			冷却水管：　○ ビニールライニング鋼管（VA）　○ 耐衝撃性硬質塩化ビニール管（HIVP）
			冷 媒 管：　○ 冷媒用被覆銅管
			排 水 管：　○ 硬質塩化ビニール管（VP）　○ 配管用炭素鋼鋼管（SGP-B）
			膨 張 管：　○ 水道用亜鉛鍍鋼管（SGPW）　○ 耐熱性ビニールライニング鋼管（HTLP）
			蒸 気 管：　○ 配管用炭素鋼鋼管（SGP-A）　○ 圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH40 HTLP）
	○	その他	必要な箇所には自動空気抜弁、温度計、圧力計、バイパス弁等を取付ける。
			配管の膨張伸縮の逃がしが必要な箇所には伸縮継手を取り付けること。
			配管には空気溜まりのないように施工し、図示以外で施工上必要な箇所には空気ぬき弁を取り付
			ける。

種目	適用	項　目	特　記　事　項
10 空調ダクト設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従ってダクト取付工事の一切を施工する。
	○	ダクト材料	○ 亜鉛鍍鉄板　○ グラスウールダクト　○ コンクリートダクト　○ 塩ビ鋼板
			○ 亜鉛鍍鉄板製スパイラルダクト　○ 空調用保温付フレキダクト　○ ステンレス鋼板
	○	ダクトの工法	○ アングル工法　○ コーナーボルト工法
	○	煙道材料	○ 鋼板製（　φ）○ ステンレス製（　φ）○ 亜鉛鍍鉄板製（　φ）
	○	その他	風量測定可能な測定口を監督員と協議の上取り付ける。
			外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類にはドレン抜を設ける。
			チャンバーには点検口を設ける（断熱仕様）
11 放射冷暖房設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って配管、機器取付工事の一切を施工する。
	○	熱　源	
	○	熱源機器	
	○	その他	
12 換気設備	●	工事範囲	本工事は下記の事項に従って配管、機器取付工事の一切を施工する。
	●	送 風 機	● 換気扇　○ 天井埋込型換気扇　○ 全熱交換ユニット　○ ルーフファン
			○ シロッコファン　○ パイプファン　○ 有圧換気扇　○ レンジフード
	○	ダクト材料	○ 亜鉛鍍鉄板　○ スパイラルダクト　○ ステンレス板　○ 硬質塩化ビニル管
			○ アルミフレキダクト　○ グラスウールダクト
	○	ダクトの工法	○ アングル工法　○ コーナーボルト工法
	○	フード	○ 亜鉛鍍鉄板　○ ステンレス板　○ 塩ビ板
	●	その他	送風機据付については、防音、防震に注意して施工の事。
			全熱交換ユニットにおける本体から外壁までの給気及び排気ダクトには防露工事を行う。
			同時給排気形送風機における給気ダクトには防露工事を行う。
			多湿箇所及び多湿箇所を通過するダクトは塩ビ管とする。
13 消火器設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って消火器設置工事一切を施工する。
	○	種類及び能力又は本数	○ ABC10型
			○ ABC20型
	○	その他	バルク貯槽・ガス給湯器（屋外機械置場）は　○ 屋外露出固とする。
			○ 歩行距離20m以内に設置
			所轄消防署と充分協議のうえ、法的に支障のないよう施工を行う。
14 灌水設備	○	工事範囲	本工事は下記の事項に従って配管、機器取付工事の一切を施工する。
	○	灌水パイプ	ウォータースプレイパイプ
	○	配管材料	屋外埋設：　○ 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管 HIVP（JIS K 6742）
15 その他			

工事番号・工事名　1相連教449号　S−19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和東小学校第2期）		図面の名称 機械設備工事特記仕様書（1）	作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号 級建築士　198531号 澤田　耕一 TEL（072）−331−3857　FAX（072）−334−5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号 杉本　孝良 TEL（0748）−72−1114　FAX（0748）−72−1166	管理建築士　澤田　耕一 検図　杉本　孝良 作図　大久保　晴二	縮尺（A1） 縮尺（A3）	図面番号 M−01

防火区画貫通箇所施工要領

《給排水管》

1、鋼管の場合

ー管径に関係無く通常の保温工事で良い

ー区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う

2、VP管の場合

ー125mm以上は鋼管又は大臣認定のトミジパイプを使用する

ー100mmには0.5t亜鉛鉄板を前後1m巻く事

・保温は保温材がポリスチレンフォーム保温筒の場合は

ロックウール保温帯25tを鉄線にて取り付ける

・区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う

・鉄板は区画貫通箇所を通して、前後1m管材の上に巻き

その上に保温を行う

ー75mm以下は鉄板巻き不要である

・保温材はポリスチレンフォーム保温筒で良い、ただし

貫通箇所はロックウール保温材又はモルタル詰めをする

《鋼　管》

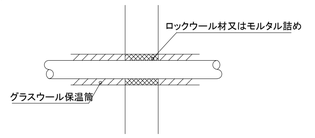

《VP管》100A

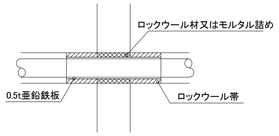

《ダクト》

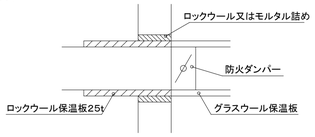

F）追記事項

設備図共通特記事項

1・建築設備の構造については、H12 建告1388号に適合する事。

2・給水装置の構造及び材質については、水道法施行令第5条の基準に適合する事。

3・排水設備の設置及び構造については、下水道法第10条・下水道法施行令第8条の基準に適合する事。

4・建築設備の支持構造部および緊結金物で腐食のおそれがある部分には 平12建告1388号第1 に従い防腐措置を講じること（令129条の2の4第2号）

5・配管設備の構造は 平12建告1388号第4の規定に従う（令129条の2の4第2号）

6・配管・風道が 令112条15項に規定する防火区画および 令114条に規定する界壁、防火上主要な間仕切壁または隔壁を貫通する場合は、モルタルまたはロックウールを充填すること（令112条16項、昭48建告2565号、昭49建告1579号、平12建告1376・1377号）

7・給水装置については水道法施行令5条、給水装置の構造および材質の基準に関する省令の規定に従う（水道法16条、給水装置の構造および材料の基準に関する省令）

8・排水設備の構造は下水道法10条3項および同法施工令8条の規定に従う（下水道法施工令8条に基づく条例）

9・ガスおよび換気設備は、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則44条の規定に従う（液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律38条の2）

10・電気設備は、電気技術基準に関する省令に定める工法により設ける（法32条、電気事業法39条1項・56条1項、電気設備に関する技術基準を定める省令）

11・火を使用する設備またはその使用に際し火災の発生の恐れのある設備の位置、構造は火災予防条例の規定に従う（消防法9条）

12・消防用設備などは、消防法17条の規定に従い設置する（消防法施行令2章、消防法17条2項に基づく条例）

13・水道法16条・ガス事業法40条の4 ・液化ガス38条の2 により適切な施工を行うこと。

14・給水排水その他の配管設備の設置及び構造について、施工令第129条の2の5各項、各号及び関係告示による。

15・排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜

■ 排水負荷単位法

□ 定常流量法（SHASE　S206－2000）

□ その他

※配管の傾斜は有効な数値を確保するものとする。

16・給水管に講じたウォーターハンマー防止のための処置

■ 流速を小さくする。

□ ウォーターハンマー防止器を設置する。

□ 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する。

□ その他

G）特記事項

●	地中埋設の鋼管類は防食処理を行う。またコンクリート貫通箇所はプラスチックテープを巻きモルタル埋めとする。
●	建物内埋設配管は全てスラブより吊るものとし、その要領は共仕による。
○	冷暖房・給湯設備における試運転用油はオイルタンクの1／3程度とする。
○	埋設配管において、深さ1．5m以上の施工に関しては、山止め工事を行う。
●	既設建物等のはつり穴あけに関しては、ダイヤモンドカッターを使用する。
●	本工事にて別途及び支給機器の配管等の接続工事、機器調整はすべて本工事とする。
●	屋外土中埋設配管に関しては、埋設標示テープ、標示ビン及び標示杭を設ける。
●	機械設備工事範囲内の電気設備工事は、全て別途電気設備工事仕様に準じて施工する。
●	新設工事以外の既設工事部分に付いては、既設内容、取り合いを良く調査して既存施設の機能を低下せしめてはならない。 なお当該工事に於いては、既設配管、既設埋設配管があった場合は監督員の指示により本工事で迂回等の工事を行う。 また撤去工事は既設配管の行き先を確認したうえ安全に処理する。
●	防火区画、用途区画貫通に関しては建築基準法施行令第129条の2の2第1項7号に基ず き区画貫通する管は、貫通前後1mを不燃材で造るか建設省告示3183号により完全に施工する
●	防火、防煙ダンパー類は、（財）日本建築センターの防災認定マークを貼付された　ものとする。
○	配管埋設標準深さは　一般地 GL-300mm　車両通路 GL-750mm　公道 GL-1200mm　とする。
●	給水配管の接合剤は、上水道用接合剤とする。
●	排水管の曲がり部は大曲がりエルボを使用し通水をよくする。
○	3階以上の建物に関する排水管には、各階毎に満水試験継手を設ける。
○	居室の天井、壁を通る排水管で排水音の発生する恐れのある箇所には防音シート巻きを施す。
●	コンクリート製会所、汚水桝、浄化槽との硬質塩化ビニール管の接続部は、砂付き加　工の工場製品を使用し漏水防止を図る。
○	埋設で合成樹脂被覆鋼管の接続は、合成樹脂被覆メカ継手、サービスコックは合成樹脂被覆ボールバルブとする。
●	水栓類は節水コマ付き、フラッシュバルブは節水型とする。なお管末屋外水栓は凍　結防止水栓とする。
○	LPGの場合には　親メーター　自動切替弁　転倒防止鎖
	本工事はガス事業法または、高圧ガス取締法に準じて施工を行う。液化石油ガスの各 種検査は、供給者又はLPガス保安センターの検査を受け合格すること。
	プロパンガス設備工事の施工者は、特定液化石油ガス設備工事業者であり、作業者は液化石油ガス設備士とする。
	配管には空気溜まりのないように施工し、図示以外で施工上必要な箇所には空気ぬき弁を取り付ける。
○	配管の膨張伸縮の逃がしが必要な箇所には原則としてベローズ型伸縮継手を取り付のこと。
○	所轄消防署と充分協議のうえ、法的に支障のないよう施工を行う。
●	凍結（屋外等）の恐れがある箇所においては保温を行うか水抜き配管を施工する。
○	屋内消火栓箱には消火ポンプ運転表示灯を取付ける。
○	風量測定可能な箇所には測定口を監督員と協議の上取り付ける。
○	外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類にはドレン抜を設ける。
○	チャンバーには点検口を設ける（断熱仕様）
●	送風機据付については、防音、防震に注意して施工し、必要な箇所には防音、防振　器具を設ける事。
○	全熱交換ユニットにおける本体から外壁までの給気及び排気ダクトには防露工事を行う。
●	排気ダクトの外壁から1m以内及び給気ダクトには防露工事を行う。
○	多湿箇所及び多湿箇所を通過するダクトは塩ビ製とする。
○	医療ガス設備に関しては、厚生省保険医療監修機械設備共通仕様に準ずる。
○	住戸内の給水,給湯,ガス配管はポリブデン管を使用しさや管ヘッダー方式により施工　する。 また、将来配管の入れ替え交換や接続が容易に行える様施工する事。
○	配管等の防火区画貫通の防火措置工法は、220号特例基準に準拠し、防災（BCJ）認定品及び工法を用いること。
○	総合調整
	下記の項目の総合調整を行うものとし調整時期、日程、人員、安全対策、調整方法等をまとめた実施計画書を作成し測定をおこなうものとし、結果を記録し提出のこと。
	A．測定及び調整
	（1）個別機器の試運転調整・（2）風量の調整及び測定・（4）室温の測定・（5）水量調節、調整、測定
	（5）騒音、振動
	B．調整後の確認
	（1）異常音・（2）設計値との最終確認
	C．調整結果の記録

I）　工事区分　※別紙参照

適用	工事項目	建築	電気	機械	別途
●	1）配管、衛生器具、換気扇、ダクト等スリーブ、箱入れ工事	○	○	○	○
○	2）同上構造体鉄筋鉄骨補強工事	○	○	○	○
●	3）外壁貫通部分の防水処理工事	○	○	○	○
●	4）配管等穴開け、はつり部分の仕上げ工事	●	○	○	○
●	5）埋込盤類、埋込機器類等天井、壁ボード開口工事	○	○	●	○
●	6）同上下地補強工事	●	○	○	○
●	7）天井、壁、床に必要な点検口取付工事	●	○	○	○
○	8）設備機器基礎　空調機器類及び床暖房熱源機の基礎工事	○	○	○	○
○	9）　〃　水槽類及び業務用エコキュートの基礎工事	○	○	○	○
○	10）上水道引込本管接続工事	○	○	○	○
○	11）ガス引込本管接続工事	○	○	○	○
○	12）公共下水道接続工事	○	○	○	○
○	13）雨水排水工事	○	○	○	○
○	14）業務用厨房器具据付工事	○	○	○	○
○	15）同上配管接続工事	○	○	○	○
○	16）洗面カウンター工事	○	○	○	○
○	17）はめ込洗面器配管接続工事	○	○	○	○
○	18）化粧鏡	○	○	○	○
○	19）洗濯機パン供給，取付工事	○	○	○	○
○	20）ユニットシャワー供給，設置工事	○	○	○	○
○	21）ユニットバス配管接続工事	○	○	○	○
○	22）ガス給湯機リモコン取付工事	○	○	○	○
○	23）同上リモコン用配管工事	○	○	○	○
○	24）同上リモコン配線接続工事	○	○	○	○
○	25）給排水消火等 ポンプユニット制御盤1次側電源工事	○	○	○	○
○	26）同上ポンプユニット制御盤2次側電気工事	○	○	○	○
○	27）同上ポンプユニット警報回路2次側電気工事	○	○	○	○
○	28）液面電極棒取付及び液面調整工事	○	○	○	○
○	29）換気扇取付枠工事	○	○	○	○
●	30）換気扇供給，取付工事	○	○	●	○
○	31）同上用温度スイッチ供給取付工事	○	○	○	○
○	32）OAガラリ、排気ガラリ等取付工事	○	○	○	○
○	33）ドアーガラリ取付工事	○	○	○	○
○	34）クーラー配管スリーブ、カバープレート取付工事	○	○	○	○
○	35）エアコン供給取付工事	○	○	○	○
○	36）空調機室内外機一次側電源供給	○	○	○	○
○	37）空調機室内外機間の制御用配線配管工事	○	○	○	○
○	38）空調室内機リモコンスイッチ取付工事	○	○	○	○
○	39）空調室内機リモコンスイッチ用配線配管工事	○	○	○	○
●	40）土間コンクリート取り壊し，復旧	●	○	○	○
●	41）同上仕上げ工事	●	○	○	○
●	42）既設アスファルト舗装取り壊し，復旧	●	○	○	○
●	43）配管改修・ダクト改修工事に必要な壁貫通，補修	○	○	●	○
○	44）浄化槽操作盤を含む2次側電気工事	○	○	○	○
○	45）浄化槽警報回路2次側電気工事	○	○	○	○
○	46）公共桝接続工事	○	○	○	○
○	47）プロパン庫	○	○	○	○
●	48）手すり	●	○	○	○
○	49）ベビーシート・ベビーチェア	○	○	○	○
○	50）シャワーバン	○	○	○	○
○	51）キッチン	○	○	○	○
○	52）消火器	○	○	○	○

J）メーカーリスト

本工事に使用する機器材料は、下記または同等以上の規格品を監督員の承諾を得て個のこと

適用	機材名	製造者名				
●	管材料及び継手	JISマーク又は水マーク表示品				
○	石綿二層管	浅野スレート	昭和電工	トーアトミジ	三菱樹脂	
○	着色ポリエチレン鋼管	住友管金属	古河電気工業			
●	弁　類	北沢バルブ	東洋バルブ	巴バルブ	日立金属	本山バルブ
		大和バルブ	県内産バルブ	JISマーク表示品		
○	防振継手	トーフレ	東洋ゴム	日本ベロー工業	ブリジストン	本山製作所
○	防振架台	機器製造岡本	倉敷加工	東海ゴム工業	特許機器	
●	排水金物類	カネソウ	小島製作所	ダイドレ	長谷川鋳工所	福西鋳物
○	マンホール類	カネソウ	小島製作所	ダイドレ	長谷川鋳工所	福西鋳物
●	衛生器具類	LIXIL	TOTO			
○	厨房機器	伊丹厨房	大洋厨房	中西製作所	日本調理器	
○	流し台類	クリナップ	サンウェーブ	ｸﾀﾗｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ	ナススステンレス	松下電器
○	消火栓類	立売堀製作所	北浦製作所	岸本産業	消火栓機工	横井製作所
○	量水器	愛知時計電機	大阪機工	金門製作所	リコー精機	
○	油量計	オーバル機器	工技研究所	昭和機器	セイケン製作所	
○	計器類	愛知時計電機	金門製作所	工技研究所	日本フローセル	
○	水槽類	積水ｱｸｱｼｽﾃﾑ	ブリジストン	森松工業	三菱樹脂	ベルテクノ
○	受水槽ポンプユニット	同上4社	荏原製作所	川本製作所	松下電工	
○	製缶類	森松工業	ベルテクノ	島倉鉄工所	三成鉄工	平川鉄工所
○	グリーストラップ	カネソウ	下田機工	ダイドレ	ホーコス	
○	湯沸器	パーパス	ノーリツ	パロマ	リンナイ	
○	バルク貯槽	伊藤工機	富士工機	矢崎総業		
○	ガスコック類	大阪ガス	藤井合金			
○	浄化槽	INAX	クボタ	ダイキ	ベスト	
○	濾過機	理水化学	成　研	富士濾水機	東西化学	
○	ヒートポンプエアコン	三菱重工				
○	ガスヒートポンプエアコン	パナソニック	ヤンマー	ダイキン工業		
○	空調機	木村工機	三洋電機	昭和鉄工	新晃工業	ダイキン工業
		東洋製作所	日立冷熱	松下電器		
○	FF暖房機					
○	ガスヒートポンプチラー	ヤンマー				
○	吸収式冷温水機	荏原製作所	川崎冷熱工業	三洋電機	昭和鉄工	日立製作所
		矢崎総業				
○	冷却塔	空研工業	信和産業	ダイキン工業	日本スピンドル	松下精工
		三菱樹脂				
○	ボイラー					
○	ポンプ類	荏原製作所	川本製作所	テラルキョクトウ	日立製作所	
○	送風機	荏原製作所	鎌倉製作所	テラルキョクトウ	日立製作所	松下精工
		三菱電機				
●	換気扇	三洋電機	東芝	日立製作所	松下電器	三菱電機
○	ダンパー類	空研工業	大東機工	フジモリ産業	丸光産業	
○	吹出口・吸込口	空研工業	新晃工業	日産工業所	丸光産業	
○	自動制御機器	鷺宮製作所	トキメック	山武ハネウエル	横河ジョンソン	
○	雨水貯留槽					
○	業務用エコキュート	三菱電機	前川製作所	巴商会	イトミック	
○	床暖房	AAN同等ﾒｰｶｰ				
○	消火設備	横井機販責任施工				
○	立形ルーフトップ空調機	木村工機（株）				
○	誘引放射ユニット	木村工機（株）				

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和東小学校第2期）		図面の名称 機械設備工事特記仕様書（2）			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号-級建築士　198531号澤田　耕一 TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号杉本　孝良 TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166	管理建築士　澤田　耕一 検図　杉本　孝良	作図　大久保　晴二	縮尺（A1）	縮尺（A3）	図面番号 M－02

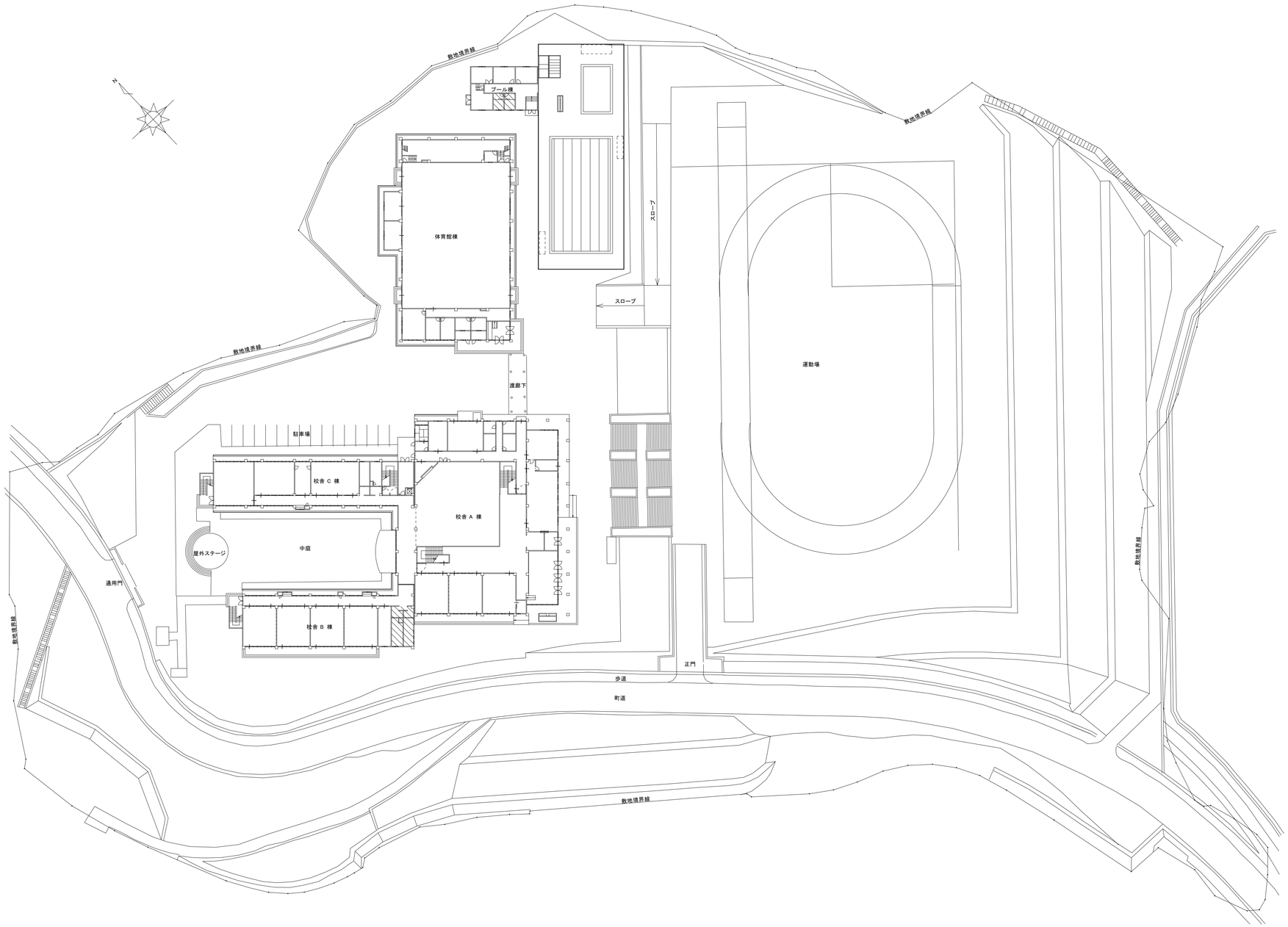

配置図　　1:500

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和東小学校第２期）			図面の名称 配置図			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号級建築士　198531号澤田　耕一 TEL（072）－331－3857　FAX（072）－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央２丁目95　一級建築士　109825号杉本　孝良 TEL（0748）－72－1114　FAX（0748）－72－1166	管理建築士　澤田　耕一	検図　杉本　孝良	作図　大久保　晴二		縮尺（A1） 1：500	縮尺（A3） 1：1000	図面番号 M－03

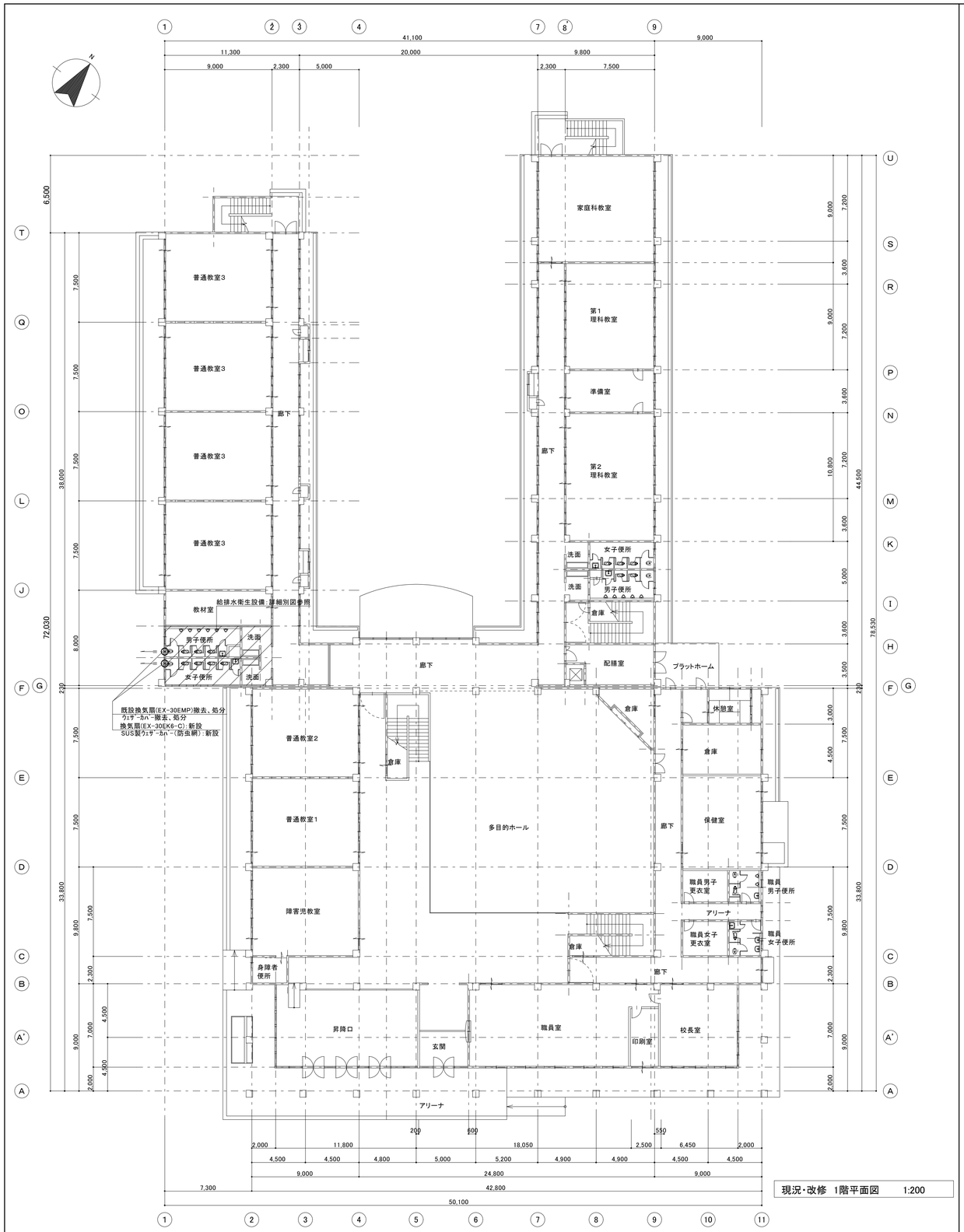

現況・改修 1階平面図 1:200

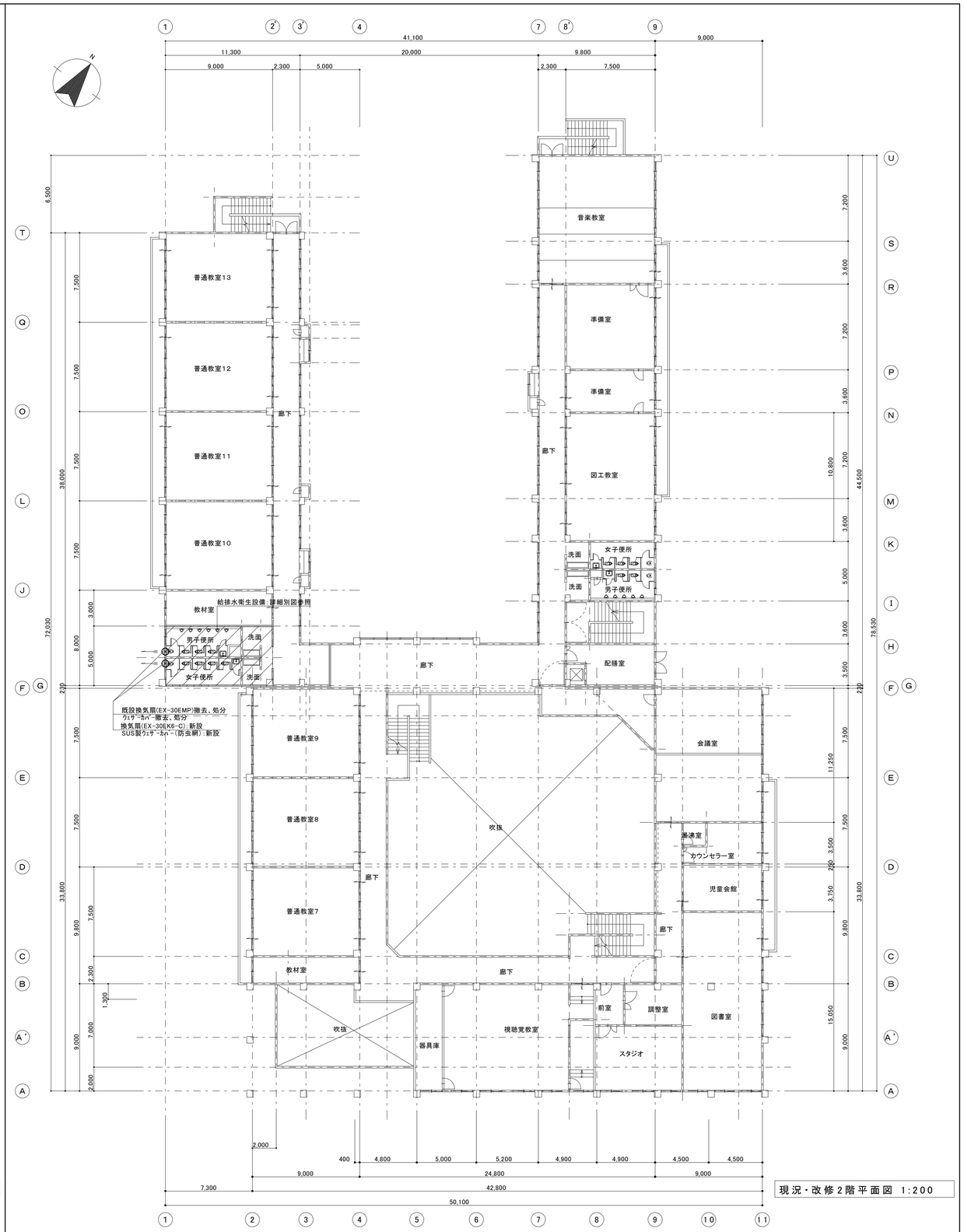

現況・改修2階平面図 1:200

工事番号・工事名　1相連教449号 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和東小学校第2期）	S−19708	図面の名称 現況・改修平面図			作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号-級建築士　198531号澤田　耕一 TEL　(072)−331−3857　FAX　(072)−334−5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号杉本　孝良 TEL　(0748)−72−1114　FAX　(0748)−72−1166	管理建築士　澤田　耕一　検図　杉本　孝良	作図　大久保　晴二	縮尺(A1) 1：200	縮尺(A3) 1：400	図面番号 M−04

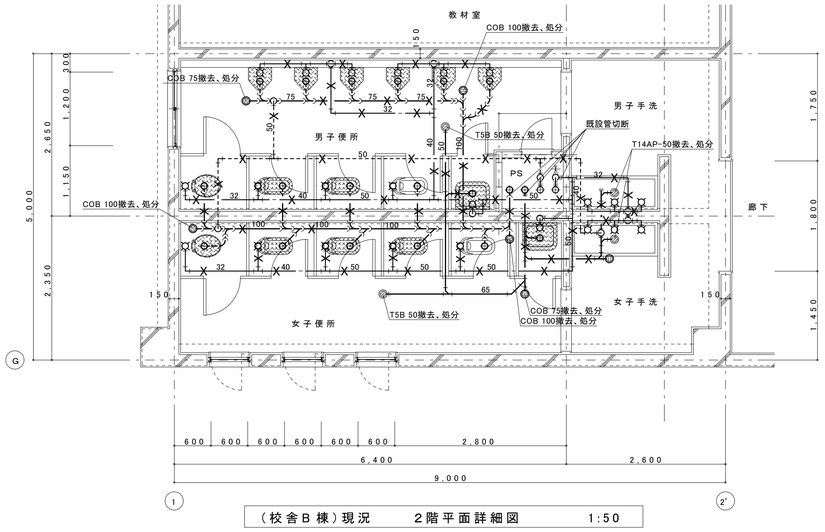

（校舎Ｂ棟）現況　２階平面詳細図　1:50

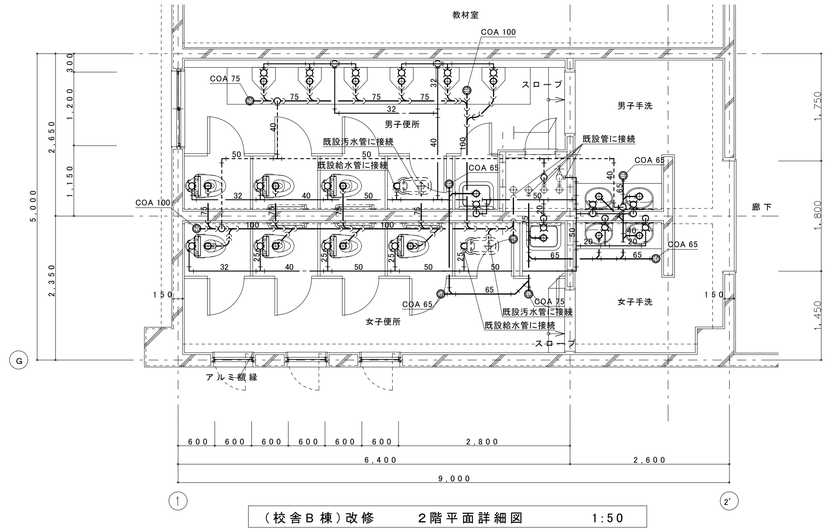

（校舎Ｂ棟）改修　２階平面詳細図　1:50

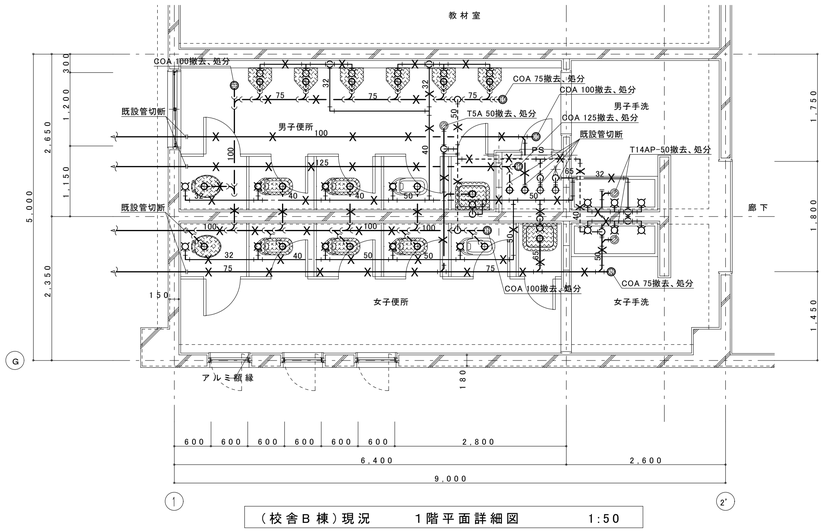

（校舎Ｂ棟）現況　１階平面詳細図　1:50

※1階は、ピット配管

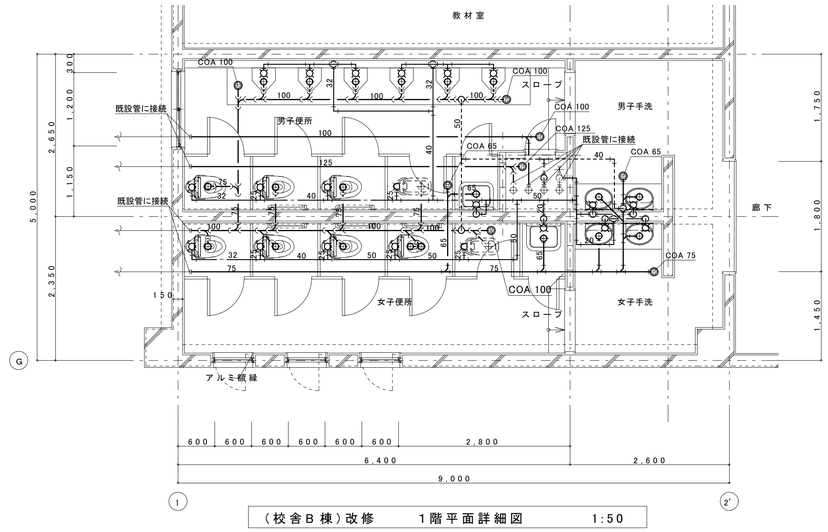

（校舎Ｂ棟）改修　１階平面詳細図　1:50

※1階は、ピット配管

凡　例

	撤去器具を示す。
	撤去配管を示す。

注記）
新規の梁貫通は、不可とする。
既設配管サイズ、ルートは参考とし現場確認の上、施工のこと。
配管改修に伴う壁、床貫通、補修は本工事とする。
貫通配管はコア抜き補修とする。
但し既存貫通穴を極力流用のこと。
コア抜きは、事前にX線探査を行なう事。

撤去衛生器具リスト

器具名	品番	1階	2階	数量	備考
洋風大便器(FV)	C-14	2	2	4	
和風大便器(FV)	C-375VF	5	5	10	
小便器(FV)	U307C	6	6	12	
化粧鏡	TS119ASY3	6	6	12	
掃除用流し	SK22A	2	2	4	
横水栓	T23B13	6	6	12	

新設衛生器具表

器具名	参考品番	付属品、他一式共	1階男子便所	1階女子便所	2階男子便所	2階女子便所		合計数量	備考
パブリックコンパクト便器（掃除口付）	CFS494CHNS	TV560CP(ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ:床)・TC300(普通便座)・YH701(棚付二連紙巻器)	3	4				7	
パブリックコンパクト便器（掃除口付）	CFS494CSNS（低圧フラッシュバルブ）	TV560CP(ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ:床)・TC300(普通便座)・YH701(棚付二連紙巻器)			3	4		7	
自動洗浄小便器（自己発電・節水タイプ）	UFS900WR		6		6			12	
手すり	建築工事								
掃除用流し	SK22A	TK22(ﾘﾑｶﾊﾞｰ)・T23AEG20C(横水栓)・TN114(止水栓)・T9R(ﾊﾞｯｸﾊﾝｶﾞｰ)・HH04060(樹脂ﾌﾞﾗｸﾞ) T37SGEP(床排水金具)	1	1	1	1		4	
カウンター式洗面器	L350C	TLG04101J(立水栓)・T6PM1(排水金具)・TL4CFU(止水栓)	2	2	2	2		8	
マーブライトカウンター	ML45 L=1,850	プレーンシリーズ	1	1	1	1		4	
化粧鏡	YM3560A		2	2	2	2		8	
和風大便器	既設のまま	配管接続:本工事	(1)	(1)	(1)	(1)		(4)	

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708

相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和束小学校第2期）

図面の名称
（校舎B棟）
現況・改修1．2階平面詳細図

作成年月日
令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号級建築士　198531号澤田　耕一
TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号杉本　孝良
TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166

管理建築士　澤田　耕一　検図　杉本　孝良　作図　大久保　晴二

縮尺(A1)　1：50　縮尺(A3)　1：100

図面番号　M－05

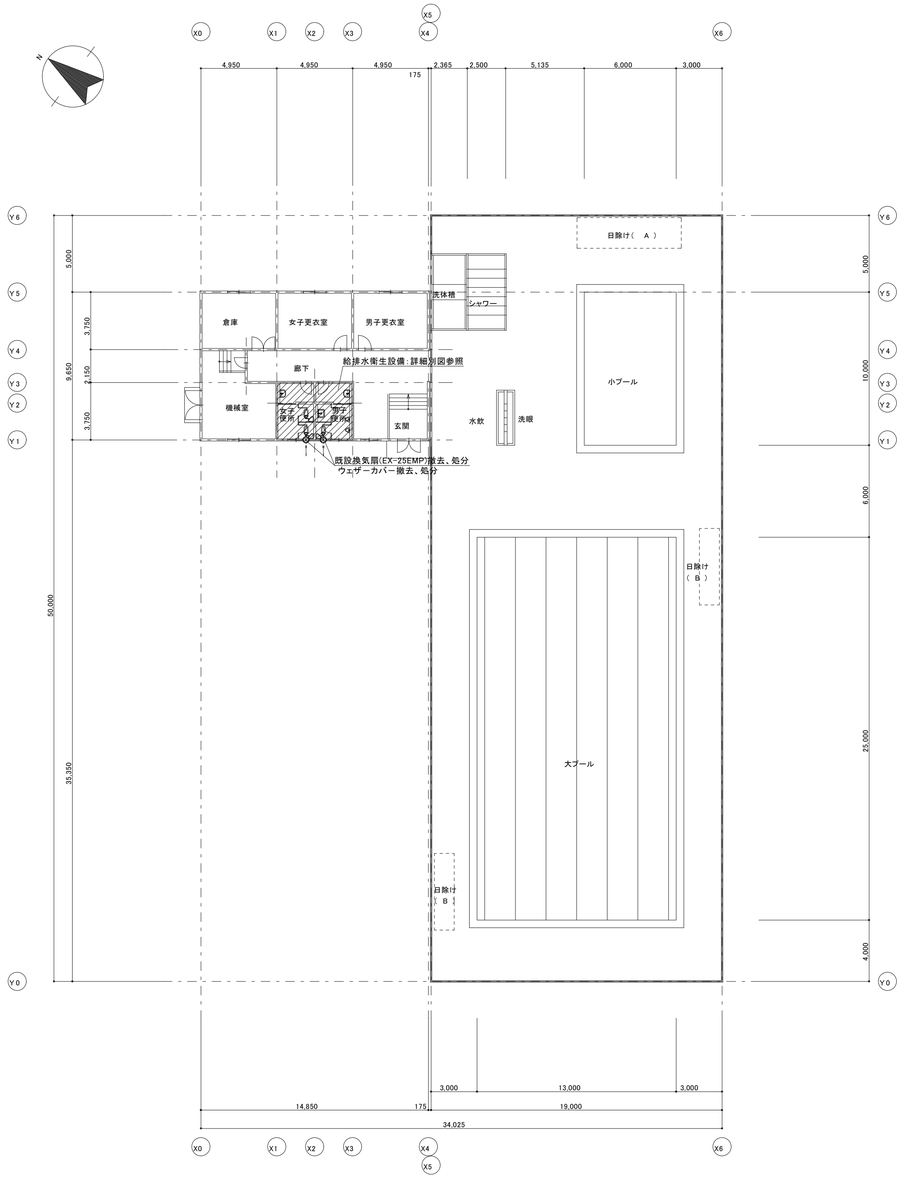

現況　1 階平面図　　1:200

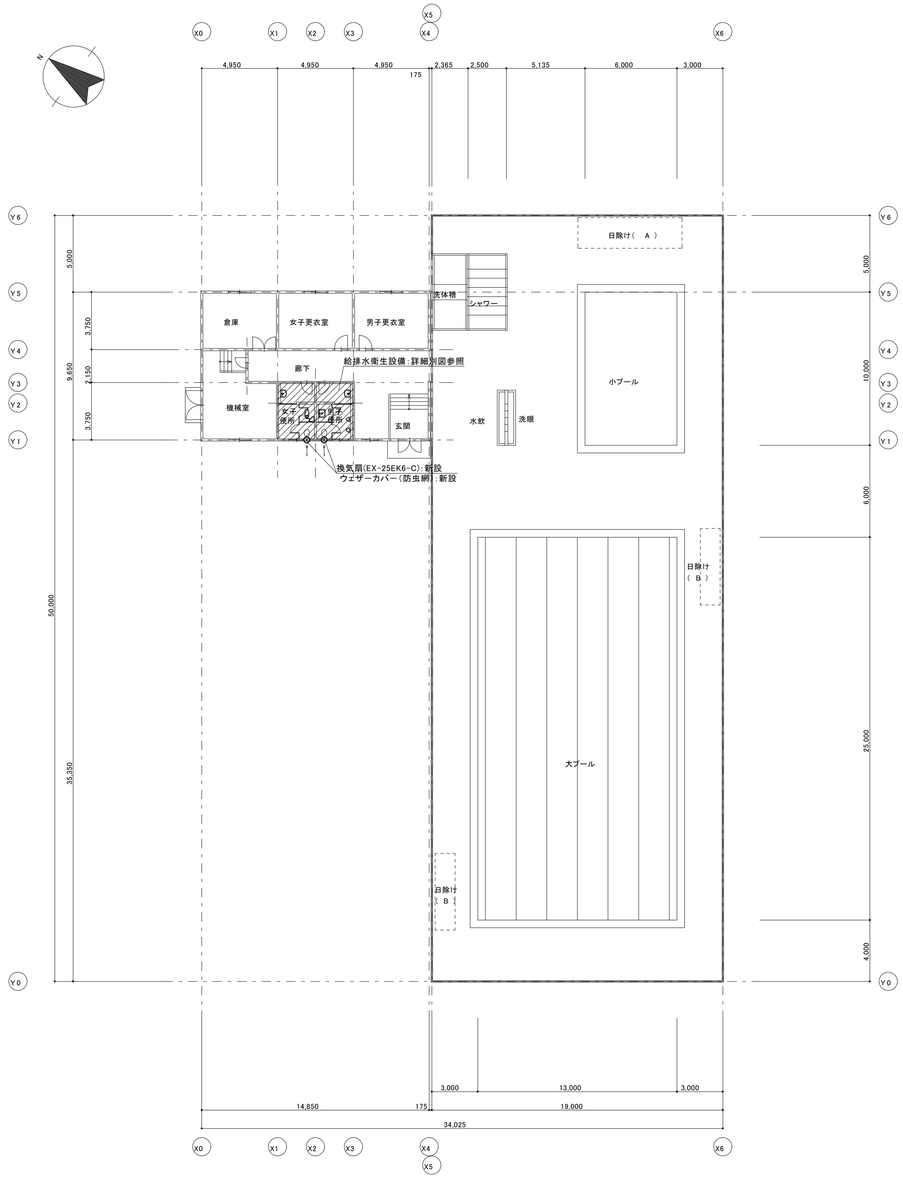

改修　1 階平面図　　1:200

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708

相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和東小学校第2期）

図面の名称
（プール棟）
現況・改修平面図

作成年月日
令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号級建築士　198531号澤田　耕一
TEL（072）－331－3857　FAX（072）－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号杉本　孝良
TEL（0748）－72－1114　FAX（0748）－72－1166

管理建築士	検図	作図		縮尺(A1)	縮尺(A3)	図面番号
澤田　耕一	杉本　孝良	大久保　晴二		1：200	1：400	M－06

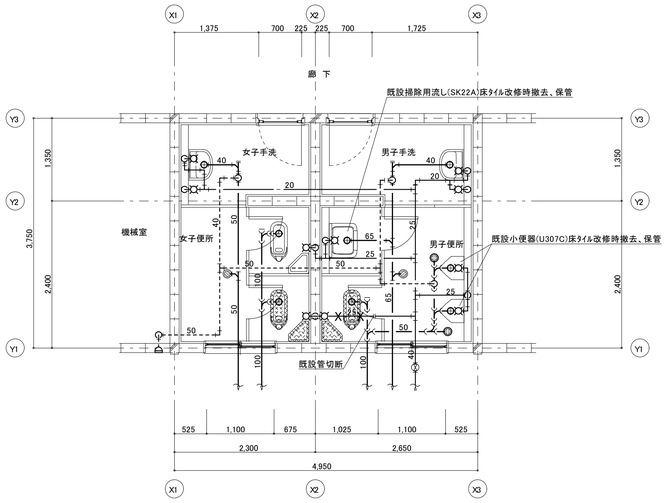

（プール棟）現況1 階平面詳細図　　1:50

※1階は、ピット配管

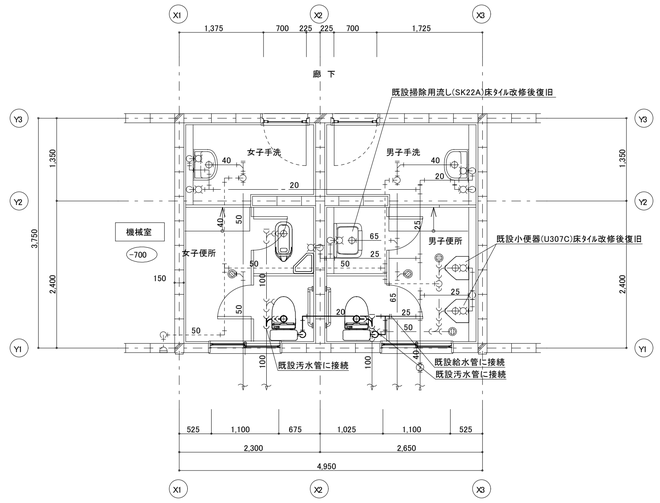

（プール棟）改修1 階平面詳細図　　1:50

※1階は、ピット配管

凡　例	
	撤去器具を示す。
	撤去配管を示す。

撤去衛生器具リスト

器具名	品番	数量	備考
和風大便器(ロータンク)	C-750V	2	

新設衛生器具表

器具名	参考品番	付属品、他一式共	男子便所	女子便所				合計数量	備考
パブリックコンパクト便器（掃除口付）	CS597BCS	SH596BAYR（タンク：ふた固定あり）・TC300（普通便座）・YH701（棚付二連紙巻器）	1	1				2	
手すり	建築工事								

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708

相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事
（和東小学校第2期）

図面の名称
（プール棟）
現況・改修便所平面詳細図

作成年月日
令和元年5月

株式会社　日匠設計
大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号級建築士　198531号澤田　耕一
TEL（072）－331－9857　FAX（072）－334－5931
滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号杉本　孝良
TEL（0748）－72－1114　FAX（0748）－72－1166

管理建築士　澤田　耕一　検図　杉本　孝良　作図　大久保　晴二

縮尺（A1）1:50　縮尺（A3）1:100

図面番号　M－07

保温施工標準図　No．1

給水・排水（通気）　空調ドレン管

屋内露出　（一般居室、廊下）

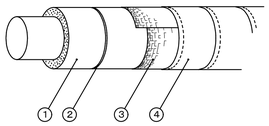

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ以上
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	合成樹脂製カバー		板厚　０．３ｍｍ以上

機械室、書庫・倉庫（厨房の天井内を含む）　天井内、ＰＳ内、空調壁中

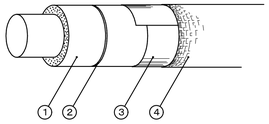

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	原　紙		１㎡　３７０ｇ以上
4	アルミガラスクロス	ＪＩＳ　Ｒ　３４１４　ＥＰ１８Ａ	

※ 原紙＋アルミガラスクロスに替えアルミガラス化粧原紙を使用できる
※ 天井、ＰＳ内の場合は原紙を省略し、ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温筒＋ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ(幅50mm)とする。

床下、暗渠内　（ピット内含む）

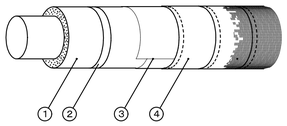

	材　料　名	規　格	備　考
1	ポリスチレンフォーム保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５１１	３号
2	粘着ビニールテープ	ＪＩＳ　Ｚ　１５２５	厚さ　０．２ｍｍ
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	着色アルミガラスクロス		黒色

※ 共同溝の保温の種別は特記による。
※ 排水管、空調ドレン管で暗渠内（ピット内を含む）、最下階の床下配管及び耐火二層管は保温を行わない。

浴室・厨房等の多湿箇所　屋外露出　（バルコニー・開放廊下を含む）　（厨房の天井内は含まない）

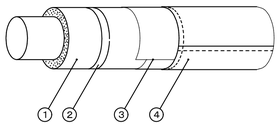

	材　料　名	規　格	備　考
1	ポリスチレンフォーム保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５１１	３号
2	粘着テープ	ＪＩＳ　Ｚ　１５２５	厚さ　０．２ｍｍ以上
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	ステンレス鋼板	ＪＩＳ　Ｇ　４３０５	

※ 厨房、浴室等の多湿箇所はステンレス鋼板とする。
※ 排水管、空調ドレン管で屋外露出及び耐火二層管は保温を行わない。

給湯・温水（膨張管含む）・蒸気・冷水・冷温水

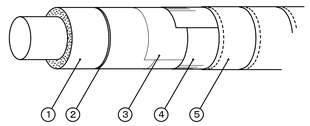

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ以上
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	合成樹脂製カバー		暑さ　０．３ｍｍ以上

※ 給湯、温水、蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。

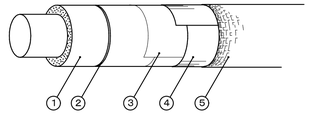

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	線径　０．６ｍｍ
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	原　紙		１㎡　３７０ｇ以上
5	アルミガラスクロス	ＪＩＳ　Ｒ　３４１４　ＥＰ１８Ａ	

※ 給湯、温水、蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。
※ 原紙＋アルミガラスクロスに替えアルミガラス化粧原紙を使用できる
※ 天井、ＰＳ内の場合は原紙を省略する。
※ 給湯・温水、蒸気配管の天井、ＰＳ内はアルミガラス化粧グラスウール保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープとする。

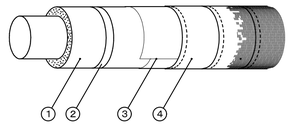

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄線	ＪＩＳ　Ｚ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	着色アルミガラスクロス		黒色

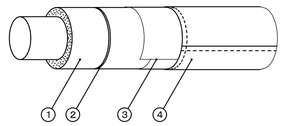

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	ステンレス鋼板	ＪＩＳ　Ｇ　４３０５	

保温材の厚さ

単位：ｍｍ

呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	参考使用区分	
Ⅰ	R		２０								２５			４０		ロックウール	給水管
	G		２０								２５			４０		グラスウール	排水管
	P		２０								２５					ポリスチレンフォーム	
Ⅱ	R		２０								２５			４０		ロックウール	温水管
	G		２０								２５			４０		グラスウール	給湯管
Ⅲ	R		２５		３０			４０								ロックウール	蒸気管
	G		２５		３０			４０								グラスウール	
Ⅳ	R		３０				４０							５０		ロックウール	冷温水管
	G		３０				４０							５０		グラスウール	冷水管
	P		３０				４０							５０		ポリスチレンフォーム	冷媒管
Ⅴ							２５									機器、排気筒、煙道、内貼	
Ⅵ							５０										
Ⅶ							７５										
Ⅷ							５０または２５									ダクト	

詳細は標準仕様書による。なお、高圧（0.1MP以上）の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温は、特記による。

共通事項

1．ポリスチレンフォーム保温筒は、１本（１ｍ）につき２箇所以上粘着テープ２回巻きとする。
2．テープ巻きその他の重なり幅は、原則として、テープ状の場合は１５ｍｍ以上（ポリエチレンフィルムの場合は１／２重ね以上）、その他の場合は３０ｍｍ以上とする。
3．テープ巻きは、配管の下方より上向きに巻き上げる。アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそれのある場合には、粘着テープ等を用いてずれ止めを行う。
4．合成樹脂製カバーの取付は、直管の合わせ幅は25ｍｍ以上とし、合わせ目を両面テープで貼り合わせた後、１５０ｍｍ以下のピッチで、合成樹脂製カバー用ピンで押さえる。
5．屋内露出配管の保温見切り部分には菊座を取付ける。
6．保温筒取り付けの鉄線巻きは１本（１ｍ）につき２箇所２回巻きとする。
7．鉄板巻きの継目部にはシールを行う。
8．グラスウール保温筒、保温板の使用困難な場所は、保温帯または波形保温板を使用してもよい。
9．ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。
10．屋内露出の配管及びダクトの床貫通部は、その保温材保護のため、床面より少なくとも高さ１５０ｍｍまでステンレス鋼板で被覆する。
11．通気管の保温は排水分岐より１００ｍｍのみ保温を行う。

冷水・冷温水管の配管支持金具

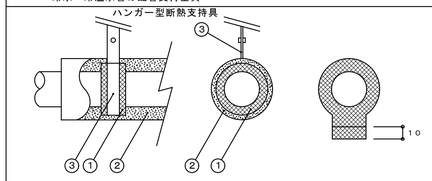

① 断熱支持具
② グラスウール保温筒
③ バンド

※ 台型断熱材の厚さはハンガー型と同じとする。
※ 台型の場合は腰高品（既製品＋１０ｍｍ）を使用する。
※ ハンガー型は蝶番式又は提灯型を使用する。

断熱支持具の厚さ（Ｔ）と長さ（Ｌ）

Ａ	Ｔ	Ｌ
１５Ａ～２５Ａ	２０	５０
３２Ａ～１５０Ａ	３０	５０
２００Ａ	３０	１００
２５０Ａ～３００Ａ	４０	１００

単位：ｍｍ

冷媒配管（全ての施工場所）

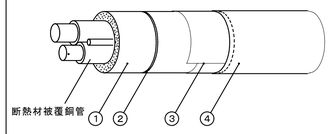

	材　料　名	規　格	備　考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ　20ｍｍ厚
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５３２	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	外装材は冷温水に準じる		

※ ただし、天井内、ＰＳ内、空隙壁内、床下は上記に変えて断熱材被覆銅管（保温厚20ｍｍ）とする。

防火区画貫通箇所施工要領

《 給排水管 》

1、鋼管の場合
※ 管径に関係なく通常の保温工事でよい。
※ 区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う。

2、ＶＰの場合
【最上階４階まで　１時間耐火】
※ １２５ｍｍ以上は鋼管または大臣認定の耐火二層管を使用する。
※ １００ｍｍには０．５t亜鉛鉄板を前後１ｍ巻くこと。
・保温は保温材がポリスチレンフォーム保温筒の場合はロックウール保温帯２５tを鉄線にて取り付ける。
・区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う。
・鉄板は区画貫通箇所を通して、前後１ｍ管材の上に巻きその上に保温を行う。
※ ７５ｍｍ以下は鉄板巻き不要である。
・保温材はポリスチレンフォーム保温筒でよい、ただし貫通箇所はロックウール保温材又はモルタル詰めを行う。

【５階～最上階１４階まで　２時間耐火】
※ 上記１時間耐火の管径より１ランク下げた管径を代入する。

鋼　管

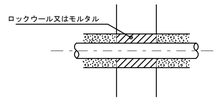

ＶＰ管

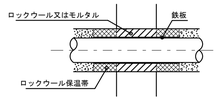

ＶＰ管７５Ａ以下は鋼管と同じ貫通部分にポリスチレンフォーム保温筒又はグラスウール保温筒を使用してはいけない。

《 ダ ク ト 》

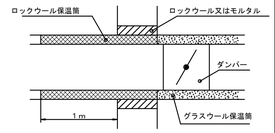

《 冷水、冷温水管 》

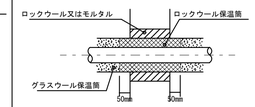

ＶＰ管７５Ａ以下は鋼管と同じ貫通部分にポリスチレンフォーム保温筒又はグラスウール保温筒を使用してはいけない。

弁フランジなどの保温

給水、給湯、温水、蒸気

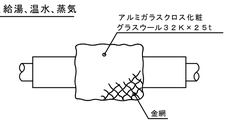

冷水、冷温水

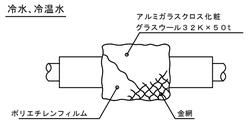

※ 給湯、温水、蒸気配管で室内及び暗渠内の伸縮継手、防震継手、フレキシブルジョイント、弁及びフランジは保温を行わない。
※ 蒸気、温水配管で室内及び暗渠内の各種装置廻りの配管は保温を行わない、ただし火傷の可能性がある場合は火傷防止をおこなう。
※ 屋外は金網の下にポリエチレンフィルム を巻く。
※ 給水、給湯、冷水、冷温水用の露出配管で、保温を行う65Ａ以上の弁、ストレーナー等はビスなどにより容易に脱着できうる金属製カバーによる外装を施す。
（室内外共：カラー亜鉛鉄板またはステンレス鋼板）

配管行先表示板

室内、ＰＳ内、点検口部分の配管には配管表示板を取り付ける。
この表示板にはには、流体名称、矢印、色別バンド書き込む。

パイプシャフト表示板

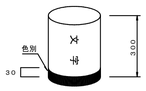

点検口表示板

配管表示色

管　種	色	管　種	色
給水管	青	温水管	ﾚﾝｶﾞ色
揚水管	青　２本	冷温水管	濃青､ﾚﾝｶﾞ色
井水管	青　３本	蒸気管	橙い赤
雑排水管	茶	冷却水管	淡水色
汚水管	茶　２本	膨張管	ﾚﾝｶﾞ色 ２本
通気管	茶の破線	油　管	黄
消火管	赤	空気管	白
ガス管	緑	給湯管	肌色
冷水管	濃青色	冷媒管	緑　２本

※ 表示板の材質は塩化ビニール樹脂製とする。
※ 屋内外露出の配管名表示部分には、縦書きの場合は下部、横書きの場合は左側に色別バンドを取り付ける。

※ 特記以外はこの施工標準図による。
※ 設計図書に明記の無い場合又は疑いが生じた場合は監督員と協議する。
※ 現場の収まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督員と協議する。
※ 詳細は国土交通省機械設備工事標準仕様書及び同施工監理指針に基づく。

工事番号・工事名　1相連教449号　S－19708 相楽東部広域連合立小中学校トイレ改修工事 （和東小学校第2期）			図面の名称 保温施工標準図(1)		作成年月日 令和元年5月
株式会社　日匠設計 大阪本社　大阪府松原市阿保1丁目3番12号 級建築士　198531号 澤田　耕一 TEL　(072)－331－3857　FAX　(072)－334－5931 滋賀事務所　滋賀県湖南市中央2丁目95　一級建築士　109825号 杉本　孝良 TEL　(0748)－72－1114　FAX　(0748)－72－1166	管理建築士　澤田　耕一	検図　杉本　孝良	作図　大久保　晴二	縮尺(A1)	縮尺(A3)	図面番号 M－08